

W T O 関連用語集

第 7 版

平成 21 年 8 月



(全国農業協同組合中央会)

— 目 次 —

1. 50音順一覧

[ア行]

青の政策	1
アジア欧州会合 (ASEM)	91
アジア太平洋経済協力 (APEC)	89
アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)	101
アジェンダ2000	2
アフリカ・カリブ海・太平洋諸国 (ACP諸国)	88
アメリカ2002年農業法	2
アメリカ2008年農業法	3
反 (アンチ) ダンピング	63
一括受諾方式 (シングル・アンダーテイキング)	4
一般品目	5
一般理事会 (WTO一般理事会)	115
遺伝子組換え体 (GMO)	5
医薬品アクセス	6
インド協同組合中央会 (NCUI)	157
ウルグアイ・ラウンド (UR)	7
ウルグアイ・ラウンド農業合意 (URAA)	7
ウルグアイ・ラウンド (UR) 方式	9
衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)	110
欧州委員会	98
欧州議会	99
欧州理事会	98
欧州連合 (EU)	97

[力行]

階層方式	9
開発イニシアティブ	11
価格支持融資制度（マーケティング・ローン）	12
価格変動対応型支払い（CCP）	12
閣僚理事会	98
ガット（GATT）	13
ガット第24条	14
カナダ農業者連盟（CFA）	157
カレント・アクセス（現行輸入機会）	15
カンクン閣僚会議（第5回WTO閣僚会議）	15
韓国農業協同組合中央会（NACF）	157
関税簡素化	16
関税割当（TRQ）	16
関税割当の新設問題	17
飢餓・栄養不足人口	17
季節関税	18
議長参考文書	19
黄の政策	19
キャパシティ・ビルディング	21
牛海绵状脳症（BSE）	93
協力のためのアジア農業者グループ（AFGC）	21
グリーンルーム会合	23
ケアンズグループ	24
経営に関する国土契約（CTE）	95
経済協力開発機構（OECD）	107
経済連携協定/自由貿易協定（EPA/FTA）	97
原産地規則	24
高級事務レベル会合（SOM）	110

豪州農業者連盟 (NFF)	158
口蹄疫.....	25
コーデックス食品規格委員会.....	25
後発開発途上国 (LDC)	106
国際農業生産者連盟 (IFAP)	106
国内支持.....	26
国連食糧農業機関 (FAO)	100
国連人権理事会.....	25
国家貿易企業 (STE)	27
国境措置.....	27
米のミニマム・アクセス数量.....	27
コンセンサス.....	28

[サ行]

サービス交渉.....	28
最恵国待遇 (MFN).....	29
市場アクセス.....	29
持続的農業契約 (CAD)	93
実行税率.....	30
従価税.....	30
従価税換算値 (AVE)	30
重要品目 (センシティブ品目)	43
従量税.....	31
首席代表者 (HODs)	105
譲許税率.....	32
上限関税.....	33
商品金融公社 (CCC)	33
植物新品種保護国際同盟 (UPOV)	113
食料安全保障.....	34

食料危機	34
助成合計量（AMS）	35
シンガポール・イシュー	36
シンガポール方式	37
シングル・アンダーテイキング（一括受諾方式）	4
スイス農業者連盟（SBV）	158
スイスフォーミュラ（スイス方式）	37
スーパー301条	38
スライド方式	39
セーフガード	40
セーフティネット	42
世界貿易機関（WTO）	115
ゼロイング	42
ゼロゼロ	43
センシティブ品目（重要品目）	43
早期自主的分野別自由化（EVSL）	43
総合AMS	44

[夕行]

对中国経過的セーフガード	45
抱き合わせ	46
多国間環境協定（MEAs）	47
多面的機能のフレンズ国	47
タリフエスカレーション	48
タリフピーク	48
タリフライン	48
地域貿易協定（RTA）	49
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定)	113

地理的表示 (GI)	50
デカップリング.....	50
デミニミス.....	51
東南アジア諸国連合 (ASEAN)	89
動物愛護.....	52
ドーハ開発アジェンダ (DDA)	52
ドーハ閣僚会議 (第4回WTO閣僚会議).....	53
特別セーフガード (SSG).....	110
特別セーフガード措置 (SSM)	111
特別品目 (SP)	54
途上国の特別かつ異なる待遇 (S&D)	54
特恵関税制度 (GSP)	55
特恵侵食.....	56
特恵マージン.....	57

[ナ行]

南部アフリカ関税同盟 (SACU)	109
ニューサンス・タリフ.....	57
ニュージーランド農業者連盟 (FFNZ)	158
熱帯產品.....	57
農家直接固定支払い制度.....	58
農業協定20条 (改革過程の継続)	58
農業の多面的機能.....	59
ノルウェー農業者連盟 (NFU)	159

[ハ行]

バーチャルウォーター (仮想水)	60
バイオ燃料.....	60

壳買同時入札（SBS）制度	109
パネル	61
ハーモナイゼーション	62
パラレリズム	62
反集中条項	63
反（アンチ）ダンピング	63
非関税障壁（NTB）	64
非公式閣僚会合（WTO非公式閣僚会合）	117
非政府組織（NGO）	107
非関税措置（NTM）	64
非農産品市場アクセス（NAMA）	106
非貿易的関心事項（NTC）	64
ビルトインアジェンダ（BIA）	65
品目横断的経営安定対策	65
品目カバレッジ	66
品目別AMS	66
ファースト・トラック（早期一括採択方式）	67
フードマイレージ	67
フランス農業団体連合会（FNSEA）	160
ブレアハウス合意	67
紛争解決機関（DSB）	95
分野別イニシアティブ	68
分野別関税撤廃	68
平均関税削減率	69
米国通商代表部（USTR）	114
米国農務省（USDA）	114
米国ファーマーズユニオン（NFU）	159
米国ファーム・ビューロー（AFBF）	159
平和条項	69
米州自由貿易地域（FTAA）	100

貿易円滑化交渉	70
貿易交渉委員会（TNC）	70
貿易促進権限（TPA）	112
貿易に関する投資措置に関する協定 (TRIM協定)	112
貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）	111
貿易歪曲	72
貿易歪曲的国内支持全体（OTDS）	108
ボゴール目標	72
保護主義	73
香港閣僚会議（第6回WTO閣僚会議）	73
香港閣僚宣言第24条	74

[マ行]

マークアップ	74
マラケシュ協定	75
マンデート	75
緑の政策	76
ミニマム・アクセス（最低限の輸入機会：MA）	77
メルコスール (南米南部共同市場：MERCOSUR)	78
綿花補助金	78
モダリティ	79
モデュレーション（減額調整措置）	80

[ヤ行]

輸出規制	81
輸出競争	81

輸出国家貿易	82
輸出信用保証	83
輸出税	84
輸出補助金	84
予防原則	85

[ラ行]

リクエスト・オファー	87
ルール交渉	87
ロールオーバー	87

[ワ行]

枠内税率・枠外税率	88
湾岸協力理事会（GCC）	104

2. アルファベット順一覧

ABAC (APECビジネス諮問委員会)	88
ACP諸国 (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国)	88
AEM (アセアン経済閣僚会議) :付録1参照.....	118
AFBF (米国ファーム・ビューロー)	159
AFGC (協力のためのアジア農業者グループ)	21
AMAF (アセアン農林大臣会議) :付録1参照	118
AMM (アセアン外相会議) :付録1参照	118
AMS (助成合計量)	35
AMTA (農家直接固定支払い制度)	58
APEC (アジア太平洋経済協力)	89
APECビジネス諮問委員会 (ABAC)	88
ASEAN (東南アジア諸国連合)	89
ASEAN+3 (アセアン+日本、中国、韓国)	90
ASEAN+6 (アセアン+日本、中国、韓国+インド、 オーストラリア、ニュージーランド)	90
ASEM (アジア欧州会合)	91
AVE (従価税換算値)	30
BIA (ビルトインアジェンダ)	65
BRICs (ブラジル、ロシア、インド、中国)	92
BSE (牛海绵状脳症)	93
CAD (持続的農業契約)	93
CAP (EU共通農業政策)	94
CCC (商品金融公社)	33
CCP (価格変動対応型支払い)	12
CFA (カナダ農業者連盟)	157
COPA (EU農業団体連合会)	159
CTD (貿易と開発に関する委員会) :付録1参照	120
CTE (貿易と環境に関する委員会) :付録1参照	120

CTE（経営に関する国土契約）	95
DDA（ドーハ開発アジェンダ）	52
DSB（紛争解決機関）	95
EAS（東アジアサミット）：付録1参照	120
EC（欧州委員会）：付録1参照	121
EC（欧州共同体）：付録1参照	120
EPA/FTA（経済連携協定/自由貿易協定）	97
EU（欧州連合）	97
EU共通農業政策（CAP）	94
EU農業団体連合会（COPA）	159
EUの諸機関	98
EVSL（早期自主的分野別自由化）	43
FAO（国連食糧農業機関）	100
FFNZ（ニュージーランド農業者連盟）	158
FNSEA（フランス農業団体連合会）	160
FTA（自由貿易協定）：付録1参照	121
FTAA（米州自由貿易地域）	100
FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）	101
G10	101
G20	102
G33	102
G4/G5/G6/G7	103
G90	104
GATT （ガット：関税および貿易に関する一般協定）	13
GCC（湾岸協力理事会）	104
GI（地理的表示）	50
GMO（遺伝子組換え体）	5
GSP（特恵関税制度）	55
HODs（首席代表者）	105

HSコード	105
IFAP（国際農業生産者連盟）	106
LDC（後発開発途上国）	106
MA（ミニマム・アクセス）	77
MEAs（多国間環境協定）	47
MERCOSUR（メルコスール：南米南部共同市場）	78
MFN（最恵国待遇）	29
NACF（韓国農業協同組合中央会）	157
NAMA（非農産品市場アクセス）	106
NCUI（インド協同組合中央会）	157
NFF（豪州農業者連盟）	158
NFU（米国ファーマーズユニオン）	159
NFU（ノルウェー農業者連盟）	159
NGO（非政府組織）	107
NTB（非関税障壁）	64
NTC（非貿易的関心事項）	64
NTM（非関税措置）	64
OECD（経済協力開発機構）	107
OTDS（貿易歪曲的国内支持全体）	108
RTA（地域貿易協定）	49
SACU（南部アフリカ関税同盟）	109
S&D（途上国の特別かつ異なる待遇）	54
SBS制度（売買同時入札制度）	109
SBV（スイス農業者連盟）	158
SOM（高級事務レベル会合）	110
SP（特別品目）	54
SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）	110
SSG（特別セーフガード）	110
SSM（特別セーフガード措置）	111
STE（国家貿易企業）	27

TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）	111
TNC（貿易交渉委員会）	70
TPA（貿易促進権限）	112
TPRB（貿易政策検討機関）：付録1参照	71
TRIM協定 （貿易に関連する投資措置に関する協定）	112
TRIPS協定 （知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）	113
TRQ（関税割当）	16
UPOV（植物新品種保護国際同盟）	113
UR（ウルグアイ・ラウンド）	7
URAA（ウルグアイ・ラウンド農業合意）	7
USDA（米国農務省）	114
USTR（米国通商代表部）	114
WTO（世界貿易機関）	115
WTO一般理事会	115
WTOとEPA/FTA	115
WTO農業交渉	116
WTO非公式閣僚会合（ミニ閣僚会議）	117

[付録]

付録1 主要英略語・日本語対照表	118
付録2 WTO交渉の現在までの流れ	127
付録3 ドーハ閣僚宣言の概要（2001年11月14日 第4回WTO閣僚会議で採択）	130
付録4 農業モダリティの枠組みの概要 (2004年8月1日 WTO一般理事会で合意)	137

付録 5	香港閣僚宣言の概要（2005年12月18日 第6回WTO閣僚会議で採択）	140
付録 6	2008年12月の農業交渉議長案の概要	149
付録 7	わが国のEPA/FTA交渉の状況	156
付録 8	海外の主な農業団体	157
付録 9	世界54カ国91団体による共同宣言 「全世界の農業者代表による共同宣言」 (2007年6月)	161
付録10	世界40カ国19団体による共同宣言 「食料危機はWTO合意で解決されるもの ではない」(2008年7月)	166

青の政策 (blue box)

生産調整を前提とする直接支払いと、緑の政策に準じて、ウルグアイ・ラウンド合意では削減対象外となった。EUは、2003年6月のCAP中間見直しでこれまでの青の政策から、緑の政策（生産に関連しない直接支払い）へ移行する方向を決定し、2005年から実施。また、わが国では、「稻作所得基盤確保対策」等を青の政策として通報してきた。

2004年の枠組み合意では、これまでの生産調整下での直接支払いに加えて、新たに「生産が求められない直接支払いであり、一定の固定した面積（又は家畜頭数）や生産に基づき、かつ基準となる生産水準の85%以下の生産について行われるもの」を新青の政策として追加することが検討されることになった。これは、米国が2002年農業法で導入した「価格変動型対応支払い制度」を青の政策に組み入れるように米国が要望したものである。これまでの交渉を踏まえた2008年12月の農業交渉議長案では、新青の政策が明記されるとともに、青の政策全体の上限を基準期間（1995～2000年）の農業総生産額の平均の2.5%とすること、及び品目別の上限を設定することが規定されている。

（関連⇒アメリカ2002年農業法 p2、価格変動対応型支払い（CCP）p12、黄の政策 p19、国内支持 p26、助成合計量（AMS）p35、デカップリング p50、デミニミス p51、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149、緑の政策 p76、CAP（EU共通農業政策）p94）

アジェンダ2000

(Agenda 2000)

1999年に欧州理事会で合意されたもので、中東欧諸国のEU加盟を控え、EUの財政支出の抑制等をはかるために2000－2006年の財政枠組みと政策方向を示したもの。このなかで共通農業政策（CAP）の改革についても示されており、価格支持水準の更なる引き下げおよびこれに対応する直接支払いの増額等が決定された。なお、農業予算の執行状況等を踏まえ、2003年6月にCAP改革の中間見直しに合意した。

（関連⇒EUの諸機関 p98、CAP（EU共通農業政策）
p94）

アメリカ2002年農業法

(The Farm Security and Rural Investment Act of 2002)

正式名は「2002年農業保障・農村投資法」(The Farm Security and Rural Investment Act of 2002)で、96年農業法の後の農業政策を規定するものとして2002年5月13日に成立した。期間は2002年から2007年までの6年間。予算規模は、96年農業法が継続した場合の総額1,070億ドルより828億ドル多い1,900億ドル。

作付けの自由化や農家直接固定支払い制度の維持など96年農業法の政策を基本的に踏襲しつつ、価格変動対応型支払い（新たな不足払い）を導入し、農家のセーフティネットの確保をはかっている。また、環境保全に関する予算が増額され、肉、野菜、果実等の品目について原産国表示が義務付けられることになった。なお、農業保護

を大幅に高めることになったことから、WTO農業協定の方向性に逆行するものであるとして、多くの国から批判があがった。

(関連⇒価格変動対応型支払い (CCP) p12、農家直接固定支払い制度 p58)

アメリカ2008年農業法 (2008年食料・環境・エネルギー法) (Food, Conservation and Energy Act of 2008)

米国の農業政策の枠組みを決める農業法は、おおむね5年に1度改正され、本法律の5年間の予算総額は、2002年農業法の1,900億ドルと比較し、約3,000億ドルと増加している。基本的には、2002年農業法の政策を維持する内容であり、環境保全政策や低所得者向け食料支援政策の支出を大幅に増やすとともに、エタノール開発などのエネルギー政策も強化する内容となっている。

貿易歪曲的な補助金を維持する形となった本法律は、WTO農業交渉に逆行する内容としてEUやカナダ、ブラジル・インド等の有力途上国から非難を受けた。

【米国の02年農業法と08農業法の比較】

2002年農業法	2008年農業法
農家直接固定支払い	継続
価格支持融資	継続
価格変動対応型支払い	継続
作付けの自由化	継続
環境保全対策支払い	継続
酪農市場損失支払い	継続
原産国表示制度	継続
	選択制の所得補償制度の新設
	自然災害支援制度の新設
	環境保全政策、貧困層向け食料支援制度、エネルギー政策等の強化
期間：2002年－2007年	期間：2008年－2012年

(関連⇒貿易歪曲 p72、アメリカ2002年農業法 p2)

一括受諾方式（シングル・アンダーテイキング） (single undertaking)

交渉の各分野で一分野でも合意できなければ全体として合意しないという包括的な交渉方式のこと。反対に、合意された課題毎に順次実行に移す方式をアーリー・ハーベスト（早期収穫方式）という。一括受諾方式では、交渉に時間がかかる、一分野でも失敗すると全て同時に決裂してしまうという難点もあるが、その代わりに、各国が、それぞれの強い分野と弱い分野を同時に交渉に挙げることで、弱い分野について譲歩を引き出すことができるなど、総合的な戦略をとることができる。

ドーハ・ラウンドでは当初2005年1月1日を一括受諾方式の合意期限としていたが、交渉が妥結せず、交渉期限の延長が繰り返されて現在にいたっている。

(関連⇒カンクン閣僚会議（第5回WTO閣僚会議）p15、
香港閣僚会議（第6回WTO閣僚会議）p73、
マラケシュ協定 p75)

一般品目

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、農産品の市場アクセスについて、基本的な原則を定めたうえで、センシティブ（重要）品目については、異なる取り扱いを行うこととされた。一般品目とはセンシティブ（重要）品目と対比して用いられる用語で、カテゴリーとしてのセンシティブ（重要）品目以外の品目全般のことを指す。

(関連⇒センシティブ（重要）品目 p43、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137)

遺伝子組換え体（GMO）

(Genetically Modified Organism : GMO)

遺伝子組換えとは、ある生物の遺伝子を取り出し、それを別の生物の遺伝子に組込んで新しい品種・系統を作り出す技術。GMOはこうした技術で作られた組織体（有機体）のこと。農産物の場合、省力化やコスト低減に役立つとされるが、実用化の進展に伴い、消費者からは特に安全性等について関心が高まっている。2007年現在、遺伝子組換え作物は、先進国11カ国、途上国12カ国の計23カ国で商業栽培されており、作付面積は合計1億1,430万haに達している。世界最大のGMO作付け国である米国では大豆および綿花の80%以上がGMOであり、作付面積は約5,770万haに達している。次いでアルゼン

チニ約1,910万ha、ブラジル約1,500万ha等となっている。作物別では、大豆5,860万ha、トウモロコシ3,520万ha、綿花1,500万ha、菜種550万haなどとなっている。

わが国では、JAS法および食品衛生法に則って定められたルールに基づき、2001年4月から遺伝子組換え農産物とその加工食品について表示が義務付けられた。現在は、大豆、トウモロコシ、ばれいしょ、ナタネ、綿実、アルファルファ、テン菜の7種類の農産物とその加工食品32食品群等について表示が義務付けられている（但し、加工食品については加工工程後も組み換えられたDNAまたはタンパク質が残る加工食品に限定）。

医薬品アクセス

特許料によって医薬品が高価になることにより、エイズ等の感染症に苦しむ途上国において医薬品の入手が阻害されることをいかに防ぐかという知的財産権の保護と生命倫理とのバランスをめぐる問題で、TRIPS（知的所有権）交渉における主要課題の一つ。2003年8月30日の一般理事会における合意によって、一定の条件の下で、TRIPS協定の例外としてコピー医薬品をその生産能力のない国に対して輸出することが可能となり、その後、病気の対象の範囲の問題、医薬品の迂回による逆輸入防止の問題、特許料保護の重要性、手続きの問題など具体的な方法について協議が行われてきた。2005年12月6日に開催されたWTO一般理事会においてTRIPS協定を一部改定することが合意された。

（関連⇒TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）p113、WTO一般理事会 p115）

ウルグアイ・ラウンド (UR) (Uruguay Round : UR)

URとはウルグアイ・ラウンドの略称。GATT・IMF体制の下で1986－1994年にかけて行なわれた通商交渉。1963－1967年に行われたケネディ・ラウンドや1973－1979年にかけて行われた東京・ラウンドでは主に鉱工業品を対象として交渉が行われていたのに対して、ウルグアイ・ラウンドでは農産品や、サービス貿易、知的所有権、貿易関連投資措置等が本格的に交渉分野として組み込まれた。なお、本ラウンドの合意により、GATTはWTO（世界貿易機関）体制へと変革することになった。また、TRIM協定（貿易に関する投資措置に関する協定）、GATS（サービスの貿易に関する一般協定）、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）等もこの時期に成立した。

（関連⇒ウルグアイ・ラウンド農業合意（URAA） p7、
ガット（GATT） p13、サービス交渉 p28、
マラケシュ協定 p75、TRIM協定（貿易に関する投資措置に関する協定） p112、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定） p113、WTO（世界貿易機関） p115）

ウルグアイ・ラウンド農業合意（URAA） (Uruguay Round Agreement on Agriculture : URAA)

各国の農業政策に関し、国境措置、国内支持、輸出補助金の3つの分野にわたり、1995年から2000年までの6年間にそれぞれの保護水準を引き下げることを約束した。

【ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要】

項目	細 目	内 容	基準年
市場 ア ク セ ス	国境措置	○輸入数量制限など全ての関税以外の国境措置について、その内外価格差をもとに関税化する。 ○全品目の単純平均で6年間に36%、各品目最低15%削減。	1986～ 88年の 平均
	ミニマム・ アクセス	○初年度（1995年）は国内消費の3%、最終年度（2000年）は5%。	
	カレント・ アクセス	○基礎年の輸入量が3～5%以上あったものは、その平均輸入数量を維持。	
国内 支持		○生産を刺激する政策・貿易を歪曲する政策（黄の政策）について、保護水準の合計量を計算し、6年間で20%削減。	1986～ 88年の 平均
輸出補助金		○金額ベース（財政支出）で6年間に36%、数量ベースで同21%削減。 ○今後新しく品目に輸出補助金をつけてはならない。	1986～ 90年の 平均

(関連⇒カレント・アクセス（現行輸入機会）p15、
 黄の政策 p19、国内支持 p26、国境措置 p27、
 市場アクセス p29、ミニマム・アクセス（最低限の輸入機会）p77、輸出補助金 p84)

ウルグアイ・ラウンド（UR）方式

ウルグアイ・ラウンドで採用された関税削減方式で、農産物全体の関税を平均して〇%、個別品目ごとに最低でも〇%引き下げる方式。日本や韓国、EU、イスなどは、非貿易的関心事項を重視し、各国農業の実情に応じて品目間の柔軟性を確保することのできるウルグアイ・ラウンド方式を主張し、2003年2月の農業会合では、WTO全加盟146カ国（当時）のうち過半を占める75カ国がウルグアイ・ラウンド方式の支持を表明した。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、農業分野における関税削減方式として、センシティブ（重要）品目に対して異なる扱いを行いつつ、階層方式を採用することになった。階層方式における、各階層の中での関税削減方式や、センシティブ（重要）品目に対する関税削減方式などの詳細については現在交渉中である。

（関連⇒階層方式 p9、イスフォーミュラ（方式）p37、センシティブ（重要）品目 p43、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、非貿易的関心事項（NTC）p64）

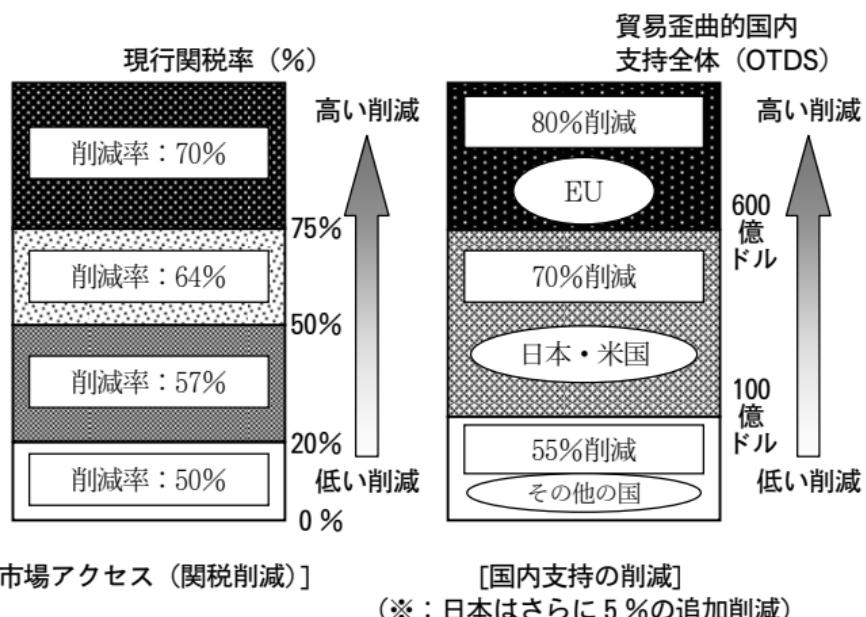
階層方式 (tiered formula)

2004年に合意された農業モダリティの枠組みの中で導入された保護の削減方式。例えば市場アクセスでは、農産物の関税を関税率の高さに応じていくつかの階層に区分し、それぞれの階層ごとに異なる引き下げ率が適用され、高関税ほど大幅な関税引き下げが求められる。ただし、センシティブ（重要）品目については、それ以外の

品目とは異なる扱いを行うこととなっている。

2004年の農業モダリティの枠組みでは、関税ならびに貿易歪曲的国内支持の全体削減についてこの方式を採用することで合意し、2005年の香港閣僚会議において、関税削減については4階層、貿易歪曲的国内支持の全体削減については3階層とすることが合意された。なお、2008年12月の農業交渉議長案の内容は以下の通りである。

【例：2008年12月の農業交渉議長案】



(関連⇒ウルグアイ・ラウンド (UR) 方式 p9、国内支持 p26、助成合計量 (AMS) p35、市場アクセス p29、センシティブ (重要) 品目 p43、イスフォーミュラ (方式) p37、農業モダリティの枠組みの概要 (付録4) p137、2008年12月の農業交渉議長案の概要 (付録6) p149、香港閣僚会議 (第6回WTO閣僚会議) p73、香

港閣僚宣言の概要（付録5）p140、OTDS（貿易歪曲的国内支持全体）p108）

開発イニシアティブ

（Japan's new development initiative for trade）

2005年12月9日、WTO香港閣僚会議の直前に小泉総理大臣（当時）が発表した途上国向けの開発パッケージのこと。今次WTO交渉が途上国の開発を主眼とした開発ラウンドであることに鑑み、途上国の開発を進め、それによって自由貿易体制から更なる利益を得られるようすることを目標としている。

この開発パッケージでは、LDC向けの市場アクセスを原則として無税無枠化することや、2006年からの3年間で、貿易・生産・流通インフラ関連分野において、合計100億ドルの資金協力をを行うこと、この分野での技術協力として合計1万人の専門家派遣・研修員受入れを行うという目標を表明（2008年末時点で目標を達成）。具体的には、途上国からの貿易の「生産」「流通・販売」「購入」という3つの柱について、「知識・技術」「資金」「人」「制度」という4つの支援手段によって開発協力を実施することとしている。

（関連⇒市場アクセス p29、香港閣僚会議（第6回WTO閣僚会議）p73、LDC（後発開発途上国）p106）

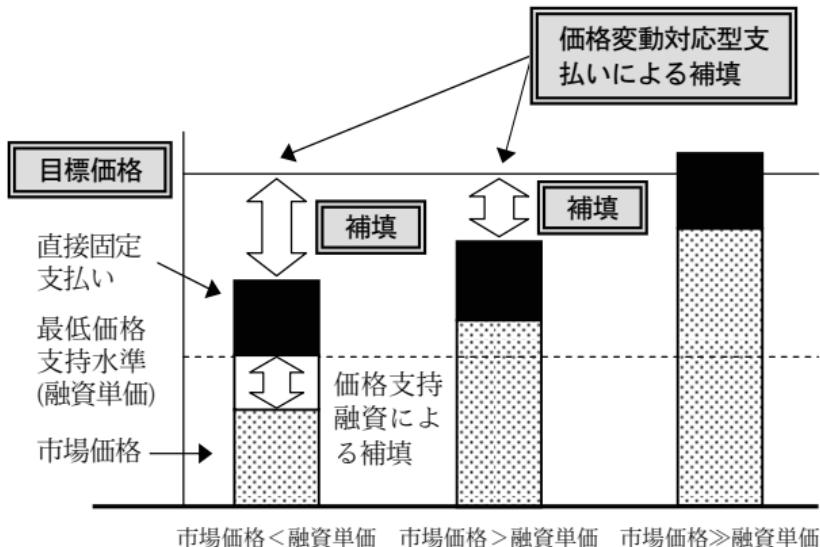
価格支持融資制度 (マーケティング・ローン) (marketing loan)

小麦、米、トウモロコシ、大豆等の農産物を担保にした短期融資制度。市場価格が融資単価（ローンレート）を上回る場合には農産物を売却することで融資を返済するが、市況低迷時には担保となる農産物を商品金融公社（CCC）に引き渡すことで返済義務が免除されるため、実質的に融資単価（ローンレート）が農産物の最低価格として位置付けられている（黄の政策に該当）。この制度は、収穫期に入ると農家は営農資金を得るために売り急ぎ、市況が低落する状況が生じたことから設けられた。返済期限は融資の翌月から最大9ヶ月。

（関連⇒黄の政策 p19、商品金融公社（CCC） p33）

価格変動対応型支払い（CCP） (Counter-Cyclical Payment : CCP)

2002年の米国農業法で導入された新たな不足払い制度のこと。「市況の周期に対抗する」という意味で、小麦、米、トウモロコシ等の作物ごとに目標価格を設定し、市場価格の低迷時に目標価格までの差額を補填する制度。直接固定支払いと同様、過去の生産面積等を基に支払われる。米国は、2004年の農業モダリティの枠組み合意時に、生産調整を条件とする直接支払いとの青の政策の要件の他に、新たに「生産が求められない直接支払い」との要件を加えることで、本施策を新たに青の政策に位置づけられるようにした。



(関連⇒青の政策 p1、アメリカ2002年農業法 p2、価格支持融資制度 p12、農家直接固定支払い制度 p58、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137）

ガット (GATT)

(General Agreement on Tariffs and Trade : GATT)

正式には「関税および貿易に関する一般協定」という。戦後の国際金融および貿易の枠組みを構築するため、米国のブレトンウッズにおいて、国際通貨基金（IMF）、国際復興開発銀行（世界銀行）の創設とともに、国際貿易機構（ITO）の創設が提唱されたが、ITOについては米国等の議会による批准が得られず立ち上げに失敗した。しかし、米国は各国間で関税の相互引き下げを中心に交渉することを提案し、1947年に23カ国が集まって関税交渉が行なわれた。そこで必要な諸規定が決められ、一つの協定としてまとめられたのがガットである。当初、暫

定的なものとして発足したガットであるが、ウルグアイ・ラウンドにおいて正式な国際機関となったWTOに引き継がれるまで国際貿易を律する唯一の非公式的機関となつた。日本のガット加盟は1955年。

(関連⇒ウルグアイ・ラウンド (UR) p7、WTO (世界貿易機関) p115)

ガット第24条

(GATT article 24)

WTO体制のもとで、加盟各国がFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）を締結する根拠となっている「関税および貿易に関する一般協定 (GATT)」の条文。ガットの第1条では、基本原則である最恵国待遇を定めているが、本条項では、「実質上すべての貿易」について「関税等の廃止」を「妥当な期間内」で行なうことなどの一定の条件を満たす場合に、加盟国が例外的に関税同盟や自由貿易協定の設立することを認めている。WTO協定の附属書の中では、本条文の解釈に関する了解が規定されているが、本条文の解釈について更なる明確化を行なうため、現在WTOのルール交渉で議論が行われている。

(関連⇒ガット (GATT) p13、最恵国待遇 (MFN) p29、EPA/FTA p97、WTO農業交渉 p116、WTOとEPA/FTA p115)

カレント・アクセス（現行輸入機会） (current access)

ウルグアイ・ラウンドで関税化した農産物については、最低限のアクセス機会の提供が義務付けられることになり、基準期間（1986～88年）の国内消費量に対する平均輸入数量を基準として、5%以上のものはその数量に相当する輸入機会を維持することが合意された。これをカレント・アクセスという。

（関連⇒ウルグアイ・ラウンド p7、ミニマム・アクセス（最低限の輸入機会）p77）

カンクン閣僚会議（第5回WTO閣僚会議）

WTO発足後、おおよそ2年に1回行われている閣僚会議の第5回目の会議で、2003年9月10～14日にメキシコのカンクンにて開催された。農業、非農産品市場アクセス、シンガポール・イシュー、開発分野を中心として議論が行われ、閣僚会議文書案（デルベス案）が提示されたものの、シンガポール・イシューにおける先進国と途上国間の対立を直接の原因として会議は決裂した。また、同会議でネパール、カンボジアがWTOに正式に加盟が認められ、この時点で加盟国・地域数は全部で148カ国・地域となった（現在は153カ国・地域）。

（関連⇒一括受諾方式（シングル・アンダーテイキング）
p4、ドーハ閣僚会議（第4回WTO閣僚会議）
p53、シンガポール・イシュー p36、香港閣僚会議（第6回WTO閣僚会議） p73、NAMA（非農産品市場アクセス） p106）

関税簡素化

(tariff simplification)

WTO加盟国が課している関税は、従価税（〇〇%）のほかに従量税（〇〇円/kg）や従価税と従量税の組み合わせ（〇〇%+〇〇円/kg）など様々な形態となっているが、最も単純な関税の形態である従価税への置き換え（簡素化）をすすめようという議論。2008年12月の農業交渉議長案では、いずれの農産物関税についても、現在譲許されている関税形態より、複雑な形態での譲許を認めない、また、全ての簡素化された譲許税率は、簡素化する前の税率より高くなってはならないなどと提案とされている。

（認められない例）

（A）100円/kg（従量税）を（B）80円/kg + 250%（混合税）とするなど

（関連⇒従価税 p30、従量税 p31、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149）

関税割当（TRQ）

(Tariff Rate Quota : TRQ)

一定の数量以内の輸入品に限り、無税または低税率（一次税率）の関税を適用して輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税（二次税率）を適用する仕組み。ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づき関税割当を導入（関税化）した品目については、ミニマム・アクセスまたはカレント・アクセスの輸入部分には、一次税率（枠内税率）が適用され、それらを超える輸入に対しては、内外価格差に基づき設定された二次税率（枠外税

率) が課されることとなった。

(関連⇒ウルグアイ・ラウンド農業合意 (URAA) p7、
カレント・アクセス (現行輸入機会) p15、
ミニマム・アクセス (最低限の輸入機会) p77、
枠内税率・枠外税率 p88)

関税割当の新設問題

(tariff quota creation)

2008年12月の農業交渉議長案では、現在関税割当を設定していないタリフラインに対しては、重要品目に指定可能、もしくは不可能と両論併記されている。2004年の「農業モダリティ枠組み合意」で、重要品目の取り扱いについて「関税割当約束と関税削減の組み合わせ」で対処していくことが確認されているため、関税割当を設定していない品目について、関税割当を新設して重要品目への指定を認めるのか、重要品目への指定は認めないのかが、交渉上の未解決の課題となっている。具体的な取り扱いについては、現在交渉中。

(関連⇒関税割当 p16、タリフライン p48、重要品目 p43、農業モダリティの枠組みの概要 (付録 4) p137、2008年12月の農業交渉議長案の概要 (付録 6) p149)

飢餓・栄養不足人口

FAOによれば、日常の活動に必要なカロリーは、人間が動かさずにじっとしていても必要な最低限のカロリーである基礎代謝量の1.54倍と考えられており、そのカロリー以下しか摂取できない状態を「栄養不足」という。

栄養不足≤基礎代謝量×1.54

今日、開発途上世界において9億人以上の人々が慢性的に栄養不足になっていると考えられている。なお、そのうちアジア地域は全体の3分の2となる6億人以上を占めている（2007年）。1996年にローマで開催された「FAO（国連食糧・農業機関）世界食料サミット」では、「8億人にのぼる世界の栄養不足人口を2015年までに（1990年の水準から）半減させる」等を目標に掲げた「ローマ宣言」が採択された。また、2002年6月にイタリアで開催された「世界食料サミット5年後会合」においては、2015年までに飢餓人口を半減するために行動の実施を加速することなどを決議した。

（関連⇒FAO（国連食糧農業機関）p100）

季節関税

（seasonal duty）

関税率を季節によって分ける方法。例えば、国産の出回り時期である冬季にはより高い関税を、国産の出回らない夏季にはより低い関税を課すといった方法。わが国では、オレンジやぶどうなど主要果樹について季節関税制度がとられている。

（例）ぶどう

毎年3月1日から同年10月31日に輸入されるもの

17%

毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの

7.8%

議長参考文書

(chairperson's reference papers)

2006年4～6月にかけてWTO農業交渉議長より提示された交渉の論点などを記述した一連の文書のこと。2005年の香港閣僚会議で「2006年4月30日までのモダリティ確立」「2006年7月31日までの譲許表案の提出」が合意されたが、交渉は難航し、結局4月までのモダリティ確立期限は見送られることとなった。モダリティ確立期限が直前に迫った2006年4～6月にかけて、ファルコナー農業交渉議長は、交渉における各課題について現状や議長コメントなどを付した議長参考文書を提示した。これらの文書は最終的に6月後半にモダリティ草案として取りまとめられることとなったが、米国、EU、G20の三つ巴の構図を巡る対立が解けず、翌7月末に交渉が一旦凍結されることとなった（その後、2007年1月にスイスのダボスで開催された非公式閣僚会合で交渉は正式に再開された）。

（関連⇒香港閣僚会議（第6回WTO閣僚会議）p73、香港閣僚宣言の概要（付録5）p140）

黄の政策

(amber box)

ウルグアイ・ラウンド農業合意における削減対象外の措置（緑、青の政策）を除く全ての国内支持が該当する。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、黄の政策のうち最小限（デミニミス）の政策に該当しないもの（AMS）について、貿易を大きく歪める政策と位置付け、基準期間（1986～88年度）の総額の20%を、実施期間中（1995

～2000年の6年間）に毎年同じ比率で削減することとされた。

ドーハ開発アジェンダでは、2004年の農業モダリティの枠組みにおいて、主に以下の点について合意された。

- ・総合AMSの最終約束水準は、階層方式によって実質的に削減。
- ・品目別AMSの上限を設定する。

翌2005年の香港閣僚会議では、総合AMSについて3階層に分け、合計額が最も大きい国（EU）を最上位階層、2、3番目に高い国（米国、日本）を中位階層、その他の加盟国を最下位層に位置づけることなどが合意された。

2008年12月の農業交渉議長案では、各階層の削減率について、最上位階層70%、中位階層60%（ただし日本は10%の追加削減）、最下位層45%とともに、品目別AMSの上限について、1995～2000年の品目別AMSの平均とすることが規定されている。

（関連⇒青の政策 p1、ウルグアイ・ラウンド農業合意（URAA）p7、階層方式 p9、国内支持 p26、助成合計量（AMS）p35、総合AMS p44、デミニミス p51、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、品目別AMS p66、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149、貿易歪曲 p72、香港閣僚会議（第6回WTO閣僚会議）p73、香港閣僚宣言の概要（付録5）p140、緑の政策 p76、OTDS（貿易歪曲的国内支持全体）p108）

キャパシティ・ビルディング (capacity building)

途上国自らの能力（キャパシティ）を構築（ビルディング）するために、様々な支援を行うこと。多くの開発途上国では、WTOのルールや規律を遵守する上で様々な課題があり、そのことが交渉の参加を難しくしている。そこで、そのような国々に対して、農村開発、病害虫対策、機械化、技術者養成、WTO協定の実施等への支援、専門家の育成といった援助を先進国が行い、途上国は自らの全体的な機能や能力を構築し、かつ向上させる取り組みを行っている。

協力のためのアジア農業者グループ (AFGC)

(Asian Farmers'Group for Cooperation : AFGC)

1999年11月、シアトルで開催された第3回WTO閣僚会議を直前に控え、JA全中等がシンポジウム「アジアから見たWTO交渉」（東京）を開催したのを契機に、インド、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、タイの7カ国農業団体首脳間により、WTO交渉に向けた「協力のためのアジア農業者グループ」を結成した。現在までにスリランカ、ベトナムの農業団体が新たに加入している。

原則として年1回の定期的な会合のほか、特別セミナーの開催や、欧州の農業団体との合同会合を行い、WTO問題を中心に議論を行なっている。また、WTO農業交渉に関する共同宣言をとりまとめ、ジュネーブのメンバー国大使館へ要請活動を実施するとともに、ASEAN+3

農相会合において意見表明を行なうなど積極的な活動を行なっている。

なお、2006年11月に東京で第4回特別セミナーが開催され、現在アジア各地域で交渉されている自由貿易協定(FTA)については、農業者と消費者の生活の質の向上を図るべきことや、小規模農業者に対する特段の配慮、協力と自由化との間に適切なバランスを確認すべきこと、WTO農業交渉では、開発と市場アクセスの水準とのあいだで適切なバランスが確保される必要があること等の内容の共同宣言が採択された。直近では、2009年3月にタイ・チェンライで、「世界的課題である食料安全保障－拡大する市場の不安定性と気候変動」を議題とし、第9回定期会合が開催された。

開催年月	会合名・開催地	議題
2009年3月	第9回定期会合 (タイ・チェンライ)	世界的課題である食料安全保障－拡大する市場の不安定性と気候変動－
2008年1月	第8回定期会合 (フィリピン・セブ)	2007年7月のファルコナー農業交渉議長案の評価とアジアの農業者の優先事項
2006年11月	第4回特別セミナー (日本・東京)	開発イニシアティブと野心の水準とのバランス
2005年5月	第7回定期会合 (韓国・ソウル)	特別品目(SP)、特別セーフガードメカニズム(SSM)に関するアジア農業者の期待
2004年10月	第6回定期会合 (インド・ニューデリー)	WTO農業交渉枠組み合意の評価
2004年3月	第3回特別セミナー (フィリピン・マニラ)	アジア地域のEPA/FTAが農業者に及ぼす影響
2003年7月	第5回定期会合 (スリランカ・コロンボ)	貿易自由化の環境下における世界的、地域的な米の状況に関する検討

2002年 9月	第2回特別セミナー (タイ・バンコク)	食料安全保障と農村開発のための開発ニーズ
2002年 3月	第4回定期会合 (フィリピン・マニラ)	開発途上国への特別かつ異なる待遇(S&D)に関するアジア農業者の期待
2001年 9月	第1回特別セミナー (日本・東京)	WTOカタール閣僚会議の見通しと農業交渉
2001年 3月	第3回定期会合 (タイ・バンコク)	WTO農業交渉とアジア農業者に及ぼす潜在的影響
2000年 4月	第2回定期会合 (インドネシア・ジャカルタ)	ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に関する農業者の経験
1999年 11月	第1回定期会合 (日本・東京)	食料安全保障と農業の多面的機能

(関連⇒IFAP(国際農業生産者連盟) p106)

グリーンルーム会合

円滑な合意形成を目的として、限られた数の国の代表が意見交換を行う非公式な少数国会合のこと。そこで合意したものを全加盟国が参加するWTO一般理事会に提案し、了承を取るといった形がとられるが、このようなやり方は透明性を欠いているという批判的な見方もある。「グリーンルーム」の名は、事務局長室の壁の色に由来している。

(関連⇒HODs p105、WTO一般理事会 p115、WTO非公式閣僚会合 p117)

ケアンズグループ

(Cairns group)

農業貿易大国（米国、EU、日本）との交渉においてメンバー各国の利益を代表するため、ガット・ウルグアイ・ラウンド（GATT・UR）交渉中の1986年に形成されたグループで、豪州のケアンズで会議を開催したことからこう呼ばれている。オーストラリアをリーダー国とし、急激かつ極端な農産物貿易の自由化を主張している。農産物純輸出国を中心とした国で構成されている。だが、カンクン会議以降、途上国で形成するG20の出現により、最近はケアンズグループの影響力が低下しているとの声もある。

メンバー国：アルゼンチン、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ共和国、タイ、ウルグアイ、パキスタン、ペルー（19カ国）。

（関連⇒ウルグアイ・ラウンド（UR） p7、ガット（GATT） p13、G10 p101、G20 p102、G33 p102、G90 p104）

原産地規則

(rules of origin)

国際的に取引される物品の原産国を決定するための規則のこと。特恵関税制度（GSP）やFTAやEPAなどの地域貿易協定による特恵税率を適用する場合に用いる特恵原産地規則と、WTO協定税率や反（アンチ）ダンピング税などの非特恵分野での税率適用のために用いる非

特恵原産地規則がある。

(関連⇒特恵関税制度 (GSP) p55、反 (アンチ) ダンピング p63、EPA/FTA (経済連携協定/自由貿易協定) p97)

口蹄疫

(foot and mouth disease)

偶蹄類（牛、豚、羊等）がかかる感染性の高いウイルス性の急性熱性伝性病。症状は発熱、流涎、口や蹄等の皮膚に水疱ができる。人に感染することはなく、肉を食べたり乳を飲んだりしても健康に影響はないと言われている。

国連人権理事会

(human rights council)

2006年、前身である国連人権委員会を、国連総会の補助機関に格上げする形で設置された機関で、すべての国連加盟国が参加している。同理事会は、言論の自由、拷問、食料確保、教育など特定のテーマ・地域に関する人権状況について、国連事務総長が任命する独立した「特別報告官」が調査を行い、国連加盟国に対し報告・勧告を行う「特別報告」制度を有する。

コーデックス食品規格委員会

(codex alimentarius commission)

1962年にFAO (国連食糧農業機関) とWHO (世界保健機関) が合同で設立した国際機関。食品規格の策定や

衛生規範の作成、残留農薬基準の設定等を通じて消費者の健康を守るとともに、食品貿易における公正さの確保、食品企画業務の調整などを目的としている。なお、日本は1966年に加盟している（2009年現在、加盟180カ国・1 加盟機関（EC））。

（関連⇒FAO（国連食糧農業機関）p100）

国内支持

（domestic support）

国内農業助成のために用いられている補助金や価格支
持などの政策のこと。農業交渉の主要三分野の一つであ
る。ウルグアイ・ラウンドで貿易歪曲の程度に応じて
「緑」「青」「黄」に区分けがなされ、削減の対象とする
ものとしないものに分けられた。ドーハ開発アジェンダ
において2004年に合意された農業モダリティの枠組みで
は、黄の政策（AMS）、デミニミスおよび青の政策から
なる貿易歪曲的国内支持全体（OTDS）を階層方式によっ
て削減することとされた。国内助成と同じ。

（関連⇒青の政策 p1、ウルグアイ・ラウンド（UR）p7、
階層方式 p9、黄の政策 p19、助成合計量
(AMS) p35、市場アクセス p29、総合AMS
p44、デミニミス p51、ドーハ開発アジェンダ
(DDA) p52、農業モダリティの枠組みの概要
(付録4) p137、品目別AMS p66、貿易歪曲
p72、緑の政策 p76、輸出競争 p81、OTDS
(貿易歪曲的国内支持全体) p108）

国家貿易企業（STE） (State Trading Enterprise : STE)

国の機関や国によって排他的なもしくは特権を許されて輸出入（国家貿易）を行う機関。わが国では、農林水産省総合食料局による米・麦の輸入、農畜産業振興機構による指定乳製品等の輸入が行われている。また、カナダ等の輸出国側は、「〇〇ボード（例えば、小麦ボード）」という形で酪農品や小麦等について国家貿易による輸出独占を行っている。

（関連⇒パラレリズム p62、輸出競争 p81、輸出国家貿易 p82、輸出信用保証 p83、輸出補助金 p84）

国境措置 (boarder measures)

輸出入の際に講じられる関税等の措置を指す。WTO制度のもとで、輸入については、関税が農産物貿易に関する自然的・経済的諸条件の差異を調整する唯一正当な手法となり、数量制限等の非関税措置は原則として関税措置に切り換えられた。

（関連⇒非関税措置（NTM） p64）

米のミニマム・アクセス数量

米については、ウルグアイ・ラウンドにおいて関税化の特例措置を適用したため、ミニマム・アクセス水準は95年には国内消費量（基準期間は1986－1988年）の4%、以降1998年まで0.8%ずつ増加してきた。しかし、1999

年4月より関税措置に切り換えたことにより、毎年0.4%の増加となり、2000年度は国内消費量の7.2%（76.7万玄米トン）の輸入を行うこととなった。なお、2000年度以降はドーハ・ラウンドの合意が実施に移されるまでこの輸入数量が続けられることとなる。

（関連⇒ミニマム・アクセス（最低限の輸入機会）p77）

コンセンサス

（consensus）

ガット当時からの意見決定の原則で、全会一致による方式。協定の見直し等については、全加盟国によるコンセンサス方式をとっている。なお、コンセンサスが得られない場合は、3分の2の多数決により決定できるとされているが、実態として多数決方式は採られていない。

なお、WTOの紛争処理ではパネルの設置や、パネルまたは上級委員会からの報告の採択にあたって、紛争解決機関（DSB）のメンバー全員の反対がない限り実施されるが、このような方式のことをネガティブ・コンセンサスと呼ぶ。

（関連⇒ガット（GATT）p13、パネル p61、DSB（紛争解決機関）p95）

サービス交渉

（services negotiations）

サービスの市場アクセス（外資規制等）、国内規制（免許制等）、サービス分野におけるルール（セーフガード等）に関する交渉。個々の開発途上国加盟国に適切な柔軟性を与えつつ、漸進的に、より高い水準のサービス

貿易の自由化を達成することを目的にしている。WTO交渉の主要論点の1つ。

最恵国待遇（MFN） (Most Favored Nations : MFN)

ガット第1条に規定されているWTOの原則の一つで、ある国の产品に利益、特權等を認める場合には、他の全ての加盟国における同種の产品に対しても認めなければならないとするもの。つまり、関税などについて、全ての加盟国に対して同じ条件を与えなければならず、特定国のみに対して特別の利益を与えることを禁止している。なお、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）は、WTO協定上、さらに貿易を促進する効果を持つという一定の条件の下にこの最恵国待遇原則の例外として認められている。

（関連⇒ガット（GATT） p13、ガット第24条 p14、EPA/FTA（経済連携協定/自由貿易協定） p97、WTOとEPA/FTA p115）

市場アクセス (market access)

関税削減や関税割当約束などにより、農産物等の輸入機会（アクセス）を提供・拡大すること。WTO農業交渉における、主要3分野の一つになっている。

（関連⇒関税割当（TRQ） p16、国内支持 p26、非関税障壁（NTB） p64、輸出競争 p81）

実行税率

(applied tariff rate)

実際に各国で適用され、税関で徴収される税率。日本の場合は関税法第3条の規定により、関税定率法等上の税率とWTOで約束した譲許表上の税率とを比較した上で、低い方の税率を実行税率として適用している。

(関連⇒譲許税率 p32)

従価税

(ad valorem tariff)

輸入価格の一定割合を徴収するという関税で、輸入品の価格を単位とした課税方法。価格低下時や低価格品に対しては、課税額が縮小し国境措置としての効果は不十分であるが、価格上昇時や高価格品に対しては、従量税に比較して課税額が大きくなるという特徴をもつ。

(関連⇒国境措置 p27、従量税 p31)

従価税換算値 (AVE)

(Ad Valorem Equivalent: AVE)

従量税や混合税（従量税と従価税の組み合わせ）等を階層方式に位置づけるため、便宜的に従価税のような価格に対する割合に換算したもの。2005年5月4日にパリで開催された非公式閣僚会合において従価税換算の方法が合意された。なお、このことによって従量税が従価税で譲許されることを意味するわけではない。

原則「各国の実際の輸入価格」を用いて従価税換算値を算出

$$[\text{従価税換算値}] = \frac{\text{各国の従量税}}{\text{各国の実際の輸入価格}}$$

ただし、「各国の実際の輸入価格」が「国際価格」を40%以上上回っており、「国際価格で算出した従価税換算値」が「各国の実際の輸入価格で算出した従価税換算値」と20%ポイント以上の開きがある場合、「各国の実際の輸入価格」と「国際価格」を加重平均した価格を用いて従価税換算値を算出することになった。

$$[\text{従価税換算値 (基礎農産品)}] = \frac{\text{各国の従量税}}{0.175 \times \text{各国の実際の輸入価格} + 0.825 \times \text{国際価格}}$$

$$[\text{従価税換算値 (加工品)}] = \frac{\text{各国の従量税}}{0.4 \times \text{各国の実際の輸入価格} + 0.6 \times \text{国際価格}}$$

(関連⇒階層方式 p9、従価税 p30、従量税 p31)

従量税

(specific tariff)

一定量（キロ、リットル等）当たり一定額を徴収するという関税で、輸入品の量を単位とした課税方法。価格低下時や低価格品に対しては安定的に国境措置として機能するが、価格上昇時や高価格品に対しては従価税に比較して課税額が小さくなるという特徴をもつ。なお、わ

が国は米などのウルグアイ・ラウンド関税化品目でこの従量税を採用している。なお、従価税と従量税を組み合わせたものを混合税といい、従価税と従量税の選択税（選択税）と従価税と従量税を併用した税（複合税）がある。

（参考）輸入価格の変化による国内価格の変化

※輸入価格が平常時に、40万円/トン（従量税）と1,000%（従価税）の関税が同等の効果を持っている場合

輸入価格	従量税	従価税
暴落時 輸入価格 2万円/トン	2万円+40万円=42万円/トン	2万円+2万円×1,000%=22万円
平常時 輸入価格 4万円/トン	4万円+40万円=44万円/トン	4万円+4万円×1,000%=44万円
暴騰時 輸入価格 8万円/トン	8万円+40万円=48万円/トン	8万円+8万円×1,000%=88万円

（関連⇒ウルグアイ・ラウンド（UR）p7、関税割当（TRQ）p16、国境措置 p27、従価税 p30）

讓許税率

（bound tariff rate）

WTO等の通商協定において協定加盟国が個々の产品に対して国際的に約束した上限税率のことであり、加盟国はすべての国に対してこの税率を適応しなければならない。たとえばWTO加盟国がWTO讓許税率を超えた高い関税を課した場合には、WTO協定違反となる。なお、讓許のことをバインド（Bind）という。この讓許税率

を列記したものを譲許表という。

(関連⇒実行税率 p30)

上限関税

(tariff cap)

関税率に一定水準の上限を設定し、すべての関税をその上限以下に引き下げるという考え方。2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、「センシティブ（重要）品目に対する異なる扱いを認める階層方式における上限関税の役割については、更に評価されよう」とされており、取り扱いについては現在も交渉が行われている。

(関連⇒一般品目 p5、階層方式 p9、センシティブ（重要）品目 p43、農業モダリティの枠組みの概要（付録4） p137)

商品金融公社（CCC）

(Commodity Credit Corporation:CCC)

米国政府（農務省）所有・運営の会社で、農家収入および農産物価格の安定、支持、保護ならびに農産物供給の均衡を図ることなどを主な役割としている。具体的には、農家直接固定支払い制度、価格支持融資制度など国内支持プログラムの運営や、食料援助、輸出信用保証などの業務を行っている。1933年に設立、1939年に農務省(USDA)に移管され、現在に至っている。

(関連⇒価格支持融資制度（マーケティング・ローン）

p12、農家直接固定支払い制度 p58、パラレリズム p62、輸出信用保証 p83、USDA（米国農務省） p114)

食料安全保障

(food security)

2007～08年に起こった食料価格の高騰などにより、食料需給が逼迫化する中、いかに食料の安定供給を確保するかに関心が高まり、食料安全保障の重要性が認識された。2008年6月に開催されたFAO世界食料サミットにおいては、①食料安全保障を国家の恒久的政策に位置づけること、②短期的措置として食料支援の実施や食料輸出規制措置の制限、③長期的措置として、農業投資の増大の必要性などが確認された。また、同年7月に開催されたG8洞爺湖サミットにおいても、同様の内容が確認されている。

なお、WTO農業協定においても食料安全保障は非貿易的関心事項のひとつとして位置付けられている。また、1996年11月にローマで開催されたFAO食料サミットにおいても、食料安全保障の達成を目指した「ローマ宣言」が採択されているが、全中をはじめした世界の農業団体やNGOなども提言をまとめ、サミットへそれぞれの主張を反映させる取り組みを行っている。

(関連⇒非貿易的関心事項（NTC）p64、FAO（国連食糧農業機関）p100)

食料危機

(food crisis)

世界的な人口増加、バイオ燃料生産の急拡大、農産物市場への投機資金流入、農産物の輸出規制などを背景に、ここ数年で世界の食料需給は急速にひっ迫し、食料をめぐる暴動等が多く発生。特に、2007年からは、主要農産

物の国際価格が1年間で2～3倍に高騰した。

農産物貿易は生産量に占める貿易量の割合が1割程度と低く、一部の輸出大国に大きく依存する特性がある。こうした背景を受け、世界各国が農業を国の政策として明確に位置付け、食料増産を基本とした食料安全保障を確立していく重要性が高まっている。

助成合計量（AMS）

(Aggregate Measurement of Support : AMS)

削減対象となる国内助成の総量を指し、一般にAMSといわれている。ウルグアイ・ラウンドでは、その総額を6年間で20%削減することとなった。算定式は次の通り。

$$\text{助成合計量 (AMS)} = \boxed{\text{市場価格支持相当額 (内外価格差} \times \text{生産量)}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{緑の政策及び青の政策} \\ \text{に該当しない直接支払い等の額} \\ (\text{例: 不足払い等の額}) \end{array}}$$

2004年の農業モダリティの枠組みでは階層方式による総合AMSの実質的削減及び品目別AMSの上限の設定が合意され、2005年の香港閣僚宣言では、階層を3つに分け、合計額が最も大きい国（EU）を最上位階層、2、3番目に高い国（米国、日本）を中位階層、その他の加盟国を最下位層に位置づけることなどが合意された。

2008年12月の農業交渉議長案では、各階層の削減率について、最上位階層70%、中位階層60%（ただし日本は10%の追加削減）、最下位層45%とするとともに、品目別AMSの上限について、1995～2000年の品目別AMSの平均とすることが規定されている。

(関連⇒青の政策 p1、階層方式 p9、黄の政策 p19、
国内支持 p26、総合AMS p44、デミニミス
p51、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）
p137、品目別AMS p66、2008年12月の農業交
渉議長案の概要（付録6）p149、貿易歪曲 p72、
香港閣僚宣言の概要（付録5）p140、緑の政策
p76、OTDS（貿易歪曲的国内支持全体）p108)

シンガポール・イシュー (Singapore issue)

1996年にシンガポールで開催された第1回WTO閣僚会議で提起され、検討が続けられてきた課題で、投資、競争政策、政府調達透明性、貿易円滑化の4分野の問題のことをまとめて指す。

2003年9月にメキシコ・カンクンで開催された第5回WTO閣僚会議では、交渉開始を主張したEU・日本など先進国と、これに反対するアフリカなど途上国との間で調整が付かず、交渉決裂の直接的な原因となった。

2004年の農業モダリティの枠組みでは、貿易円滑化について交渉を開始すること、それ以外の3分野については、ドーハ・ラウンドの交渉対象項目から外したもの、WTOの作業としては残すことで合意した。

(関連⇒カンクン閣僚会議（第5回WTO閣僚会議）p15、
農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、
貿易円滑化交渉 p70)

シンガポール方式

日本が初めて締結したシンガポールとのFTA（「日シンガポール新時代経済連携協定」）では、WTOで無税の約束を行なっているか、すでに実際の適用を無税している農林水産物を協定の対象とし、無税譲許することで両国が合意。この方式は、通称「シンガポール方式」と呼ばれている。同国との協定では農林水産品目全体の20%強に当たる486品目が対象となった。

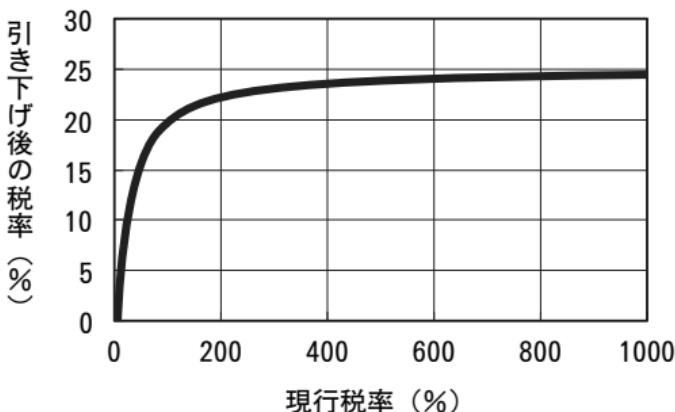
スイスフォーミュラ（スイス方式） (Swiss formula)

高関税品目ほど削減幅が大きくなるような一定の算定式を用いて関税を削減する方式。この算定式ではすべての関税は一定値（係数）未満に削減されることになる。例えば、「スイスフォーミュラ25」というのはこの数式にしたがって、全品目の関税を25%未満に削減、「スイスフォーミュラ50」は同様に関税を50%未満に削減すること。当数値である25、50を係数と呼んでいる。なお、元々は東京ラウンド（1973－79）で、鉱工業製品の関税引き下げについてスイスから提案され採用された関税引き下げ方式である。算定式は下記の通り。2005年の香港閣僚宣言で、非農産品についてはスイスフォーミュラによって関税削減を行うことが合意され、現在係数（関税削減水準）について交渉が行われている。

2008年12月のNAMA交渉議長テキストでは、途上国係数20、22又は25、先進国係数8となっている。

$$\text{引き下げ後税率 (\%)} = \frac{\text{係数} \times \text{現行税率 (\%)} }{\text{係数} + \text{現行税率 (\%)}}$$

【イス方式25の例】



(関連⇒ウルグアイ・ラウンド (UR) 方式 p9、階層方式 p9)

スーパー301条

米国に対し外国政府が不当な貿易制限等（貿易協定違反を含む）を行っていると米国政府が認めた場合に、これに対抗する権限を認めた74年米国通商法301条の特別手続き。1988年に導入されて以降、失効と復活を繰り返しており、直近では2001年1月に失効している。また、同法における知的財産権に対する対外制裁に関する条項を「スペシャル301条」と呼んでいる。

スライド方式 (sliding scale mechanism)

2004年に合意した農業モダリティの枠組みでは、センシティブ（重要）品目の取扱いは、関税削減と関税割当の拡大の組み合わせによって市場アクセスを改善するとされた。スライド方式は、この点に関し、日本をはじめとするG10が2005年10月に提案した方式で、品目ごとの事情に応じた柔軟性を確保するため、関税削減と関税割当約束の標準的な組合せを設定し、どちらか一方をより大きくすれば、もう一方をより小さくすることができるという仕組み（スライド方式）。

【スライド方式の概念図 例：関税削減率15%と関税割当約束の15%拡大を標準的組合せとした場合（2005年10月G10提案）】

	(関税削減率)	(関税割当約束)	
ス ラ イ ド ↑	0%	+	30%
	5%	+	25%
	10%	+	20%
標準的組合せ	15%	+	15%
ス ラ イ ド ↓	20%	+	10%
	25%	+	5%
	30%	+	0%

（関連⇒関税割当（TRQ） p16、市場アクセス p29、センシティブ（重要）品目 p43、G10 p101）

セーフガード

(safeguard)

輸入急増による国内産業への悪影響を防ぐためにWTO協定で認められている緊急輸入制限措置のこと。農産物を含むモノ全般を対象とした「一般セーフガード（SG）」と、ウルグアイ・ラウンドで関税化された農産物だけに適用される「特別セーフガード（SSG）」の2種類がある。

「一般セーフガード（SG）」は、国内産業に重大な損害が生じる場合に限り認められるもので、調査に時間がかかり、利害関係国に補償措置をとるよう努力しなければならない等の条件がついているのに対し、「特別セーフガード（SSG）」は、定められた基準を超えた輸入の急増や輸入価格の低落時に自動的に発動することができ、輸出国が対抗措置をとることができるのが特徴である。

なお、特別セーフガードに関して、2008年12月の農業交渉議長案では、先進国に対する特別セーフガードの扱いについて一定数の農産物に対して一定期間認められることとされている。また、開発途上国に対しては、新たに特別セーフガード措置（SSM）が措置されることとされた。

	一般セーフガード（SG）	特別セーフガード（SSG）
措置内容	関税引上げまたは輸入数量制限	関税引上げ 【数量ベース】 通常関税の1/3の追加関税 【価格ベース】 下落率に応じて最大52%の追加関税
対象品目	全品目（鉱工業品と農林水産物）	UR合意関税化品目（農産物）
発動要件	輸入の急増により、国内産業に重大な損害又はその恐れがあり、国民経済上緊急に必要があると認められるとき	【数量ベース】 発動基準数量を超える輸入の増大 【価格ベース】 発動基準価格を下回る輸入価格の低下
発動手続	調査により立証・自動発動（大蔵、通産、農水省による調査）	自動発動
発動期間	原則4年以内（最長8年） (同品目について措置がとられた期間と同期間は発動不可)	【数量ベース】 翌々月から当該年度（日本の場合） 【価格ベース】 要件を満たした船荷ごとの単発
根拠	GATT 第19条 WTOセーフガード協定	WTO農業協定第5条
	関税引上げ：関税定率法 輸入数量制限：外為法	関税暫定措置法
備考	影響国に対し補償措置（他品目の関税下げ等）をとるよう努力する必要あり 相手国から対抗措置の可能性あり（絶対輸入量の増加の場合、発動から最初の3年間はなし） SSGとの併用は不可	補償措置は必要なし 対抗措置はとれない SGとの併用は不可 改革過程の期間中、有効国家貿易品目、関税割当品目（一次）については、発動対象外。

（関連⇒2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）

p149、SSG（特別セーフガード） p110、SSM
(途上国向け特別セーフガード措置) p111)

セーフティネット (safety-net)

収入下落時の収入補填や収入保険などの経営安定措置をいう。WTO農業協定では、緑の政策として認められる収入補償は、過去3カ年（若しくは過去5カ年のうち収入が最大及び最小の年を除く3カ年）の収入の平均から3割以上喪失した場合に支払われること、また補填は喪失額の70%を上限とされている。さらに、生産の形態や量、価格等に関連する措置（例えば個別作目別の措置など）は緑の政策として認められていない。

（関連⇒緑の政策 p76）

ゼロイング (zeroing)

国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差（ダンピング・マージン）を計算する際、国内価格よりも高い輸出価格を計算に含めない手法で、国内価格よりも高い価格を計算に含めないことにより、人為的にダンピング率を高くし、ダンピング認定が行われやすくなる。米国はこのゼロイングの手法を用いて、恣意的にダンピングの認定を行いやすくしていると各国から非難を浴びており、ドーハ・ラウンドのルール交渉における主要課題となっている。米国のゼロイングの手法は、日本などが訴えたWTOのパネルでも敗訴が確定しており、ルール交渉でも孤立無援の状態であるが、米国内の鉄鋼業界などの意向を強く受けている米国議会はゼロイングを認めるよう強く主張していることから、ルール交渉の停滞の原因となっている。

(関連⇒反ダンピング p63、パネル p61、ルール交渉 p87)

ゼロゼロ

(zero-for-zero)

一定の分野を決めてお互い関税を撤廃しようとする「関税相互撤廃」のこと。

(関連⇒NAMA (非農産品市場アクセス) p106)

センシティブ（重要）品目

(sensitive products)

その国にとって重要な品目であり、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響があるおそれがある品目のこと。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、センシティブ（重要）品目に対しては、一般の品目とは異なる取り扱いが認められたが、センシティブ（重要）品目の数や関税割当の拡大幅など具体的な取り扱い等については現在も交渉が行われている。

(関連⇒一般品目 p5、上限関税 p33、特別品目 (SP)

p54、農業モダリティの枠組みの概要 (付録4)

p137)

早期自主的分野別自由化 (EVSL)

(Early Voluntary Sectorial Liberalization : EVSL)

1997年カナダ・バンクーバーで開催されたAPEC閣僚・首脳会議において、15分野につき早期自主的な自由化を

行うこととされた。林産物・水産物については優先 9 分野の中に、また、油糧種子・植物油、食品については残る 6 分野の中に位置付けられた。優先 9 分野については 98 年マレーシア・クアラルンプール APEC 閣僚・首脳会議で、また残る 6 分野については 99 年 6 月ニュージーランド・オークランドで開催された APEC 貿易大臣会合において、関税に関する議論は WTO の場に移すことで合意した。

(関連 ⇒ APEC (アジア太平洋経済協力) p44)

総合AMS (total AMS)

品目別に算出される助成合計量 (AMS=市場価格支持相当額 + 削減対象となる直接支払いの額) の全品目の合計に、品目が特定されないすべての助成合計量を合わせた総計のこと。

2004 年の農業モダリティの枠組み、2005 年の香港閣僚会議では、総合 AMS の削減について 3 階層の階層方式により削減することが合意された。2008 年 12 月の農業交渉議長案では、階層の境界や各階層における削減率について以下の通り、最終的な値について言及している。

総合 AMS の最終約束水準	削減率
400 億ドルより大きい場合	70%
150 億ドルより大きく 400 億ドル以下の場合	60%
150 億ドル以下の場合	45%

(関連 ⇒ 青の政策 p1、階層方式 p9、黄の政策 p19、
国内支持 p26、デミニミス p51、農業モダリ

ティの枠組みの概要（付録4）p137、品目別AMS p66、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149、貿易歪曲 p72、香港閣僚会議（第6回WTO閣僚会議）p73、緑の政策 p76、OTDS（貿易歪曲的国内支持全体）p108）

对中国経過的セーフガード

中国のWTO加盟交渉の際に合意された、中国産品に特別に適用されるセーフガード措置。わが国では、对中国経過的セーフガード関連の国内法令等が整備され（2002年4月1日施行）、さらに、発動要件の判断基準や調査手続等、对中国経過的セーフガードの制度運営に当たってのガイドラインがとりまとめられた。

なお、对中国経過的セーフガードの概要、および一般セーフガードとの主な違いは、以下のとおり。

（1）発動対象国

中国（一般セーフガードでは、発動対象国は限定されていない）

（2）発動の要件

中国産品の輸入の増加により、国内産業に市場かく乱またはそのおそれがあり、国民経済上緊急に必要があると認められる場合。（一般セーフガードでは、輸入の増加により、国内産業に重大な損害またはそのおそれがあり、国民経済上緊急に必要があると認められる場合。）

（3）措置内容

市場かく乱を防止または救済するのに必要な限度の輸入数量制限または関税引き上げ。なお、中国が合意すれば中国（輸出国）による輸出自主規制が合

法的に可能（一般セーフガードでは禁止されている）。

(4) 貿易転換に対する措置

中国と第三国間で对中国経過的セーフガード措置がとられたことにより、中国産品の著しい輸入の増加またはそのおそれがあり、国民経済上緊急に必要があると認められる場合に、協議で合意不成立であれば、中国産品に対し輸入数量制限または関税引上げを行うことができる（一般セーフガードには規定なし）。

(5) 措置の期限

適用期間は中国のWTO加盟から12年間（2013年12月10日まで。なお、一般セーフガードは恒久措置）。（関連⇒セーフガード p40）

抱き合わせ

関税割当制度の運用方法の一つで、輸入の際に一定数量の国産品の購入を条件付ける仕組み。この場合、輸入品の関税は無税または低税率となる。

なお、2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、市場アクセスに関する柔軟性を提供する要素として、「既存の関税割当に関する関税割当運用の運用上効率的な改善」が明記されている。

（関連⇒関税割当（TRQ）p16、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137）

多国間環境協定（MEAs） (Multilateral Environmental Agreements : MEAs)

ワシントン条約、ラムサール条約、生物の多様性に関する条約など、地球環境問題に関連する条約および法律等の総称。これらの条約の中には、輸出禁止措置など貿易に直接影響する条項を含むものがあるが、ある国が国内環境を守るために貿易制限措置の発動を検討した場合、WTO協定に照らしてどのような条件が整っていれば正当化できるのか、明確な解釈がない状況にある。このため、ドーハ・ラウンドでは、「貿易と環境に関する委員会の特別会合」を設置し、既存のWTO協定と多国間環境協定（MEAs）に定められた貿易上の義務の関係等について交渉が行われることとなった。環境に重きを置いたルールづくりを主張するEUやスイス等と、環境を重視するあまりそれが貿易を歪めることを懸念する途上国などとの間で意見が異なっている。

多面的機能のフレンズ国

日本、EU、韓国、スイス、ノルウェー、モーリシャスの6カ国が中核国。農業分野における多面的機能の重要性を主張し、WTOへの働きかけを強めている。1998年7月、モーリシャスを除く5カ国が「多面的機能少数国会合」として参集したのが始まり。

（関連⇒農業の多面的機能 p59、非貿易的関心事項（NTC）p64）

タリフエスカレーション (tariff escalation)

加工度が高くなるにつれて税率が高くなる関税構造であり、途上国等を中心に、大幅に削減するよう求めている。2008年12月の農業交渉議長案では、附属書にタリフエスカレーション対象品目リストが示され、これらの品目に対し、階層方式による関税削減に加えて、追加的な関税削減が求められている。

＜現在例＞

原材料	加工品
生鮮トマト 3 %	トマト・ピューレ、ペースト 16%
うんしゅうみかん等 17%	オレンジジュース 29.8%

(関連⇒階層方式 p9、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149)

タリフピーク (tariff peak)

一定水準以上の高関税のこと。輸出国はこの大幅な引き下げを求めているが、国際的定義はない。

タリフライン (tariff line)

譲許表に掲載されている関税分類品目のこと。生産段階での各品目に対して、さらに様々な特長によって細か

く分類がなされており、例えば、「コメ」という品目に
関するタリフラインは、もみ、玄米、精米、碎米など17
ある。タリフライン数は、国・地域毎に異なり、日本が
WTOに通報している農畜産物のタリフラインは1,332
(うち有税タリフラインは1,013) ある。なお、EUは約
2,200、米国は約1,800ある。日本はHS(商品の名称及
び分類についての統一システム)条約に加盟しており
(適用国・地域は約200程度) 貿易対象品目を「部」およ
び「類」、「項」、「号」の各2桁ずつ計6桁の数字によ
って分類している。HS適用国・地域では、この6桁の数
字は同一品目を示している。なお、7~10桁目の分類は
各国の裁量によって追加することができる。

(関連⇒譲許税率 p32、HSコード p105)

地域貿易協定 (RTA)

(Regional Trade Agreement : RTA)

自由貿易協定(FTA)と関税同盟(Customs Union)
の総称。地域貿易協定(RTA)はWTO協定上、ガット
(GATT)第24条やGATS第5条の要件を満たすこと
(実質的に全ての貿易を自由化すること)を条件として
最恵国待遇の原則の例外として認められている。なお、
関税同盟とは、域内で実質上全ての貿易について自由化
すると同時に域外からの輸入に対する通商規則を実質的
に同一にするもの。

(関連⇒ガット第24条 p14、最恵国待遇(MFN) p29、
EPA/FTA p97)

地理的表示（GI） (Geographical Indication : GI)

商品の品質などが原産地の領域・土地に由来する場合に、その土地の原産であることを特定する表示をいう。例えば、フランス・ボルドー地方のボルドー・ワインやメキシコ・テキーラ州のテキーラなど。TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）において、その保護が定められており、誤認・混同を生じさせる地理的表示の使用・商標登録が規制されるとともに、特に、ワイン、スピリットについては、誤認・混合を生じない場合においても規制が行なわれる（国産ワインにボルドー風ワイン○○県産などと表示することを禁止する）こととされている。

ドーハ・ラウンドでは、「ワイン、スピリットの地理的表示に関する多国間通報・登録制度の創設」について交渉が行なわれているが、これに加え、EUや一部途上国がワイン、スピリット以外の農産物への対象拡大を要求している。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、「合意されていない関心事項」として地理的表示が含まれており、現在交渉中。

（関連⇒TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定） p113、農業モダリティの枠組みの概要（付録4） p137）

デカップリング (de-coupling)

生産と切り離された直接所得支払いを指す。当該年に

実際に栽培されている品目に関係なく直接支払いが受給されるため、個別品目と結合（カップル）しない直接支払いというのがデカップリングの本来の意味。EUが2003年6月に行ったCAP改革では、直接支払いについて過去の支払実績を基準とし、生産から切り離した（デカップル）ことで、青の政策から緑の政策への転換を行った。（関連⇒青の政策 p1、緑の政策 p76、CAP（EU共通農業政策）p94）

デミニミス (de minimis)

「最小限の政策」と訳されている黄の政策のうち助成額の小さい政策のこと。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、政策の内容は黄の政策（貿易歪曲的な政策）であっても、農業総生産額の5%以内の助成の額である場合や、品目特定的な政策の場合、当該品目の生産総額の5%以下であれば削減対象から除外された。わが国では、農業災害補償や、野菜、鶏卵等の価格安定対策がこれに該当している。

ドーハ開発アジェンダにおいて2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、貿易歪曲的性格を持つ、AMS（助成合計量）・青の政策・デミニミスの合計（貿易歪曲的国内支持全体：OTDS）を階層方式によって削減することとされた。

2008年12月の農業交渉議長案では、この削減幅について言及されるとともに、デミニミスの水準について、50%削減することが明記されている。

（関連⇒青の政策 p1、ウルグアイ・ラウンド農業合意（URAA）p7、階層方式 p9、黄の政策 p19、

国内支持 p26、助成合計量（AMS） p35、ドーハ開発アジェンダ（DDA） p52、農業モダリティの枠組みの概要（付録4） p137、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6） p149、貿易歪曲 p72、OTDS（貿易歪曲的国内支持全体） p108）

動物愛護

(animal welfare)

家畜にストレスを与えない方法で飼育、輸送することにより、動物の権利を守ること。EUでは動物の福祉に対する消費者の要望が強く、生産や流通段階で規制による追加費用が発生し、輸入品と比べ域内農産物が割高となる。このため、こうした社会的目的に応えることも農業の果たす多面的機能の一つとして主張している。ハービンソン案では緑の政策の中に盛り込まれていたが、2004年の農業モダリティの枠組み以降では、具体的な文言として「動物愛護」は盛り込まれていない。

(関連⇒農業の多面的機能 p59、農業モダリティの枠組みの概要（付録4） p137、非貿易的関心事項（NTC） p64、緑の政策 p76)

ドーハ開発アジェンダ（DDA）

(Doha Development Agenda : DDA)

WTOの前身であるガット（GATT）の下で行なわれた多角的貿易交渉はすべて「ラウンド」と呼ばれてきたが、旧来型のラウンドの開始に強く反対していた一部開発途上国に配慮し、2001年のドーハ閣僚会議（第4回

WTO閣僚会議) によって始められた包括的交渉は「ドーハ開発アジェンダ (DDA)」と呼ばれている。なお、慣例でドーハ・ラウンドと呼ばれることが多い。

(関連⇒ガット (GATT) p13、ドーハ閣僚会議 (第4回WTO閣僚会議) p53、ドーハ閣僚宣言の概要 (付録3) p130)

ドーハ閣僚会議 (第4回WTO閣僚会議)

WTO発足後、おおよそ2年に1回行われている閣僚会議の第4回目の会議で、2001年11月9日から14日にかけて、中東カタールのドーハで開催された。この会議で新ラウンドの立ち上げとなる閣僚宣言が採択された。これにより、2000年3月より開始されていた農業交渉は新ラウンドの一部として位置付けられ、他の分野とともに2005年1月1日までに合意が目指されることとなった(2004年8月1日の一般理事会で終了期限の延長が決定された後は、新たな交渉期限が明確にされないまま現在も交渉が継続中)。なお、同会議において中国および台湾のWTO加盟が正式に承認され、この時点でWTO加盟国は146カ国・地域となった(現在は153カ国・地域)。

(関連⇒カンクン閣僚会議 (第5回WTO閣僚会議) p15、ドーハ開発アジェンダ (DDA) p52、ドーハ閣僚宣言の概要 (付録3) p130、香港閣僚会議 (第6回WTO閣僚会議) p73、WTO一般理事会 p115)

特別品目 (SP) (Special Products : SP)

2004年7月のWTO一般理事会で合意された農業モダリティの枠組みに盛り込まれた概念。開発途上国は、食料安全保障・生計保障・農村開発のニーズに基づき、適切な数の「特別品目」を指定し、それらの品目は、より柔軟な扱いを受けることができるとされた。現在、これらの品目の具体的な基準や数、扱い等について交渉が行われており、食料輸入途上国グループであるG33やACP諸国を中心としたG90などが導入を強く主張する一方で、米国をはじめとした食料輸出国は数や扱いを極めて限定的なものとすべき旨主張している。

(関連⇒食料安全保障 p34、途上国の特別かつ異なる待遇 (S&D) p54、農業モダリティの枠組みの概要 (付録4) p137、ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋) 諸国 p88、G33 p102、G90 p104、WTO一般理事会 p115)

途上国の特別かつ異なる待遇 (S&D) (Special and Differential treatment for developing countries : S&D)

途上国に対する関税や国内支持の削減率の緩和や実施期間の延長などの優遇措置をさす。「ドーハ開発アジェンダ」において、「交渉における全ての要素の不可分の一部」として、「譲許表に、また適切な場合にはルールおよび規律に体現されなければならない (ドーハ閣僚宣言)」との重要な位置づけが与えられている。特別品目 (SP) や特別セーフガード措置 (SSM) などはこうした

待遇の例。

(関連⇒国内支持 p26、譲許税率 p32、ドーハ開発アジェンダ (DDA) p52、ドーハ閣僚宣言の概要(付録3) p130、特別品目 (SP) p54、SSM (特別セーフガード措置) p111)

特恵関税制度 (GSP)

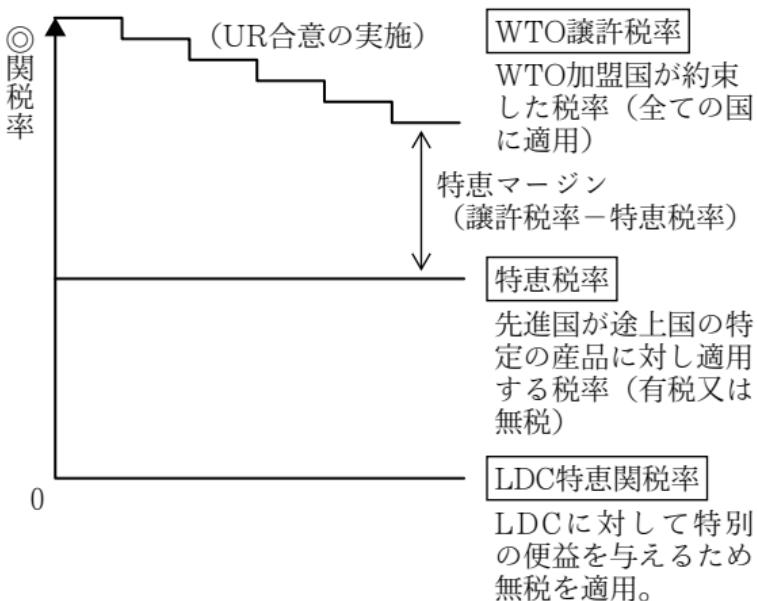
(Generalized System of Preferences : GSP)

先進国が、国連貿易開発会議 (UNCTAD) での合意に基づいて自主的に、開発途上国の経済発展に資することを目的としてそのような国々から輸入される物品に対し、譲許税率よりも低い税率を適用することで輸入を促進し、特別の便宜を与える制度。

この制度は、一般の開発途上国向けの特恵関税と、後発開発途上国 (LDC) に対するものに分けられ、特に後者の国々からの輸入產品に対してはLDC特恵関税率(実質的には無税) や輸入枠の撤廃などのさらなる特別優遇措置を提供している。

わが国は、1971年から特恵関税制度を、1980年からLDC特恵を導入している。特恵関税によるマージン(譲許税率と途上国向けの特恵税率との差) を維持するほうが途上国にとっても有利であるとし、2003年度より特恵対象品目の追加拡大を行っている。特恵関税制度は2007年4月1日現在で141カ国14地域、LDC特恵措置は49カ国に提供されている。なお、香港閣僚会議に合わせて日本政府が発表した「開発イニシアティブ」では、LDC向けの市場アクセスを原則として無税無枠化することとした。

【特恵関税措置の仕組み】



(関連⇒開発イニシアティブ p11、譲許税率 p32、特恵マージン p57、香港閣僚宣言の概要（付録5） p140、LDC（後発開発途上国） p106)

特恵侵食

(preference erosion)

特恵マージンが減少して、開発途上国が受ける恩恵が減少することをさす。ウルグアイ・ラウンド合意の実施により、特恵マージンは減少し、今次ドーハ・ラウンドの結果においても、さらなる特恵マージンの減少が生じることを一部の開発途上国は市場開放のマイナス面であるとしている。

(関連⇒ウルグアイ・ラウンド農業合意（URAA） p7、特恵マージン p57)

特恵マージン

全ての国に適用されている譲許税率と、途上国のみに適用される特恵税率との差（利ざや）のこと。一部途上国は、WTOの全加盟国に対する関税の引き下げに伴い、特恵マージンが減少すること（特恵侵食）を危惧している。

2004年の農業モダリティの枠組みでは、「特恵マージンの侵食の問題は対処される」とされ、今後の交渉で協議されることとなる。

（関連⇒譲許税率 p32、特恵関税制度（GSP）p55、特恵侵食 p56、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、NAMA（非農産品市場アクセス）p106）

ニューサンス・タリフ (nuisance tariff)

一定水準以下の低関税のこと。輸出国は3%や2.5%以下の関税は保護機能が低く無意味であるとして撤廃を求めているが、国際的定義はない。なお、OECDの分析では、わが国の農産物のうち、関税率が5%以下の品目（無税除く）のシェアは22%となっている（米国48%、EU12%）。

熱帯產品 (tropical products)

2008年12月の農業交渉議長案の付属書Gに熱帯產品リストが示されており、階層方式による関税削減に加えて、

追加的な関税削減を求める产品。途上国で生産・輸出されるパパイヤなどのパッショングルーツ等が対象となっているが、一部の国はコメ、砂糖などを対象品目とすることも主張している。

(関連⇒2008年12月の農業交渉議長案の概要 (付録6)
p149)

農家直接固定支払い制度 (Direct Payment)

米国の1996年農業法において、これまで減反計画に参加し小麦、米、トウモロコシ等を作付けていた農家に対し、過去の作付作物および作付面積に基づき、一定の方式で算出された金額を毎年度農家へ直接支払う制度が導入された。2008年農業法でも継続されている。

(関連⇒青の政策 p1、アメリカ2002年農業法 p2、アメリカ2008年農業法 p3)

農業協定20条 (改革過程の継続)

ウルグアイ・ラウンド農業交渉の次の交渉を2000年から開始することを定めたWTO農業協定の条文。加盟国は、根本的改革をもたらすように助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減するという長期目標が進行中の過程であることを認識し、次のことを考慮に入れて、2000年から交渉を開始することとしている。

- (a) 削減に関する約束の実施によってその時点までに得られた経験
- (b) 削減に関する約束が世界の農業貿易に及ぼす影響
- (c) 非貿易的関心事項、開発途上加盟国に対する特別

のかつ異なる待遇、公正で市場指向型の農業貿易体制を確立しようという目標その他前文に規定する目標及び関心事項

- (d) これらの長期目的を達成する為に更にいかなる約束が必要であるか

(関連⇒途上国の特別かつ異なる待遇 (S&D) p54、非貿易的関心事項 (NTC) p64、ビルトインアジェンダ (BIA) p65)

農業の多面的機能

(multi-functionality of Agriculture)

農業が農産物の生産以外に果たしている様々な役割や機能のこと。一般的に次のような性格を有する。

- 1) 結合生産…農業生産活動と密接不可分に創り出される。
- 2) 公共財……対価を支払わずに手に入れることを排除できない。
- 3) 外部経済…市場で価格に反映させることは困難である。

農業の多面的機能の内容として、洪水・土砂崩壊の防止、生物多様性の保全、地域社会の維持活性化、伝統文化の保存等々があげられる。

なお、2001年11月、「農業および森林の多面的な機能の評価」と題し、日本学術会議が農林水産大臣へ答申を行ったが、その検討結果によると、農業の多面的な機能に対する評価は、年間約8兆円と試算された。

項目（機能）	評価手法	評価額
洪水防止機能	代替法	3兆4,988億円/年
河川流況安定機能	代替法	1兆4,633億円/年
地下水涵養機能	直接法	537億円/年
土壤浸食（流出）防止機能	代替法	3,318億円/年
土砂崩壊防止機能	直接法	4,782億円/年
有機性廃棄物処理機能	代替法	123億円/年
気候緩和機能	直接法	87億円/年
保健休養・やすらぎ機能	トラベルコスト法	2兆3,758億円/年

資料) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかる農業及び森林の多面的な機能評価について」(2001年)

(関連⇒多面的機能のフレンズ国 p47、非貿易的関心事項 (NTC) p64)

バーチャルウォーター（仮想水）

生産に大量の水資源を要する農産物の輸入を通じ、輸入国が生産国の水資源を間接的に利用したとする考え方に基づいた水量。日本の年間バーチャルウォーター輸入量は、640億トンと試算されている。

バイオ燃料 (biofuel)

バイオ燃料とは、一般に動物や植物などの有機物（バイオマス）に由来する燃料のことを指す。化石燃料が地球上に有限の量しか存在しないという「枯渇性資源」であるのに対し、バイオ燃料は持続的に再生・補充される生物を原料とする「再生可能資源」であるという特徴が

ある。

バイオ燃料の原料である有機物は、植物の光合成により大気中の二酸化炭素を固定したものであることから、バイオ燃料の燃焼による二酸化炭素の大気中への排出は、地球大気環境での炭素循環に対しては中立的（カーボンニュートラル）であり、地球温暖化をもたらす原因物質の増大を招かないと考えられている。

バイオ燃料の代表的なものとしてし、トウモロコシ、サトウキビなどのでんぶん質や木材、草本などのセルロース等を原料とした糖質由来のアルコール燃料であるバイオエタノール、菜種油、大豆油、パーム油などの植物油、廃食用油などの油脂を原料とするバイオディーゼルなどがある。

なお、わが国では2008年10月に施行された「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」（農林漁業バイオ燃料法）によって国産バイオ燃料の生産拡大を図っている。

一方では、最近、バイオ燃料の原料と食料・飼料の需要が競合しているといった問題点も指摘されている。

パネル (panel)

WTO加盟国間で、貿易上の紛争が生じた場合には、WTOの紛争解決の手続きに従って協議されることになる。協議はまず紛争当事国間で行われるが、当事国間の協議でも解決できない場合は、WTO紛争解決機関のもとに小委員会が設置され、審議されることになる。これを「パネル」と呼ぶ。パネルの委員には、原則として紛争当事国の国民以外の国際貿易に関する専門家などから

3名（当事国が合意する場合は5名）の委員が選任される。

（関連⇒DSB（紛争解決機関）p95）

ハーモナイゼーション (harmonization)

WTO加盟国間での関税や国内支持の格差を圧縮・平準化すること。米国やケアンズグループが主張しており、高関税ほど大きく関税を引き下げることで、関税を低いレベルで平均的にならすことを見計らいしている。

2004年の農業モダリティの枠組みでは、ハーモナイゼーション効果を有する削減を達成するため、センシティブ（重要）品目以外の農産物関税や貿易を歪める国内支持について「階層方式」による削減を採用している。

（関連⇒ウルグアイ・ラウンド（UR）方式 p9、階層方式 p9、国内支持 p26、スイスフォーミュラ（方式）p37、センシティブ（重要）品目 p43、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137）

パラレリズム (parallelism)

WTO農業交渉の輸出競争分野に関してEUが主張している考え方。EUは、自らの輸出補助金の撤廃を行う条件として、他の国々が持つ輸出補助金的性格を有するすべての形態の政策に対して同様の規律（パラレリズム）を求めており。例えば、米国の輸出信用や食料援助、オーストラリアやカナダの輸出国家貿易などに、輸出補助金と同じような効果を有する要素があると考えられており、

2004年の農業モダリティの枠組み合意では、パラレリズムの考え方方が盛り込まれた。

(関連⇒国家貿易企業 (STE) p27、農業モダリティの枠組みの概要 (付録4) p137、輸出競争 p81、輸出国家貿易 p82、輸出信用保証 p83、輸出補助金 p84)

反集中条項

NAMAの分野で途上国に認められている関税引き下げを猶予する部分が、特定分野に集中しないように分散させる条項。途上国の柔軟性が特定産業に集中してしまうと、特定国（例えば車で言えばドイツや日本など）が恩恵を受けられることになり、それを避けることが目的。

(関連⇒NAMA (非農産品市場アクセス) p106)

反（アンチ）ダンピング (anti-dumping)

国内価格よりも低価格で輸出販売する不当廉売（ダンピング）に対して、自国産業を守るために、ダンピングされた商品に関税をかけて対抗する措置。WTOの反ダンピング協定で発動が認められているが、発動の基準が不明確なため、「一部加盟国が反ダンピング措置を乱発している」との批判が各国から挙がっている。現在、WTO交渉のルール交渉分野において、反ダンピング協定の規律の明確化や改善に関する交渉が行なわれている。

(関連⇒貿易交渉委員会 (TNC) p70、ルール交渉 p87)

非関税障壁（NTB）

(Non-Tariff Barrier : NTB)

関税によらずに、輸出入を制限するために政府が用いる規制で、輸出入の禁止、輸入数量割当、技術的障害などのことを指す。農産物の分野における非関税障壁の例としては、科学的な根拠に基づかない食品衛生や動・植物検疫上の規制などがある。

(関連⇒輸出規制 p81、TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）p111)

非関税措置（NTM）

(Non-Tariff Measures : NTM)

例えば、輸入数量制限措置、最低輸入価格、裁量的輸入許可等の、関税以外による貿易管理方法のことを指す。必要以上に厳しい措置を講じているとみなされた場合には、これらは非関税障壁（NTB）と呼ばれ、紛争や交渉のもととなる。

(関連⇒パネル p61、非関税障壁（NTB）p64、DSB（紛争解決機関）p95)

非貿易的関心事項（NTC）

(Non-Trade Concerns : NTC)

貿易の対象外であり、食料安全保障や環境保護の必要など貿易で取り引きすることができないもの。非貿易的関心事項（NTC）は貿易交渉を行う上で配慮すべき各種の要素を全て含んだ広い概念であり、農業の多面的機能もNTCのなかに含まれる。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、附属書Aの前文及び緑の政策のあり方について「非貿易的関心事項の考慮」が盛り込まれている。

(関連⇒食料安全保障 p34、多面的機能のフレンズ国 p47、動物愛護 p52、農業の多面的機能 p59、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、緑の政策 p76、食料安全保障 p34)

ビルトインアジェンダ（BIA） (Built-In Agenda : BIA)

ウルグアイ・ラウンド合意において、2000年から既に交渉が始まられることが決まっていた課題のこと。農業およびサービス分野を指し、農業協定20条、サービス協定19条にそれぞれ規定されている。「合意済み課題」ともいう。

(関連⇒ウルグアイ・ラウンド農業合意 p7、農業協定20条 p58)

品目横断的経営安定対策

わが国農業の構造改革の加速化やWTOにおける国際規律に対応するために2007年度より導入した経営安定対策。土地利用型農業の構造改革を推進するため、担い手の経営全体に着目し、その安定を図ることにより、国民に対する食料の安定供給を確保することを狙いとしている。

対象品目は、

- [1] 国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要である

[2] 他の農産物と組み合わせた生産が広く行われて
いる

の要件を満たす「米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用
ばれいしょ」の5品目。

品目カバレッジ

NAMA分野で交渉する対象品目の範囲を指す。
(関連⇒NAMA（非農産品市場アクセス）p106)

品目別AMS

(product-specific AMS)

品目別に計算された助成合計量（AMS）のこと。2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、ある特定の品目に黄の政策が集中される状況を防ぐために、品目別AMSの上限が定められることが示され、2008年12月の農業交渉議長案では、上限を1995年～2000年の品目別AMSの平均とすること（米国には別のルールを適用）が明記されている。

(関連⇒黄の政策 p19、助成合計量（AMS）p35、総合AMS p44、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149)

ファースト・トラック（早期一括採択方式） (fast track)

現在はTPA（貿易促進権限）と呼ばれている権限のこと。関税以外の問題を含むアメリカ政府の交渉について、大統領が議会に交渉の意図の提起を行った上で、それについての実施法案に対して議会が一括賛成か、一括反対かの採決を迫る権限。ウルグアイ・ラウンド交渉後1994年4月に失効した後、97年、98年と2回議会に上程されたが、いずれの機会も否決された。その後、2002年にブッシュ政権でTPAを獲得したものの、2007年6月末をもって再び失効した。

（関連⇒TPA（貿易促進権限） p112）

フード・マイレージ

食料の生産地から食卓までの距離に着目して、環境への負担を減らそうとする運動。農林水産政策研究所の試算によると、日本のフード・マイレージは、約9,000億t・kmで、1人あたり約7,100t・km（平成13年）。韓国の2.8倍、アメリカの3.0倍。日本で消費されている大豆や小麦などは、ほとんどを輸入に依存しており、その輸出国と日本との距離が比較的遠く離れていることが影響している。

$$\text{フード・マイレージ} = \frac{\text{輸入相手国別の}}{\text{(t・km)}} \times \frac{\text{輸入国から日本}}{\text{食料輸入量}} \times \text{までの輸送距離}$$

ブレアハウス合意

1992年11月に米国とEC間で成立したウルグアイ・ラウンド農業交渉の妥協案。合意が成立したワシントンの

施設名が由来となっている。米国・ECの2カ国地域だけで合意された妥協案の内容が、結果としてほぼ最終合意案に盛込まれることとなった。

(関連⇒ウルグアイ・ラウンド (UR) p7)

分野別イニシアティブ (sectorial initiative)

一般的な関税水準の削減約束等に加え、分野別にゼロゼロ等の更なる削減を求める考え方。日本提案では、分野別イニシアティブの考え方を支持しないと表明しているが、米国の提案では、「全ての品目が適用される削減幅を大幅に超える更なる改革約束に関して、分野ごとを基本に交渉を行う」ことを求めている。

2004年に合意されたWTO非農産品市場アクセス(NAMA)分野における枠組みでは、「產品の範囲、参加及び途上国について柔軟性を定義することを視野に入れて議論を継続」することとされた。

(関連⇒ゼロゼロ p43、NAMA(非農産品市場アクセス) p106)

分野別関税撤廃

分野ごとに、一律に関税撤廃を行おうとする交渉。現在のNAMA交渉においては、分野別関税撤廃交渉への参加は非義務的なものとして議論されているが、先進国側は、インド・中国・ブラジルなどの新興国に対して、この交渉に参加するよう強く求めている。

現在議論されている分野は、①自動車、②産業機械、③化学、④水産品、⑤林産品、⑥宝石及び宝飾品、⑦玩

具、⑧電気電子、⑨医薬品及び医療機器、⑩自転車、
⑪手工具、⑫スポーツ用品、⑬繊維及び履物、⑭基礎材料の14分野。

(関連⇒NAMA（非農産品市場アクセス）p106)

平均関税削減率

(average cuts)

実施される全ての関税削減の平均を指す。2008年12月の農業交渉議長案では、一般品目の階層方式による関税削減の他、重要品目の関税削減、その他タリフェスカレーションや熱帯産品等による追加的削減などの全てを含めた関税の削減率が、平均54%に達しない場合、当水準まで追加的な削減に努めることになっている。

(関連⇒一般品目 p5、階層方式 p9、重要品目 p43、
タリフェスカレーション p48、熱帯産品 p57、
NAMA（非農産品市場アクセス）p106、2008
年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149)

平和条項

(peace clause)

ウルグアイ・ラウンドにおいて米国・EU間の妥協により設けられた規定で、WTO農業協定第13条のことと通常「平和条項」と呼ぶ。平和条項では、加盟国の国内農業助成および農業輸出補助金について、1992年度中に決定された助成の水準を超えないことを条件として、農業協定および削減約束を遵守していれば、他の加盟国は、当該助成に対し相殺関税等の対抗措置をとることができない、あるいはWTO上の訴えから免責される旨を定め

ている。実施期間は9年間で2003年末に期限切れとなつた。

(関連⇒ウルグアイ・ラウンド p7、輸出補助金 p84)

貿易円滑化交渉

(trade facilitation negotiations)

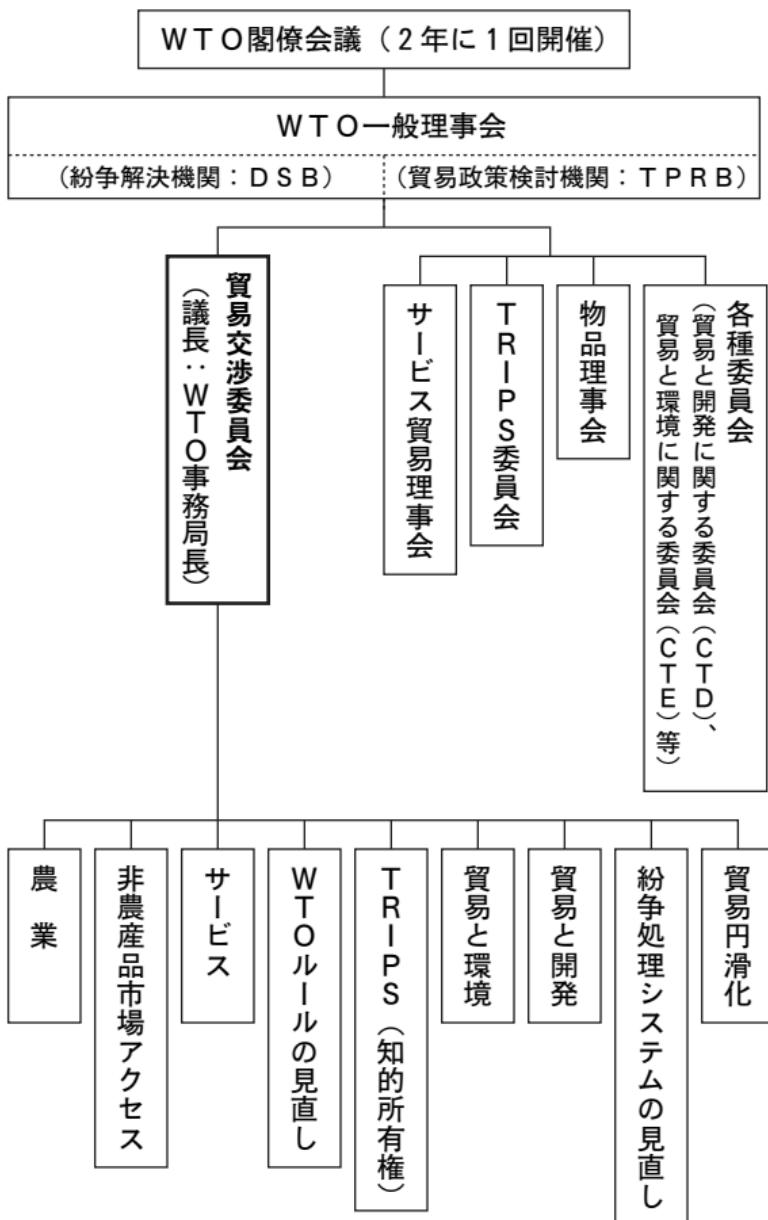
通過貨物を含む物品の移動、国内引取り、貿易手続をさらに迅速化すること等を目的とする交渉分野。

貿易交渉委員会（TNC）

(Trade Negotiations Committee : TNC)

ドーハ閣僚会議において包括交渉が立ち上がったことに伴い、新ラウンドを統括するために設置された委員会で、WTO事務局長を議長とする。第1回会合が2002年1月下旬に開催され、議長や交渉分野等について合意された。現在は、貿易交渉委員会の下に、9つの分野で交渉グループが立ち上げられている。

【貿易交渉委員会の位置づけ】



(出展) WTOホームページより作成

(関連⇒NAMA (非農産品市場アクセス) p106、WTO
農業交渉 p116)

貿易歪曲

(trade distortion)

関税、補助金、価格支持等により、本来これらがなければ実現されたであろう貿易が阻害されている状態を指す。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、関税削減の他、輸出補助金及び国内支持（AMS）の削減約束を行った。ドーハ開発アジェンダにおいて2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、ウルグアイ・ラウンド農業合意では削減対象外とされた青の政策と、デミニミスも貿易歪曲的性格があるとして、AMSと併せた貿易歪曲的国内支持の合計（貿易歪曲的国内支持全体：OTDS）を階層方式で削減することとされた。

（関連⇒青の政策 p1、ウルグアイ・ラウンド農業合意（URAA）p7、階層方式 p9、黄の政策 p19、国内支持 p26、助成合計量（AMS）p35、デミニミス p51、緑の政策 p76、輸出補助金 p84、OTDS（貿易歪曲的国内支持全体）p108）

ボゴール目標

1994年にインドネシアで開催された首脳会議において採択された「APEC経済首脳の共通の宣言（ボゴール宣言）」で掲げられた目標。アジア太平洋地域において「先進国は遅くとも2010年までに、また、途上国は遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する」とされている。なお、翌1995年に大阪で開催されたAPEC閣僚会議では、ボゴール目標を達成するための道筋として「大阪行動指針」が採択された。

（関連⇒APEC（アジア太平洋経済協力）p89、FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）p101）

保護主義

自国経済・産業・雇用等を保護しようとする考え方や立場。世界的な経済・金融危機のもと、G20金融サミット等では、自由貿易を阻害し世界貿易を減退させる影響に着目し、新たな輸入障壁、輸出制限、輸出刺激策などの措置を採用しないよう申し合わせており、WTOも各国の対応状況について監視をすすめている。

(関連⇒輸出規制 p81)

香港閣僚会議（第6回WTO閣僚会議）

WTO発足後、およそ2年に1回行われている閣僚会議の第6回目の会議で、2005年12月13日～18日に香港で開催された。同会議では、2004年に農業モダリティの枠組みが合意されたことを受けて、2006年4月30日までのモダリティの確立、同7月31日までに譲許表案を提出することなどの内容を含む香港閣僚宣言が12月18日に採択された。日本政府は、香港閣僚会議を目前に控えた12月9日に小泉総理大臣（当時）が発表した開発イニシアティブについて説明を行うなど、開発側面に焦点をあてた会議となった。なお、同会議でサウジアラビアがWTOに正式に加盟が認められ、この時点で加盟国・地域数は全部で149カ国・地域となった（現在は153カ国・地域）。

(関連⇒一括受諾方式（シングルアンダーテイキング）

p4、開発イニシアティブ p11、譲許税率 p32、
ドーハ閣僚会議（第4回閣僚会議） p53、農業
モダリティの枠組みの概要（付録4） p137、香
港閣僚宣言の概要（付録5） p140）

香港閣僚宣言第24条

2005年12月13日～18日に香港で開催された第6回WTO閣僚会議で採択された閣僚宣言（ドーハ作業計画閣僚宣言）の第24条。「農業と非農産品市場アクセスのバランス」について記述されている。

具体的には、

- ・農業と非農産品市場アクセスの双方で、開発途上国のために市場アクセス向上を通じて、このランドが掲げる開発目標を前進されることの重要性を認識
- ・農業の市場アクセスと非農産品市場アクセスにおける野心の水準が比較できるほど高いものになることを確保するよう指示
- ・野心は、S&Dの原則と整合的であり、バランスがとれ、かつ比例的な方法で達成されるべき

とされている。

(関連⇒香港閣僚会議（第6回閣僚会議）p73、NAMA（非農産品市場アクセス）p106)

マークアップ

(mark up)

輸入を行う国家貿易企業が徴収する輸入差益のこと。わが国では、農林水産省総合食料局が米・麦について、農畜産業振興機構が乳製品について、輸入差益（マークアップ）を徴収し、内外価格差を埋める役割を担っている。

(関連⇒国家貿易企業（STE）p27)

マラケシュ協定 (Marrakesh agreement)

ウルグアイ・ラウンドは1993年12月に実質的な合意をみたが、翌94年4月にモロッコの古都マラケシュで最終文書として署名され、交渉が終結した。この最終文書が現在のWTO協定であり、正式には開催地にちなんで「世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定」と呼ばれている。このため、現行のWTO協定を「マラケシュ協定」と呼ぶことがある。なお、マラケシュ協定の附属書1～3（農業に関する協定、SPS協定、TBT協定、TRIM協定、原産地規則に関する協定、サービスの貿易に関する一般協定、TRIPS協定等）までが一括受諾の対象となっており、附属書4は一括受諾の対象外のため、どう附属書に含まれている協定はWTO加盟国であっても受諾する義務は無い。

（関連⇒ウルグアイ・ラウンド（UR）p7、SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）p110、TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）p111、TRIM協定（貿易に関連する投資措置に関する協定）p112、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）p113）

マンデート (mandate)

「権限委託」が本来の意味。農業にかかるドーハ閣僚宣言の内容を「ドーハマンデート」と呼ぶこともある。2001年11月に開催されたWTOドーハ閣僚会議での、農業にかかる最終的な閣僚宣言を「農業マンデート」と呼

び、現在の交渉は、この農業マンデートに従って交渉されている。農業マンデートのポイントは、以下の通り。

- ① 2000年3月から開始されているこれまでの農業交渉の作業を踏まえること
- ② 現行農業協定における長期目標の再確認
- ③ 交渉結果を予断することなく、
 - ・市場アクセスの実質的な改善
 - ・全ての形態の輸出補助について、段階的撤廃をめざした削減
 - ・貿易歪曲的な国内支持の実質的な削減を目的とした交渉を行うこと
- ④ 途上国に対する特別かつ異なる待遇
- ⑤ 非貿易的関心事項について、各国の提案に留意するとともに、現行農業協定を踏まえた考慮を行う
- ⑥ 交渉スケジュール

(関連⇒国内支持 p26、市場アクセス p29、ドーハ閣僚宣言の概要（付録3）p130、非貿易的関心事項（NTC）p64、貿易歪曲 p72、輸出補助金 p84)

緑の政策

(green box)

農業政策として国が交付している助成のうち、貿易を歪める影響や生産に対する影響が全くないか、あるいはほとんどないものと解釈され、削減の対象から除外されるものを指す。農業協定付属書2に規定されている、研究などの政府による一般的なサービス、食料安全保障のための公的備蓄、国内向け食料援助、生産者に対する直接支払いなどが該当する。

わが国では、インフラ整備、研究開発、公的備蓄、学校給食などの政策や、中山間地域等への直接支払いを緑の政策としてWTOへ通報している。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、この緑の政策の基準（貿易歪曲性がないか、または最小限であること）を再検証及び明確化をすること、それにあたって非貿易的関心事項が考慮される必要があることとされた。

2008年12月の農業交渉議長案の付属書Bにおいて、農業協定付属書2の見直しの内容が明記されている。

（関連⇒青の政策 p1、黄の政策 p19、国内支持 p26、
国内助成合計量（AMS）p35、食料安全保障
p34、デミニミス p51、農業モダリティの枠組
みの概要（付録4）p137、非貿易的関心事項
(NTC) p64、2008年12月の農業交渉議長案の
概要（付録6）p149、貿易歪曲 p72）

ミニマム・アクセス (最低限の輸入機会：MA)

(Minimum Access : MA)

ウルグアイ・ラウンド農業合意において、輸入実績がほとんどない品目については、基準期間（1986－88年）の国内消費量の3～5%を最低限の輸入機会として提供することが合意された。この最低限の輸入機会をミニマム・アクセスという。

（関連⇒ウルグアイ・ラウンド農業合意（URAA）p7、
カレント・アクセス（現行輸入機会）p15、米
のミニマム・アクセス数量 p27、センシティ
ブ（重要）品目 p43）

メルコスール (南米南部共同市場：MERCOSUR) (Mercado Comun del Sur : MERCOSUR)

加盟国は、ケアンズグループである、アルゼンチン、
ブラジル、ウルグアイ、パラグアイの4カ国。準加盟国
はチリ、ボリビア、ペルー。同地区内における自由貿易
市場の創設を目的として1995年に創設された。

(関連⇒EPA/FTA (経済連携協定/自由貿易協定) p97)

綿花補助金 (cotton subsidies)

2005年のWTO香港閣僚宣言において、綿花に関して
は明確な決定を野心的、迅速かつ具体的に確保すること
を目的とし、次のようなコミットメントが確認されてい
る。

- ・先進国の綿花に対するすべての形態の輸出補助金は、
2006年に撤廃すること。(綿花以外は2013年に撤廃)
- ・市場アクセスに関しては、先進国は、実施期間の開
始時から、LDCの綿花に対し無税無枠を与える。
- ・綿花生産に対する貿易歪曲的国内支持は、今後合意
されるいかなる一般的なフォーミュラよりも野心的
に削減され、また、それが一般的に適用されるもの
よりも短期間に実施されるべきことが目的であるこ
とに合意。

特に、米国は、綿花に対する国内補助金が世界の綿花
価格を引き下げ、途上国の綿花生産者を圧迫していると
して、綿花に対する国内補助金の大幅な削減を求められ

ている。これは、現在の農業交渉における主要な論点の一つとなっている。

なお、綿花補助金については紛争解決の場においても議論されている。ブラジル－米国の綿花補助金に関する紛争において、WTOパネルは、2005年に、米国の綿花補助金はブラジルの綿花産業に損害を与えているという結論を示し、米国に改善を図るよう勧告した。米国は一部制度の廃止又は運用の改善を行ったが、その改正が十分でないとして、ブラジルは遵守パネルに訴えを起こし、遵守パネルは米国が先のパネルの勧告に従っていないと判断している。

(関連⇒国内支持 p26、市場アクセス p29、パネル p61、貿易歪曲 p72、香港閣僚宣言の概要（付録5）p140、輸出補助金 p84、DSB（紛争解決機関）p95、EPA/FTA（経済連携協定/自由貿易協定）p97、LDC（後発開発途上国）p106)

モダリティ (modality)

もともとは「様式（形式）を有すること」の意味であるが、市場アクセス、国内支持、輸出競争等の分野における規律について、それぞれ各国に共通に適用される取り決めを指す。具体的には、農業保護の削減目標数値（例：関税率を○年間に○%引き下げる）や、保護削減対象・対象外の線引きなどの保護削減ルールで、事実上、最終合意内容を方向付けるもの。ウルグアイ・ラウンドの例でいえば、市場アクセス、国内支持および輸出競争のための数値的指針に加え、削減対象外となる国内支持の要件といった関連するルールに関する要素も含まれて

いる。

2004年に農業分野と非農産品市場アクセス分野についての枠組みが合意されたことを受け、現在農業モダリティの確立に向けた交渉が行われている。

(関連⇒国内支持 p26、市場アクセス p29、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149、香港閣僚宣言の概要（付録5）p140、輸出競争 p81、NAMA（非農産品市場アクセス）p106)

モデュレーション（減額調整措置） (modulation)

EU加盟国は直接支払いの受給総額等に応じて、一農家あたりの直接支払いを最大20%の範囲で調整（減額）できるというもの。減額分は農業環境施策や地域開発へ回される。

本措置はアジェンダ2000におけるCAP改革で導入されたが、適用は加盟国の任意であったため、ごく一部の国でしか行われていない状況であった。2003年CAP改革では、モデュレーションを義務化し、減額の率を2005年に3%とし、2007年まで毎年1%ずつ拡大し2008年まで5%とされた。2008年11月に合意されたCAPヘルスチェックにおいては、EU15を対象にモジュレーション率を最大14%拡大し、新規加盟国10カ国に対しても2012年から新たに4%のモジュレーション率を課すこととされた。ただし、小規模農家保護のため、直接支払い総額が5,000ユーロ以下の農家は対象としない。また、減額分は、EU内で再配分される。

(関連⇒アジェンダ2000 p2、CAP（EU共通農業政策）

輸出規制

(export restrictions)

食料価格の高騰、需給ひっ迫のなかで、食料輸出国、とりわけ途上国を中心に、国内の政情不安等を回避するために行われる様々な輸出制限措置。輸出禁止のほかに、輸出產品に対する税金（輸出税）の賦課・引き上げ、輸出数量枠の設定、輸出免許制度の導入（輸出について免許を有する業者にのみ許可）、輸出港湾等の限定などがある。

日本とスイスは、WTO農業交渉において、輸出国による輸入国への輸出機会の拡大を大きくとり上げる一方で、輸入国の食料の安定確保に対する輸出国の義務を十分位置づけていないとして、輸出規制のWTOへの事前通報、輸入国との事前協議等を義務付けることを求める提案を行っている。

（関連⇒食料安全保障 p34）

輸出競争

(export competition)

輸出補助金など、輸出支援目的で使用する補助金や政策の撤廃等を議論する分野で、農業交渉における主要3分野の一つ。特に輸出補助金（農産品の輸出に際して国が補助金を出すことにより、安い価格での輸出が可能）については、途上国を中心に撤廃を求める声が強い。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、輸出補助金だけにとどまらず、同じような効果を持つ輸出

信用や、輸出国家貿易企業の活動のうち輸出補助金的效果をもつ部分についても、一定の期日までに撤廃することとされた。2005年の香港閣僚宣言では、2013年までに全ての形態の輸出補助金を撤廃することが合意された。

(関連⇒国内支持 p26、市場アクセス p29、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、輸出国家貿易 p82、輸出信用保証 p83、輸出補助金 p84、香港閣僚宣言の概要（付録5）p140)

輸出国家貿易

(exporting state trading)

カナダ等の農産物輸出国では、「〇〇ボード（例えば、小麦ボード）」という形で酪農品や小麦等について国家貿易による輸出独占を行っている。

輸出国家貿易については、一般的に輸出に関する規律が輸入に比べて緩やかになっている中で、プール制度による二重価格制や輸出先毎の価格設定等を実施し、輸出補助金削減規律の迂回がなされている可能性が指摘されており、通報による活動状況の透明化を図っている。

例えば、国内販売と輸出販売の両方を独占している場合に輸出価格を国内価格よりも低く設定することは、国内販売から得られる収入の一部を財源として、輸出販売に対して輸出補助金を供与するのと同様の措置を講じていることになるし、また、長期に需要がある輸出市場と新規またはスポットの輸出市場の双方に輸出している場合、後者への輸出価格を前者への輸出価格より低く設定することは、前者への輸出販売収入の一部を財源として、後者への輸出に対して輸出補助金を供与するのと同様の措置を講じていることになる。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、輸出国家貿易企業が行う活動のうち、輸出補助金的性格を有する部分を撤廃することとされた。輸出国家貿易企業の輸出独占権については、現在交渉が行われている。

(関連⇒国家貿易企業 (STE) p27、農業モダリティの枠組みの概要 (付録4) p137、パラレリズム p62、輸出競争 p81、輸出補助金 p84)

輸出信用保証

(export credit guarantee program)

開発途上国等が商業ベースで米国産農作物を輸入する際の借入金に対し、商品金融公社 (CCC) が債務保証を行う制度。通常の商業ベースよりも有利な条件を提供することにより、貿易歪曲的な効果をもつほか、返済不履行な場合には商品金融公社 (CCC) が債権を回収することから、輸出補助金の迂回に近い性格を持つ。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、輸出補助金と同等に撤廃されるべき措置として、償還期間が180日を超える輸出信用が盛り込まれ、同じく180日以下の輸出信用についても今後定める規律に適合しないものは撤廃対象とすることとされた。

(関連⇒国家貿易企業 (STE) p27、商品金融公社 (CCC) p33、農業モダリティの枠組みの概要 (付録4) p137、パラレリズム p62、貿易歪曲 p72、輸出競争 p81、輸出補助金 p84)

輸出税

(export taxes)

ある国が農産物を輸出する時に、国内の供給を確保する等の目的で輸出品に課す税。現行協定では削減義務がなく、譲許もされていない。日本提案では、輸出禁止・制限措置を全て輸出税化し、全ての輸出税を譲許、かつ一定量につき輸出税を非課税とする枠を設定するよう主張している。

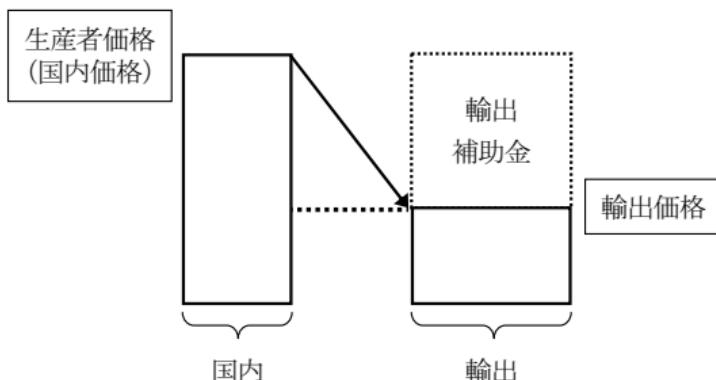
2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、「合意されていない関心事項」として、差別的輸出税が盛り込まれている。

(関連⇒農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137）

輸出補助金

(export subsidies)

輸出に際して交付される補助金で、これにより低価格による輸出が可能となる。



1980年代、世界経済の景気後退等により農産物市場が縮小、余剰農産品の大量発生により価格が低迷するなか、

特にEC（欧州共同体）は、域内の余剰農産品を輸出により処理するため輸出補助金を増加させ、国際競争ができる水準にまで輸出価格を引き下げた。一方、ECの輸出攻勢により輸出シェアの減少を余儀なくされた米国は、補助金つき輸出を増加させて対抗したことから、農産品の国際価格は大幅に下落し、農産物貿易は混乱に陥った。

そのような中ウルグアイ・ラウンドが始まり、最終合意において、1986～90年を基準期間として、95～2000年の6年間で財政支出額の36%、対象数量の21%を削減するとされた。

2004年に合意された農業モダリティの枠組みでは、輸出補助金および、輸出信用や国家貿易企業の活動などの輸出補助金的要素について一定期日までに撤廃する方向で合意し、2005年の香港閣僚宣言では2013年までに全ての形態の輸出補助金を撤廃することに合意した。

（関連⇒ウルグアイ・ラウンド p7、国家貿易企業（STE）

p27、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）

p137、パラレリズム p62、香港閣僚宣言の概要（付録5） p140、輸出競争 p81、輸出国家貿易 p82、輸出信用保証 p83）

予防原則

（precautionary principle）

普遍的な定義があるわけではないが、「将来の被害発生を裏付ける科学的な証拠が十分に入手できない時点で、その被害発生を予防するために暫定的な措置を講ずる」ことを指す。

EUは、科学的な根拠が不十分でも、健康や環境に対する将来的な悪影響を予防する観点から、必要な場合に

は輸入禁止等の貿易・流通を制限する措置が正当化されるべきとの考え方をとっている。

一方、米国・豪州では、科学的に明確な根拠もなく制限を課すことは、貿易が恣意的に歪められる恐れがあり、あくまで科学的根拠に基づいて制限を課すべきとの考え方方にたっている。

なお、EC（欧州委員会）が2002年12月に提示したモダリティ提案では、非貿易的関心事項のなかで、「SPS協定5条7項に沿った予防原則の使用について厳格な定義での基準を策定すること」を主張している。

（参考）衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

第5条 危険性の評価および衛生植物検疫上の適切な保護の水準の決定

7項 加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報および他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得るよう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。

（関連⇒非貿易的関心事項 p64、貿易歪曲 p72、EUの諸機関 p98、SPS協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）p110）

リクエスト・オファー

(request offer)

加盟国が相互に自由化要望（リクエスト）を提出し、これを踏まえて自国の自由化提案（オファー）を行うという交渉方式。二国間で交渉しながらオファーを改訂し、合意に達することを目指す。

多国間交渉では、WTOの前身であるガットの東京ラウンドにおいて、この方式で交渉が進められた。

（関連⇒EPA/FTA（経済連携協定/自由貿易協定） p97）

ルール交渉

(rules negotiations)

アンチ・ダンピング協定、漁業補助金の規律の確立を含む補助金協定の改正等のWTOルール上の課題について取り決めを行う交渉。規律の透明性、予見可能性、明確性をさらに改善することにより、開発途上国及び後発開発途上国を含むすべての加盟国にとっての利益を確保することを目指している。WTO交渉の主要論点の1つ。

（関連⇒反（アンチ）ダンピング p63）

ロールオーバー

(rollover)

各年均等に削減することなく、輸出補助金の未使用分を次年度以降へ繰り越して使えること。輸出補助金ではこのような柔軟性が認められている。

（関連⇒輸出補助金 p84）

枠内税率・枠外税率 (in-quota tariffs • out-quota tariffs)

関税割当により、一定の数量以内の輸入品に限り、無税または低税率の関税を適用する税率を枠内税率（一次税率）という。一定数量を超える輸入分については、枠外税率（二次税率）として高い関税を適用している。

（関連⇒関税割当 p16）

ABAC (APECビジネス諮問委員会) (APEC Business Advisory Council : ABAC)

APECビジネス諮問委員会。APEC活動にビジネス界の意見を反映させるために発足した民間国際組織。APEC加盟国の首脳により3名を超えない範囲で委員が任命される。民間の立場から提言をとりまとめ、APEC首脳会議で直接提言する組織。

（関連⇒APEC（アジア太平洋経済協力） p89）

ACP諸国（アフリカ・カリブ海・太平洋諸国） (African, Caribbean and Pacific Group of States)

アフリカ・カリブ海・太平洋に位置する開発途上国であり、現EU加盟国の旧植民地。現在79カ国が属しており、このうち、モーリシャス、ベナン、ケニア等55カ国がWTOに加盟している。WTO交渉において、途上国に対する特別かつ異なる取り扱い（S&D）を主張しており、2005年10月には市場アクセスに関する提案を行っている。EUはACP諸国に対して特恵関税制度を供与していることから、WTO交渉による特恵侵食に関心を持つ

ている。

(関連⇒市場アクセス p29、特恵関税制度 (GSP) p55、
特恵マージン p57、特恵侵食 p56、G90 p104)

APEC (アジア太平洋経済協力) (Asia-Pacific Economic Cooperation : APEC)

アジア太平洋経済協力。1989年、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目指すため、ホーク・オーストラリア首相（当時）の提唱により創設された。加盟しているのは、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナムの21カ国・地域である。

ASEAN (東南アジア諸国連合) (Association of Southeast Asian Nations : ASEAN)

東南アジア諸国連合（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10カ国）。

1967年8月にバンコクで発足。加盟の状況は次のとおり。

- 原加盟国…インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ（67年8月8日）。後、ブルネイ（84年）
- 新規加盟国…ベトナム（95年）、ラオス、ミャンマー（97年）、カンボジア（99年）

首脳会議の他に、アセアン外相会議（AMM）、経済閣僚会議（AEM）、アセアン農林大臣会議（AMAF）などが開催されている。

（関連⇒ASEAN+3 p90、ASEAN+6 p90）

ASEAN+3

アセアン10カ国に日本、中国、韓国の3カ国を加えた（プラス・スリー）枠組みをASEAN+3と呼ぶ。1997年にマレーシアで開催されたASEAN30周年記念の首脳会議に、日中韓の首脳が招待されたことが始まり。以後、ASEAN首脳会議にあわせて年1回開催されている。ASEAN+3の枠組みでは、首脳会議の他に、外相会議、財務相会議、経済閣僚会議、労働大臣会議、そして農林大臣会議が開催されている。

（関連⇒ASEAN（東南アジア諸国連合）p89、
ASEAN+6 p90）

ASEAN+6

ASEAN+3（日本、中国、韓国）+2（オーストラリア、ニュージーランド）+1（インド）による合計16カ国による枠組みをASEAN+6と呼ぶ。この枠組みの代表的なものとして、2005年12月14日にマレーシアで開催された東アジアサミット（EAS：East Asia Summit）などがある。

（関連⇒ASEAN（東南アジア諸国連合）p89、
ASEAN+3 p90）

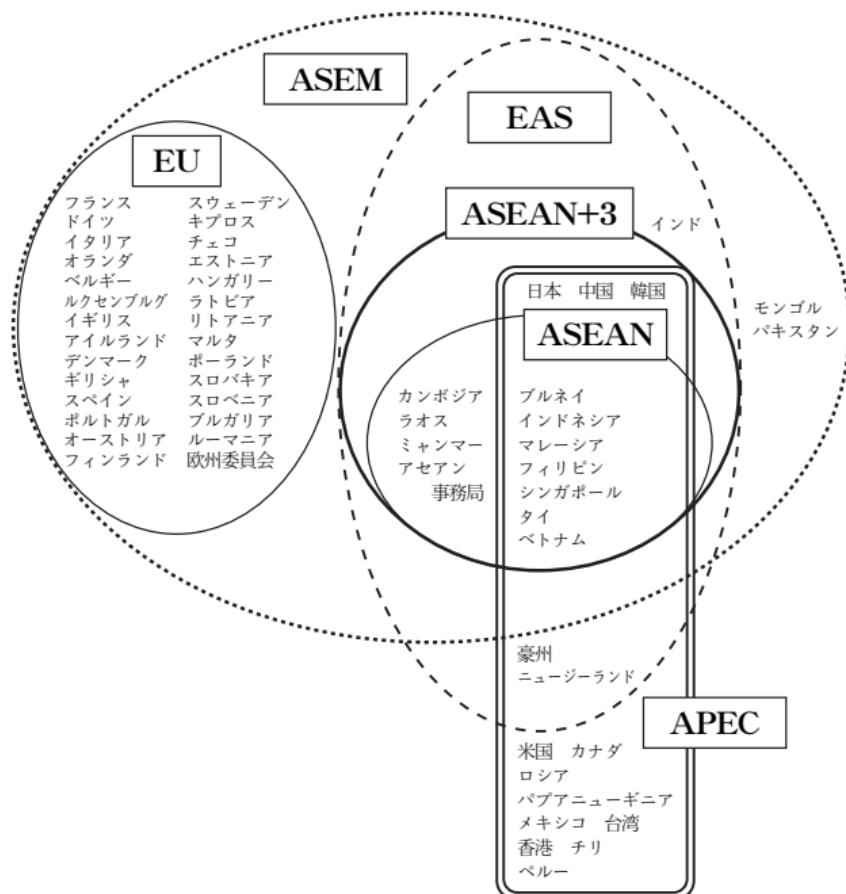
ASEM（アジア欧州会合） (Asia-Europe Meeting : ASEM)

アジア（16カ国およびアセアン事務局）と欧州（EU加盟国および欧州委員会）の地域間で対話と協力を目的として、経済、政治、文化等の広範囲な分野を対象に開かれる首脳会合や閣僚級会議のこと。1996年に、第1回首脳会合がバンコクで開かれた後、2年に1度開催されており、2008年10月に北京で開催された第7回首脳会合で11年目を迎えた。

【アジア側】：ブルネイ、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス、インド、モンゴル、パキスタン、ASEAN事務局

【欧州側】：ベルギー、ブルガリア、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランド、スウェーデン、イギリス、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、キプロス、マルタ、欧州委員会

【東アジア地域と関連する主な枠組み】



※外務省資料を参考に作成

BRICs

近年経済発展の著しいブラジル、ロシア、インド、中国の総称。Brazil、Russia、India、Chinaの頭文字をつなげたもの。これらの国々は国土が広く地下資源が豊富であり、また人口が多いという特徴を持っている。将来的に大幅な経済発展が予想されている。

BSE（牛海綿状脳症）

(Bovine Spongiform Encephalopathy : BSE)

正式名を「牛海綿状脳症」といい、異常プリオンたん白質が原因となり、感受性動物は牛、水牛である。発症すれば、行動異常、運動失調などの神経症状を呈し、死に至る。1980年代後半に英国で確認され、その後、ヨーロッパ数カ国に広がった。わが国においても、2001年9月に初のBSE感染牛が確認された。感染源は「肉骨粉」など動物性飼料が疑われているが、未だ解明されていない。また、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)との関連が疑われているが、その因果関係はまだ明らかにされていない。また、2003年には5月にカナダ、12月に米国でもBSE感染牛が確認され、わが国は米国・カナダからの牛及びめん羊・山羊並びにそれらの動物由来の肉製品等の輸入停止措置を講じた経過がある（その後、2005年12月に一定の条件の下で輸入を再開）。

CAD（持続的農業契約）

(Contrat d'Agriculture Durable : CAD)

フランスの農業政策で、2003年に終了したCTEの環境支払い部分を強化して導入されたもの。農業経営が、土壤、水などの自然資源保全や生物多様性、景観維持などに寄与するように策定された。5年間の環境保全契約やその他の環境保全に対する規則の遵守などを要件としている。

(関連⇒CTE（経営に関する国土契約） p95)

CAP（EU共通農業政策） (Common Agricultural Policy : CAP)

EEC（欧州経済共同体）の設立条約であるローマ条約により、農産物共同市場の設立や共通農業政策の樹立等が規定され、1962年以降、農産物全般をカバーするCAP（共通農業政策）が順次導入された。

CAPの施策は次の3原則に基づいている。

① 市場の統一

農産物の域内自由流通を確保するため、市場を統一し、共通価格を設定する。

② 域内優先

輸入課徴金（後の関税）等により域内生産者の農産物を優先する国境保護措置を講ずる。

③ 農業財政の確立

全加盟国が参加する欧州農業指導保証基金を通じて運営を行う。

CAPは、直接支払いを導入した1992年の改革、支持価格の更なる引き下げ・直接支払いの増設と農村開発政策の拡充を決定した1999年の改革（アジェンダ2000）を経て、2003年6月にCAP中間見直しに合意した。2003年1月の再提案（前年7月提案の微修正）を経た後、6月にCAP改革案の合意に達した。主な改革内容は次の通り。

- 小麦、コメ、牛肉、酪農等を対象に2005年から実施。
ただし2年間の猶予あり（酪農は2008年から）。ただし、加盟国の裁量により、部分的に現行の直接支払い（青の政策）が実現可能。
- 直接支払いを段階的に削減し、農村開発へ振り向け。
 - 價格支持の削減（コメ、酪農製品）
 - 農村開発の対象分野の拡大（条件不利地、農業環境、植林、早期離農対策、品質、食品安全、動物愛護）
- ※下線を引いた項目が、新たに追加された。

（関連⇒青の政策 p1、アジェンダ2000 p2、モデュレーション（減額調整措置）p80）

CTE（経営に関する国土契約） (Contrat Territoriale d'Exploitation : CTE)

1999年7月にフランスで制定された新農業基本法に基づき導入された制度。品質向上や雇用の創出などの「社会・経済的な事項」と地域管理や景観の維持、環境保全などの「国土・環境的な事項」を組み合わせた新しい政策の試みだった。その後CTEは2002年に中断、2003年に終了し、環境支払い制度はCAD（持続的農業契約）という新たな制度へと移行した。

（関連⇒CAD（持続的農業契約）p93）

DSB（紛争解決機関） (Dispute Settlement Body : DSB)

WTO加盟国間での紛争を解決するための常設機関。

紛争処理手続きは、以下の通り。

- ① WTO加盟国が、他の加盟国の貿易慣行によって、自国の利益が侵害されていると考えた場合、2国間での協議を申請する。
- ② 協議によって、紛争が解決できなかった場合には、紛争解決小委員会（パネル：3名または5名）の設置の申し立てを行う（パネルの設置は、DSB（紛争解決機関）のメンバー全員の反対がない限り設置される）。
- ③ パネルの報告に対して不服であった場合には、上級委員会に対して上訴する（パネルの報告を受け入れる場合には、⑤に進む）。
- ④ 上級委員会（7名）では、パネルの行った法的判断のみについて審査を行う。
- ⑤ パネルまたは上級委員会から協定違反を指摘する報告がDSBによって採択された場合には、当事国には正勧告を行う。
- ⑥ 勧告実施のための期間が経過したにもかかわらず、具体的な改善がなされていない場合には、申し立て国はDSBに対して、対抗措置を申請することができる。
- ⑦ 被申し立て国が、対抗措置に対して不服であり、異議申し立てを行った場合には、DSBによる仲裁が行われる。

(関連⇒パネル p61)

EPA/FTA（経済連携協定/自由貿易協定） (Economic Partnership Agreement : EPA/Free Trade Agreement : FTA)

EPA（経済連携協定）とは、特定の国や地域との間でFTA（自由貿易協定）を基礎として、より幅広く経済的な関係強化を図ることを目的とする二国間や地域間の約束のこと。ガット第24条では、実質上の全ての貿易について自由化することを条件に、最恵国待遇を基本とするWTOの例外としてFTAを認めている。FTAが関税の撤廃や規制の緩和によって貿易自由化をはかる約束と位置づけられているのに対し、EPAは投資、人の移動、知的所有権、競争政策、協力などを含む約束。

わが国は、現在9カ国（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ASEAN全体）とEPAを締結済み、2カ国（ベトナム、スイス）と協定署名済み、5カ国（韓国、GCC、インド、豪州、ペルー）などとなっている（平成21年4月現在）。

（関連⇒ガット第24条 p14、最恵国待遇（MFN）p29、
地域貿易協定（RTA）p49、WTOとEPA/FTA
p115）

EU（欧洲連合） (European Union : EU)

1967年、欧州石炭鉄鋼共同体（1952年発足）、欧州経済共同体（1958年発足）および欧州原子力共同体（1958年発足）の3つの共同体を基礎に、欧州共同体（the European Communities : EC）が設立された。その後、

1993年11月の欧州連合条約（マーストリヒト条約）発効により、経済・通貨統合等をめざし欧州連合（EU）が設立された。第4次合併までの15カ国に加え、2004年5月の第5次合併で10カ国、2007年1月にルーマニアとブルガリアの2カ国が加わり、現在27カ国が加盟している。

なお、トルコ、クロアチアなどが加盟候補国であったが、2006年12月のEU首脳会議において、クロアチアを最後にEUの拡大を中止、トルコについては加盟交渉を一部中断することが合意された。

（加盟国：フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イギリス、アイルランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア、ブルガリア※、ルーマニア※）

* 下線を引いた国が、第5次合併で加わった国。

※は2007年1月にEUへ加盟

EUの諸機関

○欧州理事会

政治レベルにおける最高協議機関。EU各国首脳および欧州委員会委員長で構成。議長国は半年交替の輪番制となっている。

○閣僚理事会

EU各国の閣僚級代表により構成されるEUの主たる決定機関。各種政策に関する最終決定権を持つ。外相理事会、農相理事会など分野ごとに開催。

○欧州委員会（EC：the European Commission 正

式にはCommission of the European Communities)

加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成。閣僚理事会で決定すべき政策・法律・予算案等の作成や政策を執行する機関。2004年11月の改選から、1国1人の委員を選出することとし、EUの拡大に伴って欧州委員はそれまでの20名から25名に増えた。さらに2007年の拡大に伴い、現在委員は27名となっている。任期は5年（2004年11月～2009年10月）。なお、「欧州委員会」とは、以上の27名からなる委員会を指す場合（狭義）と、職員約2万人を擁する委員会機構全体を指す場合（広義）とがある。

現在の体制（2009年5月現在）：

バローゾ委員長（ポルトガル）

アシュトン通商担当委員（イギリス）

ボエル農業・地域開発担当委員（デンマーク）など
○欧州議会（European Parliament）

EUの諸活動に対し、民主的なコントロールを行なうことを目的としており、欧州委員会の任命の承認や、3分の2の多数で罷免する権限をもつ監督機関。委員は、直接普通選挙によって選ばれる。定数785、任期は5年（2004年7月～2009年6月）。議席配分は国別人口比を基に決定されている（ドイツ：99、フランス、イタリア、英國：78、スペイン、ポーランド：54、ルーマニア：35、オランダ：27、ベルギー、チェコ、ギリシャ、ハンガリー、ポルトガル：24、スウェーデン：19、オーストリア、ブルガリア：18、デンマーク、スロバキア、フィンランド：14、アイルランド、リトアニア：13、ラトヴィア：9、スロベニア：7、エストニア、キプロス、ルクセンブルグ：6、マルタ：5）。2009年に実施予定の選挙では、再び732議席に戻る予定である。事務局はルクセンブル

グに設置されている。

FAO（国連食糧農業機関）

(Food and Agriculture Organization of the United Nations : FAO)

世界各国国民の栄養水準・生活水準の向上、食糧及び農産物の生産・流通の改善、農村住民の生活条件の改善を目的として1945年に設立された。本部はローマ。世界191カ国及び欧州共同体EC（2009年1月現在）が加盟する国連最大の専門機関。

FTAA（米州自由貿易地域）

(Free Trade Area of the Americans : FTAA)

キューバを除く南北アメリカの34カ国が関税や非関税障壁（NTB）を取り払って自由貿易圏を作るという米国主導の構想。ブッシュ元米国大統領が1990年に示した米州活性化構想が原型。市場アクセス、農業、投資、サービスなど9分野で自由化交渉が行なわれている。1994年の第1回米州サミットにおいて、2005年までに交渉を終えることが合意され、2001年4月に行われた第3回米州サミットでは、2005年1月までの交渉妥結、12月までの協定を発効などが確認された。しかしながら、FTAAに慎重なメルコスール加盟国やFTAA構想そのものに反対する国の意見と対立し、現在の交渉は事実上、凍結しており、依然として妥結に至っていない。実現すれば、人口約8億5千万人、GDP合計が14兆6千5百億ドルとなり、EUをしのぐ世界最大級の統一市場となる。

（関連⇒市場アクセス p29、非関税障壁（NTB） p64、

メルコスール（南米南部共同市場：MERCOSUR）
p78、EPA/FTA（経済連携協定/自由貿易協定）p97）

FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏） (Free Trade Area of Asia-Pacific : FTAAP)

もともとは、2004年にチリで開催されたAPEC首脳会議の際にABACが提言したAPEC構成国での自由貿易協定。その後、2006年にベトナムで開催されたAPEC首脳会議では、「長期的展望として、地域経済統合を促進する方法及び手段についてのさらなる研究を実施し、来年のAPEC首脳会議に報告すること」とされた。翌2007年にオーストラリアで開催されたAPEC首脳会議では、FTAAPの展望の検討実施が合意された。

（関連⇒ABAC（APECビジネス諮問委員会）p88、
APEC（アジア太平洋経済協力）p89、EPA/FTA
(経済連携協定/自由貿易協定) p97）

G10

WTO加盟国のうち、日本や韓国、スイス、ノルウェーなど食料輸入国で構成するグループ。農業交渉では、非貿易的関心事項の具体的配慮、特に上限関税および関税割当の一法律的・義務的拡大への反対や柔軟性のある関税削減方式などを求めている。現在のメンバー国：台湾、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス、モーリシャスの9カ国。
(関連⇒関税割当 p16、上限関税 p33、スライド方式 p39、非貿易的関心事項 (NTC) p64)

G20

WTO加盟国の中のうちインド・ブラジル等の途上国で構成するグループ。2003年8月の米・EU合意に反発し、同年9月のカンクン閣僚会議を前後して結成され、影響力を發揮している。先進国に対する輸出補助金の撤廃や国内補助金の大幅削減、途上国対策の充実などを求めている。

現在のメンバー国：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、中国、キューバ、エクアドル、エジプト、フィリピン、グアテマラ、インド、インドネシア、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、パラグアイ、ペルー、南アフリカ、タイ、タンザニア、ウルグアイ、ベネズエラ、ジンバブエの23カ国。

(関連⇒カンクン閣僚会議（第5回WTO閣僚会議）p15、
輸出補助金 p84)

G33

WTO農業交渉において、途上国に対する「特別品目(SP)」や「途上国向け特別セーフガード措置(SSM)」を要求しているインドネシアなど途上国グループ。

現在のメンバー国：アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、中国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、キューバ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ジャマイカ、ケニア、韓国、マダガスカル、モーリシャス、モンゴル、モザンビーク、ニカラグア、ナイジェリア、パキスタン、パナマ、ペルー、フィ

リピン、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セネガル、スリランカ、スリナム、タンザニア、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウガンダ、ベネズエラ、ザンビア、ジンバブエの46カ国（2007年3月G33閣僚会合參集国）。（関連⇒特別品目（SP）p54、SSM（途上国向け特別セーフガード措置）p111）

G4/G5/G6/G7

WTOドーハ交渉を主導してきた主要国の総称。主要国数によって呼び方が異なる。2004年の農業モダリティの枠組み合意前後では、米国、EU、ブラジル、インド、オーストラリアが交渉を主導しG5（またはFIPs）と呼ばれた。2005年末に開催された香港閣僚会合前後には日本を加えてG6と呼ばれたが、その後、G4（米国、EU、ブラジル、インド）を中心に日本、豪州を加えた6カ国をG6という枠組みに変遷してきた。いずれも、利害や主張を等しくするG10、G20等のグループとは異なり、各国の立場や主張が異なる国・地域同士が対立した意見を調整する目的で集まつたのが特徴。

農業モダリティの枠組み合意時には、G5内で合意した原案が最終的に大きな影響を与えるなど、交渉に対して主導的な役割を果たしたもの、このような交渉過程は透明性や公平性に欠けているとして、WTO加盟国等からの非難が相次いだことから、その後の交渉ではG4やG6といった主要国による非公式協議に加え10～20カ国程度の少数国による協議によって交渉の透明性や公平性についての改善をはかる試みがなされている。

G7とは、2008年7月のWTO閣僚会合で少数国会合に

参加した7カ国。構成国は日本、米国、EU、豪州、ブラジル、インド、中国。G6に中国を加えた構成になっている。

(関連⇒農業モダリティの枠組みの概要(付録4) p137、香港閣僚宣言の概要(付録5) p140、WTO非公式閣僚会合(ミニ閣僚会議) p117)

G90

WTO交渉において、後発開発途上国(LDC)とアフリカ・カリブ海・太平洋諸国の途上国を中心としたグループ。途上国に対する特別かつ異なる扱いの強化や投資分野の自由化などに強固に反対している。2004年6月のメンバー国：79カ国(G90閣僚会議出席国)

(関連⇒後発開発途上国(LDC) p106、途上国の特別かつ異なる待遇(S&D) p54、ACP(アフリカ・カリブ海・太平洋)諸国 p88)

GCC(湾岸協力理事会) (Gulf Cooperation Council : GCC)

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦のペルシャ湾岸6カ国をメンバーとして、加盟国間の農業、産業、投資、安全保障、貿易等の分野での協力促進や共通規則の設定、調整などを目的として1981年に設立された。本部はサウジアラビアの首都リヤドに設置されている。日本のほかに、EUや中国、オーストラリアなどがGCCとのFTA交渉を行っている。

HODs（首席代表者）

(Heads Of Delegations : HODs)

各国の政府代表団の代表者のこと。この代表者が集まって行われる会合のことをHODs会合（首席代表者会合）と呼ぶ。

（関連⇒グリーンルーム会合 p23、WTO一般理事会 p115、WTO非公式閣僚会合（ミニ閣僚会議） p117）

HSコード

(Harmonized commodity description and coding system)

商品の名称や分類について世界的に統一するシステム。貿易対象品目を2桁ずつ3段階に細分化し、分類・配列している。6桁まではWCO（世界税関機構）で採択されたHS条約付属書の品目表で共通番号として規定されている。6桁以上に細分化する番号については、その国独自の分類基準によって決定されており、国によって8桁や9桁の番号を設定する場合がある。

（例：各国共通コード）

HS 2桁	HS 4桁	HS 6桁
1 0 穀物	1 0 0 6 コメ	1 0 0 6. 1 0 (もみ) 1 0 0 6. 2 0 (玄米) 1 0 0 6. 3 0 (精米) 1 0 0 6. 4 0 (碎米)

IFAP（国際農業生産者連盟）

(International Federation of Agricultural Producers :
IFAP)

1946年に設立し、現在85カ国の115の農業団体、6億人以上が加盟する民間国際機関。各国農業団体の相互交流や協調を通じて、消費者への安定した食料供給、農業者の経済的・社会的地位の改善などを目指している。日本からは、JA全中、全国農業会議所、全国農政連が加盟し、全中会長が執行委員を務めている。

LDC（後発開発途上国）

(Least Developed Countries : LDC)

国連用語で、世界では現在50カ国が認定されている。国連開発政策委員会が認定し、国連総会で決議されるが、国民一人当たりのGNIが750米ドル未満、人口7,500万人以下等経済構造の脆弱性を基準（2003年度）に決定されている。2005年2月時点での地域別内訳は、アフリカ地域34カ国、アジア地域10カ国、太平洋地域5カ国、中南米地域1カ国の計50カ国。うちWTO加盟国は32カ国。

NAMA（非農産品市場アクセス）

(Non-Agricultural Market Access : NAMA)

農産品以外のモノの貿易に係る関税削減交渉。関税の大幅削減を求める先進国と、高関税を維持することで国内産業を守りたい開発途上国との間で意見の対立が強く、交渉は難航している。

2004年に合意されたNAMAの枠組みでは、デルベス

テキストを基本としたものを採択し、更なる交渉を行っていくこととされ、2005年の香港閣僚会議では、スイスフォーミュラを用いて関税削減を行うことが合意された。現在は、スイスフォーミュラの係数（削減水準）や分野別関税撤廃等の產品の範囲、参加のあり方等について議論されている。

（関連⇒スイスフォーミュラ p37、ゼロゼロ p43、分野別関税撤廃 p68、分野別イニシアティブ p68、香港閣僚宣言の概要（付録5）p140）

NGO（非政府組織）

（Non-Governmental Organization : NGO）

1999年11月のWTOシアトル会議での大規模なデモ活動以降、注目を集めた。有力なNGOは、主に途上国対策や、環境保護などでWTO交渉へ積極的に働きかけを行っている。

OECD（経済協力開発機構）

（Organization for Economic Cooperation and Development : OECD）

先進工業国を中心とした経済に関する国際機関で、世界経済の発展、開発途上国の健全な経済成長への寄与、多角的な世界貿易の拡大への寄与を目的としている。本部はパリにある。加盟国は、米国、日本、ヨーロッパ諸国など30カ国（2007年5月）。

OTDS（貿易歪曲的国内支持全体）

(Overall Trade-distorting Domestic Support : OTDS)

2004年に合意された農業モダリティの枠組みにおいて、削減するとして盛り込まれた、貿易歪曲的国内支持全体の合計を指す。具体的には、貿易歪曲性が無いか最小限とされている緑の政策を除くすべての国内支持の合計で、AMSの他に、ウルグアイ・ラウンド農業合意では削減対象外とされた青の政策、デミニミスを合計したもの。

2008年12月の農業交渉議長案では、OTDSの削減率について、次のとおり言及されている。

OTDSの基礎水準	削減率
600億ドルより大きい場合	80%
100億ドルより大きく600億ドル以下の場合	70%
100億ドル以下の場合	55%

(関連⇒青の政策 p1、ウルグアイ・ラウンド農業合意 (URAA) p7、黄の政策 p19、総合AMS p44、デミニミス p51、農業モダリティの枠組みの概要 (付録4) p137、品目別AMS p66、2008年12月の農業交渉議長案の概要 (付録6) p149、貿易歪曲 p72、緑の政策 p76)

SACU（南部アフリカ関税同盟） (Southern African Customs Union : SACU)

ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ共和国、スワジランドの5カ国による関税同盟。世界で最も古い関税同盟であり、元々は1910年に、旧英連邦の南アフリカ連邦（南アフリカ共和国）、ベチュアナラント（ボツワナ）、バストラント（レソト）、スワジランドの間で締結された関税同盟であり、加盟国の経済発展のための地域統合、加盟国間での貿易円滑化、他国・地域との通商交渉を行うことなどを目的としている。アフリカ諸国の独立に伴い、1969年に協定の改訂を行っている。1990年にナミビアが独立し、SACUに加盟したことから加盟国は5カ国に増加した。現在は2002年に合意された協定（SACU 2002 agreement）に基づいている。

（関連⇒貿易円滑化交渉 p70）

SBS制度（売買同時入札制度） (Simultaneous Buy and Sell system)

輸入する商社と買い手の卸売業者あるいは加工業者等が連名で、政府等に対して買い入れ及び売り渡しを申し込むもので、売り渡し申込価格と買い受け申し込み価格の差の大きいものから順に契約する方式。

ミニマム・アクセス米輸入の一部として、毎年約10万トンがSBS方式により輸入されている。
（関連⇒米のミニマム・アクセス数量 p27、ミニマム・アクセス（最低限の輸入機会）p77）

SOM（高級事務レベル会合）

(Senior Officials Meeting : SOM)

高級実務者会合とも呼ばれる政府高官による協議。政治的決断を伴う案件については、閣僚レベルでの協議に委ねられることとなる。

SPS協定

(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)

(Sanitary and Phytosanitary Agreement)

正式名称は「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」だが、通常SPS協定と略されることが多い。WTO協定のなかの一つで、病害虫の侵入防止を図りつつも、貿易に対する影響を最小限にするため、当該措置の実施の調和および透明性確保のための指針となる規則および規律の多国間の枠組みを定めている。

(関連⇒マラケシュ協定 p75)

SSG（特別セーフガード）

(Special Safeguard : SSG)

ウルグアイ・ラウンドで関税化された農産物だけに適用される「特別セーフガード」のこと。

(関連⇒ウルグアイ・ラウンド農業合意 (URAA) p7、セーフガード p40)

SSM（途上国向け特別セーフガード措置） (Special Safeguard Mechanism : SSM)

農業分野に関する途上国向けの「特別セーフガード措置」という新しい概念のことで、2004年の農業モダリティの枠組みに盛り込まれた。ただし、具体的な取り扱い等に関しては、現在交渉中である。

（関連⇒セーフガード p40、途上国の特別かつ異なる待遇（S&D）p54、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137）

TBT協定 (貿易の技術的障害に関する協定) (Technical Barriers to Trade : TBT)

1979年4月に国際協定として合意されたGATTスタンダードコードが1994年5月にTBT協定として改訂合意され、1995年1月にWTO協定に包含されたものであり、工業製品等の各国の規格及び規格への適合性評価手続き（規格・基準認証制度）が不必要的貿易障害とならないよう、国際規格を基礎とした国内規格策定の原則、規格作成の透明性の確保を規定している。TBT協定はWTO協定のうち一括受諾の対象となっている括協定であり、加盟国全部に適用されている。正式には「貿易に関する技術的障害に関する協定」という。

（関連⇒非関税障壁（NTB）p64、マラケシュ協定 p75）

TPA（貿易促進権限） (Trade Promotion Authority : TPA)

米国大統領が他国との間で合意した通商協定について、議会に可決か否決かのみを諮ることを可能にする権限。従来はファースト・トラック（早期一括採決方式）と呼ばれていた。議会による修正提案は一切認められず、通商交渉の結果について都合の悪い部分を削除することや、一部について再交渉するといった事態が回避されることから、米国政府の交渉権限の裏付けとなっている。この権限は1994年4月に失効していたが、2002年8月6日にブッシュ政権の下でTPA法案が成立し復活した。しかし、ドーハ交渉が佳境を迎えていた2007年6月末に再び失効した。

（参考⇒ファースト・トラック（早期一括採択方式） p67）

TRIM協定 (貿易に関する投資措置に関する協定) (Trade Related Investment Measures Agreement)

WTO協定のなかの一つで、正式には「貿易に関する投資措置に関する協定」という。この中で、モノの貿易に関する投資措置に関する規定がなされており、例えば現地調達要求や為替規制といったパフォーマンス要求が禁止されている。

（関連⇒マラケシュ協定 p75、EPA/FTA（経済連携協定/自由貿易協定） p97、WTOとEPA/FTA p115）

TRIPS協定

(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)
(Trade Related aspects of Intellectual Property rights Agreement)

WTO協定のなかの一つで、正式には「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」という。WTO加盟国はこの協定に基づき、内国民待遇や、最恵国待遇をWTO加盟各国に等しく与えることが要求されるなど、既存の国際条約であるパリ条約やベルヌ条約等に比べて要求度の高いものとなっている。ただし、この中で定められているのは、知的財産権の最低限の保護基準（ミニマム・スタンダード）であり、WTO加盟国は、各々の国の国内法によって、TRIPS協定に規定された保護基準以上の保護を与えることができる。

（関連⇒医薬品アクセス p6、マラケシュ協定 p75）

UPOV（植物新品種保護国際同盟）

(Union for the Protection of New Varieties of Plants : UPOV)

1961年に作成された「植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）」が1968年に発効したことにより設立された国際機関。植物の新品種の育成者の権利保護により良質の、例えば耐病性等に優れた新品種を含む多様な新品種の育成の振興及び普及を図り、もって農業の発展に資することを目的としており、現在加盟国は67カ国（2009年5月時点）。わが国は1982年に加盟している。

USDA（米国農務省）

(United States Department of Agriculture : USDA)

米国農務省。日本の農林水産省に相当。2009年1月にトム・ヴィルサックが農務長官に就任。農務次官（作物・国際関係担当）には、米国ファーマーズ・ユニオン元専務のジム・ミラーが就任している（2009年4月現在）。

USTR（米国通商代表部）

(United States Trade Representative : USTR)

アメリカ大統領府内に設けられた通商交渉のための機関。1962年に制定された通商拡大法によって大きな通商交渉権限を得たケネディ（当時）大統領は、通商交渉特別代表（STR）のポストを創設し、翌1963年に大統領命令によって、特別通商代表部を大統領府の一つとして創設した（USTRの前身）。その後、1974年に制定された通商法により、法的な位置づけが与えられ権限が強化された後、1979年の省庁再編と翌1980年のかーター大統領（当時）の大統領命令により、現在のUSTRの形となった。現在は、アメリカの通商政策全般に関わっている。USTRの長官にあたる通商代表は、大使の資格を持つ閣僚級ポストで大統領に直属。2009年よりロン・カーグ氏が通商代表を務めている。

なお、不公正貿易に関する調査・勧告なども行っており、「外国貿易障壁報告書」を作成している。

WTO（世界貿易機関） (World Trade Organization : WTO)

世界貿易機関の略。1995年1月に発足、本部はスイス・ジュネーブにある。WTO協定の管理・運営、貿易紛争の処理等を担うとともに、加盟国間の貿易交渉の場を提供する。現在の加盟国数は153カ国・地域。

WTO一般理事会 (General Council)

WTOの意思決定機関としては、全ての加盟国の代表で構成する閣僚会議と一般理事会がある。一般理事会は、閣僚会議（少なくとも2年に1回開催）の会合から次の会合の間において、逐次任務を遂行する機関。

（関連⇒グリーンルーム会合 p23、貿易交渉委員会（TNC）p70、HODs（首席代表者）p105、WTO非公式閣僚会合（ミニ閣僚会議）p117）

WTOとEPA/FTA

WTOは、どの国に対しても同様の条件で関税などの通商規則を定めることを原則（最恵国待遇）としているが、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）は、協定構成国のみを対象として、排他的に関税の撤廃等を実施する仕組みとなっている。そのためWTOは、GATT第24条で、実質上の全ての貿易について原則として10年以内に関税や制限的通商規則を廃止することを条件として、例外的にこれらを認めている。「実質上すべて」については、「特定セクターを一括除外せず、かつ貿易額

の90%以上の関税を撤廃する」との解釈があるが、明確な国際基準は存在せず、現在WTOにおけるルール交渉の場で明確化をはかる協議が行われている。

(関連⇒EPA/FTA p97、GATT第24条 p14)

WTO農業交渉

WTO農業協定20条に基づき、2000年3月より交渉が開始された。日本は、2000年12月に「WTO農業交渉日本提案」を、2001年6月に詳細提案を、そして2002年11月に「モダリティ案」をそれぞれ提出した。モダリティ確立に向けた努力が続けられたが、結局2003年9月のカンクン閣僚会議で決裂した。2004年2月に、ニュージーランドのグローサー大使を農業交渉グループ議長として農業交渉が再開され、同年8月1日に農業モダリティの枠組みに合意した。また、2005年末には第6回WTO閣僚会議が香港で開催され、香港閣僚宣言が採択されたが、2006年7月末に主要国間の意見の隔たりが埋まらず、交渉が凍結されることとなった。2007年1月に交渉が再開されて以降も、少数国非公式閣僚会合の開催と決裂を繰り返した。2008年7月末には、9日間にも及ぶ交渉の末、7月29日に米国と中国・インドとの間で途上国向け特別セーフガード措置（SSM）が争点となり、交渉全体が決裂した。同年12月6日にはファルコナー前農業交渉議長により、モダリティ議長案第4次改訂版が提示され、年内の閣僚会合の開催に向けてラミー事務局長らによる強力な調整が行われたが、NAMA分野をめぐり再び米国、中国・インドが対立し、年内の開催は見送られ、現在に至っている。現在の農業交渉議長は、ニュージーランドのウォーカー大使。

(関連⇒カンクン閣僚会議（第5回WTO閣僚会議）p15、
ドーハ閣僚宣言の概要（付録3）p130、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、2008年12月の農業交渉議長案の概要（付録6）p149、香港閣僚宣言の概要（付録5）p140、WTO非公式閣僚会合 p117)

WTO非公式閣僚会合（ミニ閣僚会議）

WTO加盟国のうち、一部の関心国の閣僚レベルが集い、WTO包括交渉の進捗状況や今後の取り組み等について非公式に議論するため、不定期に開催される。

カタール・ドーハでのWTO閣僚会議で包括交渉が立ち上がって以降、年に数回程度の非公式閣僚会合が開催されてきた。2004年の枠組み合意前後からは、G4、G5、G6などの形も含めたWTO非公式閣僚会合が開催されている。

なお、非公式閣僚会合は、参加国相互の理解を深め、交渉の進展に役立てることを目的としており、何らかの合意を行う性格のものではない。

(関連⇒グリーンルーム会合 p23、農業モダリティの枠組みの概要（付録4）p137、貿易交渉委員会（TNC）p70、G4/G5/G6/G7 p103、HODs（首席代表者）p105)

付録 1

主要英略語・日本語対照表

ABAC (APEC Business Advisory Council)
: APECビジネス諮問委員会 (⇒p88)

AEM (meeting of the ASEAN Economic Ministers)
: アセアン経済閣僚会議 (⇒p90)

AFBF (American Farm Bureau Federation)
: 米国ファーム・ビューロー (⇒p159)

AFGC (Asian Farmers'Group for Cooperation)
: 協力のためのアジア農業者グループ (⇒p21)

AMAF (meeting of the ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry)
: アセアン農林大臣会議 (⇒p90)

AMM (ASEAN Ministerial Meeting)
: アセアン外相会議 (⇒p90)

AMS (Aggregated Measurement of Support)
: 助成合計量 (⇒p35)

AMTA (Agricultural Market Transition Act payments)
: 農家直接固定支払い制度 (⇒p58)

APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation)

: アジア太平洋経済協力 (⇒p89)

ASEAN (Association of Southeast Asian Nations)

: 東南アジア諸国連合 (⇒p89)

ASEM (Asia-Europe Meeting)

: アジア欧州会合 (⇒p91)

AVE (Ad-Valorem Equivalent)

: 従価税換算値 (⇒p30)

BIA (Built in Agenda)

: ビルトイニアジェンダ (合意済みの課題) (⇒p65)

BRICs (Brazil, Russia, India, China)

: 新興経済大国のブラジル、ロシア、インド、中国の総称 (⇒p92)

BSE (Bovine Spongiform Encephalopathy)

: 牛海綿状脳症 (⇒p93)

CAD (Contrat d'Agriculture Durable)

: 持続的農業契約 (⇒p93)

CAP (Common Agriculture Policy)

: 共通農業政策 (EU共通農業政策) (⇒p94)

CCC (Commodity Credit Corporation)

: 商品金融公社 (⇒p33)

CCP (Counter-Cyclical Payment)

：価格変動対応型支払い (⇒p12)

CFA (Canadian Federation of Agriculture)

：カナダ農業者連盟 (⇒p157)

COPA (Committee of Professional Agricultural organisations in the European Union)

：EU農業団体連合会 (⇒p159)

CTD (Committee on Trade and Development)

：貿易と開発に関する委員会 (WTO内に設置) (⇒p71)

CTE (Committee on Trade and Environment)

：貿易と環境に関する委員会 (WTO内に設置) (⇒p71)

CTE (Contrat Territoriale d'Exploitation)

：経営に関する国土契約 (⇒p95)

DDA (Doha Development Agenda)

：ドーハ開発アジェンダ (⇒p52)

DSB (Dispute Settlement Body)

：紛争解決機関 (WTO内に設置) (⇒p95)

EAS (East Asia Summit)

：東アジアサミット (⇒p90)

EC (the European Communities)

：欧州共同体 (⇒p97)

EC (the European Commission)

：欧州委員会 (⇒p98)

EPA (Economic Partnership Agreement)

：経済連携協定 (⇒p97)

EU (European Union)

：欧州連合 (⇒p97)

EVSL (Early Voluntary Sectorial Liberalization)

：早期自主的分野別自由化 (⇒p43)

FAO (Food and Agriculture Organization of the United Nations)

：国連食糧農業機関 (⇒p100)

FFNZ (Federated Farmers of New Zealand)

：ニュージーランド農業者連盟 (⇒p158)

FNSEA (Fédération Nationale des Syndicats d'Exploitants Agricoles)

：フランス農業団体联合会 (⇒p160)

FTA (Free Trade Agreement)

：自由貿易協定 (⇒p97)

FTAA (Free Trade Area of the Americans)

：米州自由貿易地域 (⇒p100)

FTAAP (Free Trade Area of Asia-Pacific)

：アジア太平洋自由貿易圏 (⇒p101)

GATT (General Agreement on Tariffs and Trades)

：関税および貿易に関する一般協定 (⇒p13)

GCC (Gulf Cooperation Council)

：湾岸協力理事会 (⇒p104)

GI (Geographical Indication)

：地理的表示 (⇒p50)

GMO (Genetically Modified Organism)

：遺伝子組換え体 (⇒p5)

GSP (Generalized System of Preference)

：特恵関税制度 (⇒p55)

HODs (Head of Delegations)

：首席代表者 (⇒p105)

IFAP (International Federation of Agricultural Producers)

：国際農業生産者連盟 (⇒p106)

LDC (Least Developed Countries)

：後発開発途上国 (⇒p106)

MA (Minimum Access)

：ミニマム・アクセス (⇒p77)

MEAs (Multilateral Environmental Agreements)

：多国間環境協定 (⇒p47)

MERCOSUR (Mercado Comun del Sur)

：メルコスール（南米南部共同市場）(⇒p78)

MFN (Most-Favored-Nation)

：最恵国待遇 (⇒p29)

NACF (National Agricultural Cooperative Federation)

：韓国農業協同組合中央会 (⇒p157)

NCUI (National Cooperative Union of India)

：インド協同組合中央会 (⇒p123)

NAMA (Non-Agricultural Market Access)

：非農産品市場アクセス (⇒p106)

NFF (National Farmers'Federation)

：豪州農業者連盟 (⇒p158)

NFU (National Farmers Union)

：米国ファーマーズユニオン (⇒p159)

NFU (Norwegian Farmers'Union)

：ノルウェー農業者連盟 (⇒p159)

NGO (Non-Governmental Organization)

：非政府組織 (⇒p107)

NTB (Non-Tariff Barrier)

：非関税障壁（⇒p64）

NTC (Non-Trade Concerns)

：非貿易的関心事項（⇒p64）

NTM (Non-Tariff Measures)

：非関税措置（⇒p64）

OECD (Organization for Economic Cooperation and Development)

：経済協力開発機構（⇒p107）

OTDS (Overall Trade-distorting Domestic Support)

：貿易歪曲的国内支持全体（⇒p108）

RTA (Regional Trade Agreements)

：地域貿易協定（⇒p49）

SACU (Southern African Customs Union)

：南部アフリカ関税同盟（⇒p109）

S&D (Special and Differential Treatment)

：途上国の特別かつ異なる待遇（⇒p54）

SBS制度 (Simultaneous Buy and Sell system)

：売買同時入札制度（⇒p109）

SBV (Schweizerischer Bauernverband)

：スイス農業者連盟（⇒p158）

SOM (Senior Official Meeting)

: 高級事務レベル会合 (⇒p110)

SP (Special Products)

: 特別品目 (⇒p54)

SPS (Sanitary and Phytosanitary measures)

: 衛生植物検疫措置 (⇒p110)

SSG (Special Safeguard measures)

: 特別セーフガード (⇒p110)

SSM (Special Safeguard Mechanisms)

: 特別セーフガード措置

(⇒p111)

STE (State Trading Enterprise)

: 国家貿易企業

(⇒p27)

TBT (Technical Barriers to Trade)

: 貿易の技術的障壁 (⇒p111)

TNC (Trade Negotiation Committee)

: 貿易交渉委員会 (⇒p70)

TPA (Trade Promotion Authority)

: 貿易促進権限 (⇒p112)

TPRB (Trade Policy Review Body)

：貿易政策検討機関 (⇒p71)

TRIM (Trade-Related Investment Measures)

：貿易関連投資措置 (⇒p112)

TRIPS (Trade-Related Intellectual Property Rights)

：貿易関連知的所有権 (⇒p113)

TRQ (Tariff Rate Quotas)

：関税割当 (⇒p16)

UPOV (Union for the Protection of New Varieties
of Plants)

：植物新品種保護国際同盟 (⇒p113)

UR (Uruguay Round)

：ウルグアイ・ラウンド (⇒p7)

URAA (Uruguay Round Agreement on Agriculture)

：ウルグアイ・ラウンド農業合意 (⇒p7)

USDA (United States Department of Agriculture)

：米国農務省 (⇒p114)

USTR (United States Trade Representative)

：米国通商代表部 (⇒p114)

WTO (World Trade Organization)

：世界貿易機関 (⇒p115)

付録 2

WTO交渉の現在までの流れ

1999年

11月 第3回閣僚会議（シアトル）で新ラウンドの立ち上げに失敗

2000年

3月 農業分野とサービス分野について交渉開始

2001年

11月 第4回閣僚会議（ドーハ）にて、新ラウンド（ドーハ・開発アジェンダ：DDA）の立ち上げ

2002年

5月 米国が新農業法（2002年農業保障・農村投資法）を成立

6月 EUがCAP中間見直しに合意

2003年

2月 ハービンソン農業交渉議長がモダリティ案提示

3月 モダリティの確立失敗

9月 第5回閣僚会議（カンクン）にて、デルベス議長がモダリティ枠組み案を提示したが、交渉決裂

2004年

- 2月 一般理事会議長・各交渉グループ議長選任、交渉再開
- 8月 WTO一般理事会で枠組み（農業・NAMA）合意が成立

2005年

- 9月 農業交渉議長交代（グローサー⇒ファルコナー）、WTO事務局長交代（スパチャイ⇒ラミー）
- 12月 第6回閣僚会議（香港）にて香港閣僚宣言が採択

2006年

- 6月 ファルコナー農業交渉議長・ステファンソンNAMA交渉議長がモダリティ案を提示
- 7月 主要国（G6）間における三つ巴の対立の構図が解けずにWTO交渉が凍結

2007年

- 1月 WTO交渉再開
- 7月 米国の貿易促進権限（TPA）が失効（7月1日）
- 農業・NAMAで各交渉議長がモダリティ案を再提示

2008年

- 5月 農業・NAMAで各交渉議長がモダリティ議長案第2次改訂版を提示
- 7月 農業・NAMAで各交渉議長がモダリティ議

- 長案第3次改訂版を提示
米国と中国・インド間で途上国向け特別セーフガード措置（SSM）が争点となり、少数国非公式閣僚会合が決裂
- 10月 NAMA交渉議長交代（ステファンソン⇒ワセシャ）
- 12月 農業・NAMAで各交渉議長がモダリティ議長案第4次改訂版を提示
米国と中国・インド間でNAMAをめぐり再び対立し、閣僚会合開催が断念

2009年

- 4月 農業交渉議長交代（ファルコナー⇒ウォーカー）
事務局長再任（ラミー）

付録 3

ドーハ閣僚宣言の概要 (2001年11月14日 第4回WTO閣僚会議で採択)

1. 前文

- ・マラケシュ協定の原則と目的（貿易の拡大、環境の保護・持続可能な開発等）を再確認。
- ・途上国のニーズ及び関心を「作業計画」の中心に位置付け。特にLDC配慮を強調。
- ・多角的貿易体制と環境保護・持続可能な開発の促進が相互支持的であることを確信。各国の環境アセスメントの努力に留意。WTOと国連環境計画及び他の政府間環境機関との協力を歓迎し、さらに促進。
- ・中核的労働基準に関するシンガポール閣僚宣言を再確認し、ILOの作業に留意。
- ・中国、台湾などの新規加入を歓迎。
- ・以上を踏まえ、幅広くバランスのとれた「作業計画（交渉、決定など）」の開始に合意。

2. 「作業計画」

(1) 「実施」問題

- ・実施問題に最大限の重要性を付与。
- ・実施についての決定を採択。未解決の項目についての交渉は「作業計画」の一部とすることに合意。
- ・早期に合意したものは暫定的あるいは確定的に実施しうる。
- ・実施の項目のうち、この閣僚宣言において特定の交渉権限が与えられている場合にはその権限の下で扱い、それ以外のものについてはWTOの関連

委員会で優先的に扱い、2002年末までに貿易交渉委員会（TNC）に対し適切な措置をとるために必要な報告を行う。

(2) 農業

- ・現行農業交渉のこれまで作業を認識。
- ・農業の改革という長期的な目標を想起。
- ・交渉の結果を予断せずに、市場アクセスの実質的改善、すべての形式の輸出補助金の段階的撤廃を視野に入れた削減、貿易歪曲的な国内助成の実質的な削減に関する包括的な交渉を行う。
- ・途上国に対する特別かつ異なる待遇が交渉の不可分の一部であることを確認。
- ・非貿易的関心事項への配慮を確認。
- ・交渉の形態については、2003年3月31日までに決定し、第5回閣僚会議までに包括的なオファーを提出。
- ・農業交渉は交渉全体の一部として、全体の終結と一緒に終結する。

(3) サービス

- ・経済成長の促進のためにサービス貿易交渉が行われるべき。
- ・現行サービス交渉のこれまでの作業を認識。
- ・2001年3月28日に採択された交渉ガイドラインを再確認。
- ・加盟国は、第一次リクエストを2002年6月30日までに、第一次オファーを2003年3月31日までに提出。

(4) 非農産品の市場アクセス

- ・タリフピーク、高関税、タリフェスカレーションを含む関税・非関税障壁の削減・撤廃。
- ・途上国、LDCの特別なニーズと関心を考慮

(5) TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）

- ・既存の医薬品へのアクセス及び新薬の研究・開発の両方を促進することにより、TRIPS協定が公衆衛生を支持するような形で実施・解釈されることの重要性を強調。
- ・地理的表示のワイン及びスピリットに関する通報登録制度の設立について交渉に合意。地理的表示の追加的保護の対象產品拡大についてTRIPS理事会で検討し、2002年末までに取るべき適切な措置について貿易交渉委員会（TNC）に報告を行う。
- ・TRIPS理事会において、生物多様性条約との関係、伝統的知識・フォークロアの保護、新技術等について検討。

(6) 貿易と投資

- ・投資に関する多国間の枠組みに関し、第5回閣僚会議の後に、右会議における明確なコンセンサスによる交渉形態に関する決定を基礎として、交渉が行われることに合意する。
- ・開発途上国が義務及び約束を引き受けるにあたり、特別な開発、貿易及び財政上の必要性に考慮。開発途上国及び後発開発途上国への技術支援の必要性を認め、これらの必要性に応える支援を行うた

めにUNCTADを含めた国際機関等との協力を行う。

- ・第5回閣僚会議までの間、作業部会において、透明性、無差別原則、ボトムアップ・アプローチ等の明確化作業に焦点をあてる。

(7) 貿易と競争

- ・競争に関する多国間枠組みに関し、第5回閣僚会議の後に、右会議における明確なコンセンサスによる交渉形態に関する決定を基礎として、交渉が行われることに合意する。
- ・開発途上国が義務及び約束を引き受けるにあたり、特別な開発、貿易及び財政上の必要性に考慮。開発途上国及び後発開発途上国への技術支援の必要性を認め、これらの必要性に応える支援を行うためにUNCTADを含めた国際機関等との協力を行う。
- ・第5回閣僚会議までの間、作業部会において、透明性、無差別原則、ハードコア・カルテル等の明確化作業に焦点をあてる。

(8) 政府調達の透明性

- ・政府調達の透明性に関する多国間協定に関し、第5回閣僚会議の後に、右会議における明確なコンセンサスによる交渉形態に関する決定を基礎として、交渉が行われることに合意する。

(9) 貿易円滑化

- ・通過貨物や貿易手続き等の迅速化に関し、第5回閣僚会議の後に、右会議における明確なコンセン

サスによる交渉形態に関する決定を基礎として、交渉が行われることに合意する。

(10) WTOルール

- ・ダンピング防止（AD）協定、補助金及び相殺関税協定、並びに右協定の目的及び措置についての、基本概念、原則及び有効性を保ちつつ、これら協定の規律の明確化及び改善について交渉。これらの交渉の中で、漁業補助金に関する規律の明確化・改善も目指す。
- ・地域貿易協定に関する既存のWTO上の規律の明確化及び改善について交渉。

(11) 紛争処理了解（DSU）

- ・DSUの改善・明確化について交渉。
- ・改善・明確化を2003年5月までに合意し、可能な限り早期に発効させる。

(12) 貿易と環境

- ・貿易と環境の相互支持性を高める観点から次の交渉に合意。
 - ① WTOルールと多数国間環境協定（MEAs）の特定の貿易義務との関係。交渉対象はそのようなWTOルールと当該MEAの当事国間での適用可能性に限定される。
 - ② 多数国間環境条約（MEA）事務局と関連するWTOの委員会との通常の情報交換に関する手続き及びオブザーバーの地位の承認基準。
 - ③ 環境関連の物品及びサービスに対する関税及び非関税障壁の削減または、適切な場合の撤廃。

漁業補助金は第28項における交渉の一部となることに留意。

- ・貿易と環境に関する委員会（CTE）は、これまでの作業を継続する中で、特に次の作業に注意を払う。

- ① 環境措置が市場アクセスに及ぼす影響や、貿易制限措置の撤廃・削減が貿易、環境及び開発に資する状況
- ② TRIPS協定の関連規定
- ③ 環境目的のラベリング要件

委員会は第5回閣僚会議に報告し、交渉の適否を含めて勧告する。この作業及び交渉の結果は加盟国の既存のWTO協定、とりわけ動植物検疫に関する協定上の権利義務関係を変更しない。

貿易と環境に関する途上国に対する技術支援及びキャパシティ・ビルディングの重要性を認識。加盟国間の環境レビューに関する知見の共有を促す。第5回閣僚会議までに報告。

(13) 電子商取引

- ・電子商取引を発展させるよう作業計画を継続。
- ・第5回閣僚会議まで引き続き関税不賦課を宣言。

(14) 技術協力、低開発国（LDC）支援

- ・メンバーの貿易関連能力の向上に関する要請に応える。特にLDC向け技術支援を強化。
- ・LDC產品の無税・無枠の措置に向けた更なる市場アクセスの改善。

3. 作業計画の組織と管理

- ・交渉は、2005年1月1日までに終結。第5回閣僚会議では交渉の進捗状況を評価。
- ・交渉は一般理事会の下に設置される貿易交渉委員会が総覧する。貿易交渉委員会は2002年1月31日までに最初の会合を行う。
- ・交渉の結果の発効は原則として一括受諾（シングル・アンダーテーリング）として取り扱う。早期に交渉が終了した分野については暫定的または確定的に実施しうる。
- ・早期合意は、全体の交渉のバランスの評価において考慮される。
- ・交渉ではない「作業計画」の要素については、高い優先度を付して、一般理事会の総括的な監視の下で検討され、一般理事会が第5回閣僚会議にその進捗状況を報告する。

付録 4

農業モダリティの枠組みの概要 (2004年8月1日 WTO一般理事会で合意)

1. 国内支持

- ① 貿易歪曲的国内支持の全体的削減
 - AMS、デミニミス及び青の政策からなる貿易歪曲的国内支持の合計は、階層方式に従って削減。
 - 貿易歪曲的国内支持の合計は、実施期間の初年度において20%削減。
- ② AMSの削減
 - AMSの最終約束水準は、階層方式に従って実質的に削減。
 - 品目別AMSの上限については、今後合意される方法による平均水準として設定。
- ③ デミニミスの削減
 - デミニミスの削減は、途上国に関する特別かつ異なる待遇に配慮しつつ協議される。
- ④ 青の政策
 - 青の政策の基準は、次のような措置を使えるよう再検討。
 - (i) 生産調整の下での直接支払いについては、固定された面積に基づく支払いである等の要件
 - (ii) 生産が求められない直接支払いについては、固定された面積に基づく支払いである等の要件
 - これらの要件については、追加的な要件とともに、今後交渉される。
 - 過去の期間における農業総生産額の平均の5%を上限とする。

⑤ 緑の政策

- ・緑の政策の基準は、貿易歪曲性がないか、又は最小限であることを確保する観点から再検証、明確化。この場合において、緑の政策の基本的な概念、原則及び効果が維持され、非貿易的関心事項が考慮されることが必要。

2. 輸出競争

- ① 輸出補助金の今後合意される期限までの撤廃。
- ② 輸出信用に対する規律
 - ・償還期間180日を超える輸出信用等を今後合意される期間までに撤廃。
 - ・償還期間180日以下の輸出信用等に対する規律には、利子の支払い、最低利率等の要素を含み、今後更に交渉。
- ③ 輸出国家貿易企業に対する規律
 - ・国家貿易企業に関する貿易歪曲的行為を今後合意される期限までに撤廃。
 - ・輸出独占権の問題は、更なる交渉対象。
- ④ 食糧援助に対する規律
 - ・食料援助の商業的貿易代替防止の観点から、今後合意される運用上効果的な規律を課す。
 - ・国際機関の役割は交渉で対処。
 - ・完全無償化の問題も交渉で対処。

3. 市場アクセス

① 階層方式

- ・関税削減方式は、先進国・途上国に対する単一のアプローチとし、階層方式による。削減は譲許税率から行う。

- ・関税削減は、センシティブ（重要）品目に対する柔軟性を認めつつ、高関税ほどより大幅な削減。
- ・階層の数・決め方、各階層内での関税削減方式は、今後の交渉対象。

② 上限関税

- ・センシティブ（重要）品目の異なる扱いを認める階層方式の下での、上限関税の役割については、さらに評価されよう。

③ センシティブ（重要）品目の選択

- ・センシティブとして取り扱われる関税品目としては、関税割当約束その他の現行の約束を考慮しつつ、今後の交渉によって決められる適切な数を指定。

④ センシティブ（重要）品目の扱い

- ・市場アクセスの実質的な改善は、各品目に適用される関税割当約束と関税削減の組み合わせを通じて達成。しかしながら、交渉におけるバランスは、最終的な結果が当該品目のセンシティビティをも反映している場合にのみ達成し得る。

⑤ 農業の特別セーフガード（SSG）の問題は、今後の交渉対象。

4. その他の論点

- ① 今後対応すべき論点は、分野別イニシアティブ、差別的輸出税、地理的表示。
- ② 輸出禁止・制限に関する規律は強化。

付録 5

香港閣僚宣言の概要 (2005年12月18日 第6回WTO閣僚会議で採択)

1. 農業

(1) 国内支持

- AMSと貿易歪曲的国内支持全体を3階層で削減。EUが最上層、我が国と米国を第2階層、その他の国が第3階層。最上層以外の階層に入る国でAMS水準が相対的に高い国は追加的削減努力。

(2) 輸出競争

- 2013年までの全ての形態の輸出補助金の並行的撤廃等に関する詳細なモダリティを作成することに合意。
- 輸出補助金以外の輸出競争（輸出信用、輸出国貿、食料援助）への規律は、2006年4月30日までにモダリティの一部として確立される。

(3) 市場アクセス

- 階層の数は4つを採用。
- 重要品目について、関係する全ての要素を考慮して合意する必要性を認識。
- 途上国は、タリフラインの適当な数を特別品目に指定できる。また、途上国向けセーフガードを用いる権利を有する。

(4) 交渉のスケジュール

- 遅くとも2006年4月30日までにモダリティを確立

し、モダリティに基づき、遅くとも2006年7月31日までに包括的な譲許表案を提出する。

2. 綿花

- ・綿花に関する全ての形態の輸出補助金を2006年に撤廃。綿花に関して、実施期間の始まりからLDC無税無枠を提供。国内支持について、一般フォーミュラより野心的に削減。実施期間も短縮。

3. 非農産品市場アクセス（鉱工業品等）

- ・複数の係数のスイス方式。
- ・7月枠組み合意パラ8を含む、途上国へのS&Dと相互主義の軽減の重要性を確認。
- ・分野別アプローチの進展を確認、参加は非義務的なものとする。
- ・非譲許品目の取り扱いについて、ノン・リニア・マーケアップ方式を採用。
- ・遅くとも2006年4月30日までにモダリティを確立し、モダリティに基づき、遅くとも2006年7月31日までに包括的な譲許表案を提出する。

4. サービス

- ・附属書Cの目標、方法、日程等に沿って交渉を強化していく。
- ・モード毎の交渉目標等を「努力目標」として規定。
- ・二国間交渉に加えて、リクエスト・オファー交渉を複数国間でも行うことに合意。
- ・今後の日程
 - ▶複数国リクエストの提出（2006年2月28日）。
 - ▶第2次改訂オファーの提出（2006年7月31日）。

►最終的約束表案の提出（2006年10月31日）。

5. 開発

- ・全てLDCの全產品に対して、持続的方法によって、2008年もしくは遅くとも実施期間の始まりまでに無税無枠を供与。
- ・現時点で供与に困難を有する国は、2008年もしくは遅くとも実施期間の始まりまでに少なくとも97%の產品に対し、無税無枠を供与。さらに、上記の義務を漸進的に達成。
- ・「貿易のための援助」について、サプライサイド能力や貿易関連インフラの重要性に言及。

6. ルール

- ・アンチダンピング交渉における交渉の範囲や目的、議長による条文案の提示など今後の交渉の段取り等が記述された附属書Dのとおり、ルール交渉へのコミットメントを再確認。

7. 貿易円滑化

- ・交渉グループの報告（附属書E）に示された勧告を承認。同報告では、香港閣僚会議後速やかに条文ベースの交渉に移行する必要性が指摘されている。

(参考：農業関連部分の概要)

農業交渉

- ・ドーハ閣僚宣言パラ13の農業に関するマンデー^ト及び2004年8月1日に一般理事会によって採択された枠組み合意へのコミットメントを再確認。
- ・特別会合議長の報告に留意。農業委員会特別会合で2004年以降になされた進展を歓迎。
- ・国内支持に関しては、総合AMS及び貿易歪曲的国内支持全体の削減について、3階層に分け、高階層ほど大きく定率削減。
- ・支持水準が最も高い加盟国が最上位階層、2、3番目に高い加盟国が中位階層、他の加盟国が最下位階層。また、低い階層に属し相対的な総合AMSの高い先進国は総合AMS削減の追加的努力を行う。
- ・貿易歪曲的国内支持を効果的に削減するための規律を枠組み合意に従って策定。
- ・貿易歪曲的国内支持全体の削減は、総合AMSの最終譲許水準、デミニミス、青の政策の削減の合計のほうが小さくとも、行われる必要。AMS約束を有していない途上国は、デミニミス及び貿易歪曲的国内支持全体の削減を免除。緑の政策の基準は、貿易歪曲性が最小以下の途上国の政策が緑の政策に含まれることが確保されるよう、再検討。
- ・輸出競争に関しては、2013年までの、すべての形態の輸出補助金の並行的撤廃及び同等の効果を持つすべての輸出措置に対する規律の確保に合意。これは、

実質的な部分が実施期間の前半に実現されるよう、今後モダリティで具体化される形で、漸進的かつ並行的に達成。

- ・償還期間が180日以下の輸出信用に関する規律について、意見の收れんが明らかになりつつあることに留意。国家貿易の貿易歪曲的行為が撤廃されることを確保するため、輸出国家貿易に関する規律は、将来の独占権の使用をも対象。
- ・食料援助については、十分な水準を維持し、被援助国の利益を考慮するとの約束を再確認。真正な食料援助のための「セーフボックス」が与えられるものとし、それ以外については、商業代替の撤廃を確保するため、現物の食料援助、現金化及び再輸出に関する効果的な規律に合意するものとする。
- ・輸出信用、輸出国家貿易、食料援助に関する規律は、2006年4月30日までにモダリティの一部として完成するものとし、モダリティの完成があつてはじめて、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日が、漸進性及びパラレリズムの内容とともに確定。途上国は、引き続き、すべての形態の輸出補助金の撤廃期日後5年間は、農業協定9条4項の規定からの利益を享受。
- ・市場アクセスに関しては、従価税換算値（AVE）についての進展に留意。関税削減について、途上国に適用されるものを含め、適切な境界値について合意が必要であることを認識しつつ、4階層を採用。関連するすべての要素を考慮に入れ、重要品目の扱いに合意する必要性を認識。

- ・特別品目（SP）の指定・扱いと途上国向け特別セーフガード（SSM）の要素に関する最近の動きに留意。途上国は、食料安全保障、生計保障、農村開発の要件に基づく指標を用いて、タリフラインの適切な数をSPとして自ら指定する柔軟性を有する。途上国は、輸入数量及び価格のトリガーに基づくSSMを用いる権利を有するが、その正確なあり方については今後定められる。SP、SSMは、モダリティ及び農業交渉の結果の不可分の一部。
- ・S&Dのその他の要素に関しては、国内支持、輸出競争、市場アクセスの3分野のいくつかの点について、枠組み合意においてコンセンサスがあること、また、その他の点においてもいくらかの進展があったことに留意。
- ・ここで合意したいかなる内容も、熱帯産品及び麻薬となる不法な作物からの転作のために特別に重要な品目、特恵マージン、特恵浸食を含む、枠組み合意に既に反映されている他の問題についての合意内容を弱めるものではないことを再確認。
- ・モダリティ確立及び交渉終結のためには、多くの作業が残っていることを認識。ドーハの目的を満たすためにすべての未解決の問題に対する作業を強化することに合意。
- ・モダリティを遅くとも2006年4月30日までに確立し、これらのモダリティに基づき包括的な譲許表案を遅くとも2006年7月31日までに提出することを決意。

綿花

- ・綿花小委員会のこれまでの作業及びこれまでになされた綿花に関する提案に留意。
- ・加盟国のWTO上の既存の権利・義務を侵すことなく、農業交渉の中で、綿花小委員会を通じて、綿花に関する明確な決定を野心的、迅速かつ具体的に確保するとの次のコミットメントを再確認。
 - 先進国の綿花に対するすべての形態の輸出補助金は、2006年に撤廃。
 - 市場アクセスに関しては、先進国は、実施期間の開始時から、LDCの綿花に対し無税無枠を与える。
 - 綿花生産に対する貿易歪曲的国内支持は、今後合意されるいかなる一般的なフォーミュラよりも野心的に削減され、また、それが一般的に適用されるものよりも短期間に実施されるべきことが目的であることに合意。
- ・事務局長が、一貫性、協調性及び実施の強化を重視しつつ、援助国及び国際機関との協議を更に集中的に行うよう促す。
- ・綿花提案国が生産性・効率性の強化に向けて国内改革に努力していることを歓迎するとともに、そのプロセスを更に深化することを奨励。
- ・綿花の貿易政策的側面と開発支援側面との相互補完性を再確認。
- ・事務局長に対し、適当な期間ごとに一般理事会に報告するとともに、次回閣僚会議に第3回の定期報告

を行うとともに、綿花の価格低下を扱う機関の設立の可能性を探求するよう要請。

LDC無税無枠

- ・先進国が次の措置を行うことに合意し、また、実施する立場にあると自ら宣言する途上国が次の措置を行うべきことに合意。

- (1) ① 安定性、確実性及び予測可能性を確保する方法により、2008年までに又は実施期間の開始より遅れることなく、すべてのLDCの原産であるすべての產品に対する無税無枠の市場アクセスを持続的に供与すること。
② 上記の市場アクセスを供与することについて、この時点で困難に直面する加盟国は、2008年までに又は実施期間の開始より遅れることなく、LDC原産のタリフラインで定義される、97%以上の產品に対し、無税無枠の市場アクセスを供与すること。さらに、これらの加盟国は、類似の開発段階にある他の途上国への影響を考慮しつつ、また、適当な場合には、当初の対象產品のリストに追加を行うことにより、上記の義務の履行を漸進的に達成するための措置をとる。
③ 途上国は、その約束を順次行うことを許容され、產品の範囲に関し適切な柔軟性を与えられる。
- (2) LDCからの輸入に適用される特恵的原産地規則が、透明かつ簡素であり、また、市場アクセスの円滑化に貢献することを確保すること。

- ・加盟国は、この決定の下で採択される制度の実施について、毎年、貿易と開発委員会に対し通報。貿易と開発委員会は、LDCへの無税無枠の市場アクセスを供与するための措置について、毎年審査し、一般理事会に適切な行動を報告。

付録 6

2008年12月の農業交渉議長案の概要

I. 国内支持

1. 貿易歪曲的国内支持の全体削減

- (1) 階層方式に従い、次のように貿易歪曲的国内支持全体を削減

600億ドル超：80%削減

100億ドル超～600億ドル以下：70%削減（※）

100億ドル以下：55%削減

※米国はこの階層に属する。70%削減は145億ドルに相当。

- (2) 追加的努力

- ・貿易歪曲的国内支持全体が農業総生産額の40%以上の中位階層に属する先進国は、最上位階層と中位階層の削減率の差の半分を追加的削減。

2. 総合AMS

- (1) 階層方式に従い、次のように総合AMSを削減

400億ドル超：70%削減

150億ドル超～400億ドル以下：60%削減

150億ドル以下：45%削減

- (2) 追加的努力

- ・総合AMSが農業総生産額の40%以上の先進国は、中位階層に属する場合は最上位階層の削減率との差に相当する部分を追加的削減。最下位階層に属する場合は中位階層の削減率との差の半分を追加的削減。

3. 品目別AMSの上限

- 1995年－2000年の平均。ただし米国については、1995年－2000年の総合AMSの平均を1995年－2004年の品目別の実績で按分した値。

4. デミニミス

- 50%削減。必要であれば、貿易歪曲的国内支持の全体削減率の達成に必要なだけ更に削減。

5. 青の政策

- (1) 青の政策全体の上限：基準期間の農業総生産額の平均の2.5%。この上限は、実施期間の初めから適用。
- (2) 青の政策の品目別上限：米国以外は1995年－2000年の実績の平均。米国は青の政策全体の上限（農業総生産額の2.5%）を、法律で定められた品目別の大支出額の比率で按分した値の[110][120]%。

II. 市場アクセス

1. 階層方式

- 階層方式に従い、次のように関税を削減。
関税率 0%超～20%以下の階層：50%削減
関税率20%超～50%以下の階層：57%削減
関税率50%超～75%以下の階層：64%削減
関税率75%超の階層：70%削減

2. 重要品目

(1) 重要品目の数

- 全品目の4%のタリフラインを重要品目に指定することができる。ただし、最上位階層のタリフラインが30%以上ある加盟国、又は、6桁で譲許しているために重要品目の絶対数において不均衡な

制約を受ける加盟国は、2%多くタリフラインを重要品目に指定することができる。

※日本とカナダはこの制限に同意していない。

(重要品目の数に関し、別紙の作業文書では以下の考え方を提示)

- ・カナダについては、以下の案を両論併記。

[追加分の重要品目についてはTRQ拡大を1.5%上乗せ、標準の4%分の重要品目についてはTRQ拡大を0.5%上乗せすることを条件に]

[追加分も含めた全ての重要品目についてTRQ拡大を1%上乗せすることを条件に] 重要品目の数を2%まで追加できる。

- ・日本については、上記のカナダのための特別な規定では問題は解決しないが、他のアプローチを提示するだけの基礎を議長として持ち合っていない。日本は8%に向けた方法について自らの提案を提示している。

(2) 重要品目の取扱い

- ① 関税削減率は階層方式適用の場合と比べて2/3、1/2、1/3の3パターン。

② TRQ拡大

(原則)

- ・階層方式の1/3の関税削減率を適用した場合は国内消費量の4%以上の拡大。階層方式の1/2の関税削減率を適用した場合は、1/3の場合のマイナス0.5%の水準以上の拡大。階層方式の2/3の関税削減率を適用した場合は、1/3の場合のマイナス1%の水準以上の拡大。

(拡大調整)

- ① より多くの重要品目を指定できるという条項を適用した加盟国は、追加した2%分の品目に、

TRQ拡大を0.5%上乗せしなければならない。

- ② 重要品目については、当該タリフラインのTRQ拡大幅を更に0.5%拡大する場合は、削減後の関税率100%超が許容される。[一般品目については、我が国を含む一部の加盟国は、タリフライン数の1%に限り、①全ての重要品目のTRQ拡大幅を更に0.5%拡大、②当該タリフラインについて関税削減を2年短い実施期間で実施、又は③削減幅を従価税ベースで10%上乗せすることを条件に、削減後の関税率100%超が許容される。]

(高関税の一般品目に関し、別紙の作業文書では以下の考え方を提示)

- ・我が国を含む一部の加盟国は、タリフライン数の2%に限り、実施期間終了後4年までは、削減後の関税率100%超が許容される。ただし、当該100%超のタリフラインの1/4ずつは、実施期間終了後、毎年関税率100%まで削減しなければならない。

(縮減調整)

譲許関税割当量が国内消費量の10%以上ある場合は、TRQ拡大幅は0.5%軽減。国内消費量の30%以上ある場合は1%軽減。

(3) TRQの新設

既存のTRQ対象タリフライン以外は重要品目への指定不可又は既存のTRQ対象タリフライン以外でも重要品目への指定可を両論併記。

(TRQ新設に関し、別紙の作業文書では以下の考え方を提示)

- ① 既存のTRQ対象タリフライン以外でも、全タリフラインの1%以下について、TRQ拡大の2%上乗せ、枠内税率ゼロを条件に、重要品

目への指定可。

- (2) 既存の貿易量が非常に大きいために上記の方法では貿易が制限される品目については、既存の貿易量を考慮した扱いとする。

3. その他の事項

(1) 関税割当

- ・一般品目、重要品目にかかわらず、枠内税率の削減後の税率は、(i)50%の削減率で削減した税率、又は、(ii)10%のうち、いずれか低い方まで削減。実施期間の初日の枠内税率は最大17.5%。なお、現行の枠内税率が5%以下の場合に限り、実施期間1年目の終わりまでに撤廃。

(2) 特別セーフガード

- ・先進国のSSGについては、実施期間の初日に対象ライン数を全タリフラインの1%まで削減し、7年目までに撤廃。SSG対象のタリフラインを重要品目に指定した場合、4%の関税割当の拡大幅を適用。

4. S&D（途上国に対する特別かつ異なる取扱い）

(1) 特別品目

- ① 特別品目の数は、対象タリフライン数の12%
- ② タリフライン数の5%までは関税削減なし
- ③ SP全体の平均削減率は11%
※多くの途上国は数字について留保。

(2) 途上国向け特別セーフガード

- ① 発動し得る対象品目に限定はなし。
- ② 発動基準と追加関税については、数量ベースでは基準輸入量（過去3年平均）の超過に応じて3段階の追加関税。価格ベースでは、基準価格（過去3年の月間平均輸入価格の[85%]）以下の貨

物に対し一定の追加関税。

- ③ 一定の制限の下、追加関税込みの税率がUR譲許水準を超過することを容認。LDC、小規模脆弱経済国、その他の途上国の順に、制限は厳しくなる。

III. 輸出競争

1. 輸出補助金

- (1) 先進国は、2010年末までに支出額を50%削減した上で、残りの輸出補助金を毎年均等に削減し、2013年末までに撤廃。
- (2) 数量は、2003年～05年を基準期間とした実績数量の平均により、実施期間中維持。また、実施期間中を通じて、新しい市場や、新しい品目に対する輸出補助金を出さない。

2. 輸出信用

- (1) 最長償還期間：180日
- (2) 自己資金調達：4年の期間でプレミアムがすべての運営経費及び損失を補填。

3. 輸出国貿

農業輸出国貿に係る輸出補助金、政府融資、損失補填、独占権の使用を撤廃。

4. 食料援助

- (1) 一般的な規律
- ① ニーズに対応したもの
 - ② 完全に無償の形態
 - ③ 被援助国への商業的輸出に結びつけられていない
 - ④ 援助国による市場開拓目的との関連がない
 - ⑤ 商業的再輸出は原則禁止

(2) 緊急食料援助のためのセーフボックス

- ・次の状況下で供与される緊急食料援助は、セーフボックスの範疇であり提訴されない。
 - ① 被援助国又は国連事務総長による緊急事態宣言 又は、
 - ② 各国、WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟並びに関連する、地域的・国際的政府間機関、これらの機関と合同で活動する非政府人道機関の緊急アピールがあり、かつ、
 - ③ WFPを含む適切な国連機関、国連統一アピール、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟の支援下で調製されたニーズ評価がある場合。

(3) 非緊急事態における食料援助の規律

- ・セーフボックスの範疇に入らない現物食料援助で、一定の要件を満たさないものは、商業的代替をもたらすと見なされ、提訴され得る。

IV. その他

輸出禁止・制限

- (1) 食料品、飼料についての輸出禁止又は制限は、実施期間開始後1年以内に撤廃。ただし、輸出禁止又は制限を実施した国と影響を受ける輸入国との間で合意があれば、18ヶ月を超えない期間を設定可能。
- (2) 輸出禁止又は制限を実施する加盟国は、要請に応じて、輸入国と協議を行うとともに、関連する経済指標を含む必要な情報を提供しなければならない。
- (3) 輸出規制を行おうとする当該加盟国は、農業委員会に対し協議の進捗状況を報告しなければならない。
- (4) 農業委員会は毎年、これらの義務に関する年間通報の更新及び監視を実施する。

付録 7

わが国のEPA/FTA交渉の状況 (2009年5月現在)

我が国は、アジアを中心とした11の国や地域とEPAを締結。また、韓国、GCC、インド、豪州、ペルーと交渉している。

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
シンガポール	★署名(1月)	★発効(11月)				見直し交渉 ★署名(4月) ★発効(9月)		
メキシコ		交渉(11月～)		★署名 ★発効(4月)				
マレーシア			交渉(1月～)		★署名 ★発効(7月)			
チリ					交渉(2月～) ★署名 ★発効(9月)			
タイ			交渉(2月～)			★署名 ★発効(1月)		
インドネシア					交渉(7月～)	★署名(3月) ★発効(7月)		
ブルネイ					交渉(4月～)		★署名完了 ★発効(7月)	
ASEAN全体(注1)						★署名(6月) ★発効(7月)		
フィリピン			交渉(2月～)		★署名(9月)		★発効(12月)	
ベトナム					交渉(1月～)		★署名(12月)	
イスラエル						交渉(5月～)	★署名(2月)	
韓国(注2)					交渉(12月～)			
GCC(注3)						交渉(9月～)		
インド						交渉(1月～)		
豪州						交渉(4月～)		
ペルー							交渉(5月～)	

発効・署名・大筋合意

交渉中

(注1) ASEAN全体とのEPAは、2000年8月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーとの間で、2009年1月にブルネイとの間で発効予定。

(注2) 今後、フィリピン、タイ、カンボジア、及びインドネシア各との国内手続き完了の通告後、これら各との間で発効予定。

(注3) 韓国とは、2004年1月以降交渉が中断。

(注4) 2008年6及び12月に「日韓経済振興協定調査交渉再開」に向けた検討及び確認交渉を開催。

(注5) GCC(海湾協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

海外の主な農業団体

インド協同組合中央会（NCUI） (National Cooperative Union of India)

1929年に設立されたインド国内の協同組合の全国機関。その後、地方の金融組織を合併し、1961年に現在の名称に改名された。インド国内の協同組合部門を代表している。JA全中とはAFGC等を通じた交流・連携を行っている。

カナダ農業者連盟（CFA） (Canadian Federation of Agriculture)

1935年に設立された、各州の農業団体（品目横断）、全国的な品目団体などを会員とするカナダ最大の農業団体。20万戸以上の加盟者を有する。2002年の、「公平な農業貿易ルールを求める農業者サミット」のJA全中との共催や、2003年の「2・15WTO国際市民集会」で連帯の意見を表明するなど、JAグループと連携をとっている。

韓国農業協同組合中央会（NACF） (National Agricultural Cooperative Federation)

1961年に設立された韓国農協の全国機関で、日本でいう全中、全農、農林中金の機能を併せ持っている組織。1,300以上の会員組合を持ち、230万人以上の農家組合員

が加盟している。韓国は、日本と同じくアジア・モンスター
ン地域で小規模な家族農業経営を主体としており、WTO
農業交渉等でJAグループと同様の主張を連携して行っ
ている。

豪州農業者連盟（NFF） (National Farmers' Federation)

1979年に設立された、豪州の農業団体で、各州の農業
組織、商品委員会、NFFの系列組織など26組織を会員
としている。関税の撤廃、輸出補助金、貿易歪曲的な國
内支持の撤廃や、高水準の衛生基準を強く求めており、
極端な自由貿易を主張している。

スイス農業者連盟（SBV） (Schweizerischer Bauernverband)

1897年に設立されたスイス最大の農業団体。25州の農
業者連盟、60の傘下団体等で構成され、10万人以上の加
盟者を有する。G10の農業団体として、JAグループと
強く結びしている。

ニュージーランド農業者連盟（FFNZ） (Federated Farmers of New Zealand)

1943年に設立されたニュージーランドの農業団体。農
業者および農村部の地域住民を会員としており、約18,500
名の加盟者を有する。政府の介入無しの自由市場型農業
政策を主張している。

ノルウェー農業者連盟 (NFU) (Norwegian Farmers'Union)

1986年に設立されたノルウェー最大の農業者団体の全国組織。18の県にまたがる662の市町村レベルの団体から構成されている。6万人以上の加盟者を有する。G10の農業団体として、JAグループと長年友好関係にあり、強く結束している。

米国ファーマーズユニオン (NFU) (National Farmers Union)

1902年に設立され、25万戸以上が加盟している。家族経営農業者を主体とした全米第二の農業者団体。地方社会や家族経営による農業を重視しており、農業の多面的機能の重視などJAグループに近い立場を主張している。

米国ファーム・ビューロー (AFBF) (American Farm Bureau Federation)

大規模農業者や農業関係産業を会員とする全米最大の農業団体。1919年に設立され、現在は500万以上の会員（保険契約者を含む）が加盟している。関税の大幅引き下げなどの貿易自由化を主張している。

COPA (EU農業団体連合会) (Committee of Professional Agricultural organisations in the European Union)

1958年に設立された、EU最大の農業団体連合会。EU

加盟27カ国にわたる59団体、1準加盟団体、28連携団体が会員となっている。農業の多面的機能等の非貿易的関心事項を重視するなど、JAグループと連携をとっている。

FNSEA（フランス農業団体連合会） (Fédération Nationale des Syndicats d'Exploitants Agricoles)

1946年に設立されたフランス最大の農業経営者組合。36の専門連合会、2万以上の地域農業組合を擁し、60万人以上の農家が加盟している。COPAやIFAPに加盟し、2003年には、「2・15WTO国際市民集会」で連帯の意見を表明するなど、JAグループと連携をとっている。現在は、FNSEAの会長がCOPAの会長を務めている。

付録 9

全世界の農業者代表による共同宣言 (2007年6月)

我々、全世界の開発途上国、先進国の農業者代表は、WTOドーハ・ラウンド農業交渉の現状に強い懸念を共有する。

現在、貿易交渉は、数少ない農産物大輸出国の利益に支配されている。農村住民の安定的な食料の確保、農村活性化や世界の貴重な農地資源の保全などに農業が果たしている特別な役割は、完全に無視されている。

さらに、交渉に関わる全ての者は、ドーハ・ラウンド交渉は「開発ラウンド」であり「市場アクセスマウンド」ではないという基本に立ち返るべきである。途上国にとって何より必要なことは、食料安全保障や農村住民の生計保障の確立に向け、自国農業の基盤を確立することだが、このことも、交渉では完全に無視されている。

G10、G33、ACPグループの参加国ならびにEU加盟国を含む、WTO加盟国の3分の2以上の国々は、これまで、こうした関心事項を含め、輸入国のセンシティビティがWTOにおいて尊重されなくてはならないことを明確に主張してきた。

しかし、農業交渉をとりまとめるファルコナー議長ですら、交渉の今後の動向について見解を示した先般の議長文書になかで、非貿易的関心事項について一切言及していない。それどころか議長は、ケアンズグループ、米国やG20といった食料輸出国の利益に注目し、50%を超える関税削減を提案する一方、脆弱なセンシティブ（重要）品目、特別品目（SP）を各国が保護するための手

段については、提案は全く不十分なままである。

我々は、明確で透明性のある貿易ルールの尊重や、世界市場の安定を損なわない政策手段の確立などの目標に向けて、全てのWTO加盟国が取り組むことを強く支持する。そして、これらのルールは、食料・農業に関する国民の懸念に応えた政策を各国が実施することも、認めるものではなくてはならない。

万が一、今後の交渉がファルコナー議長の提案にもとづいてすすめられることになれば、世界各地の農業生産は危機に瀕することになろう。また、農村、とりわけ貧しい途上国の農村に住む、世界の人口の半分にも及ぶ人々に深刻な結果をもたらすことになろう。大規模農業や多国籍貿易企業との競争にさらされたとき、世界の農業者は、どうやって持続的な農業生産を実現し、どうやって環境に負荷を与えることなく、気候変動の解消を助ける方法で営農を続ければよいのだろうか。

国際的に貿易される農産物は、全世界の農業生産のわずか1割である。これに着目するあまり、幅広く重要な農業の役割を損ねるような貿易ルールを確立することは、ナンセンスである。我々はWTO交渉の決着を求めているが、悪い合意ならば、合意しないほうがよい。

我々は、以下の懸念に応えうる、WTOにおける公平で公正な成果を要求する声をあげるよう、全世界の数百万の農業者と、その家族に対し呼びかけるものである。

- 交渉は透明で、民主的で、全てのWTO加盟国が参加するものでなくてはならない。
- ドーハ交渉の成果は、バランスがとれ、公平で、多様な農業の共存を確保するものでなくてはならない。
- 全てのWTO加盟国は、十分な国内生産を維持し、

食料安全保障を確立する権利を有する。

- 全てのWTO加盟国は、食料安全保障、食品安全性、環境、農村コミュニティ、動物愛護に関する国民の懸念など非貿易的関心事項を満足させる権利を有する。
- 資源に乏しく、脆弱で小規模な農業者が真に必要とするものを満たし、食料主権を確保するため、開発途上国に対する特別かつ異なる待遇が十分に考慮されなくてはならない。
- 国内支持、輸出競争および市場アクセスの各分野で行われる加盟国の努力は、バランスよく行われなくてはなくてはならない。
- 関税削減は、G20や米国の提案だけではなく、全てのWTO加盟国の主張を反映させたものとし、ファルコナー議長の提案水準を十分下回るものではなくてはならない。
- 上限関税は受け入れられない。
- 各国がそれぞれ適切な数のセンシティブ（重要）品目や特別品目を指定できるようにするとともに、十分な柔軟性が与えられなくてはならない。
- 特別セーフガードは、先進国・途上国ともに維持されなくてはならない。
- 地理的表示が保護されるよう、ルールが強化されなくてはならない。

以上

(注) この宣言には、2007年6月9日現在、54カ国、91の農業団体が署名を行い、現在さらなる支持拡大に向けて取り組みを継続中。

なお、WTO加盟国は151カ国（2007年9月現在）。農業団体の国際組織として代表的なIFAP（国際農業生産者連盟）は85カ国の115団体により構成。

アフリカ（15カ国・15団体）

コンゴ・キンシャサ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ：5カ国5団体が東アフリカ農業者連盟（EAFF）として署名。

ブルキナファソ、ベナン、コートジボワール、ガンビア、ギニアコナクリ、ギニアビサオ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴ：10カ国10団体が西アフリカ農業者連盟（ROPPA）として署名。

アメリカ（4カ国・9団体）

ボリビア：小農経済組織統合連合（CIOEC-Bolivia）

カナダ：ブロイラー孵化用卵販売機構、カナダ鶏肉農業者連盟、カナダ七面鳥販売機構、カナダ鶏卵販売機構、カナダ酪農民連盟、ケベック州農業者連盟

ニカラグア：全国農業者・牧場主組合（UMAG）

メキシコ：メキシコ全国農村連盟（CNC）

アジア（5カ国・5団体）

インド：インド協同組合中央会

日本：JA全中

韓国農協中央会（NACF）

モンゴル農協協議会

スリランカ独立農業者ネットワーク

ヨーロッパ（30カ国・62団体）

アイスランド農業者協会

ブルガリア農業団体協同協議会

EU（ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、英国、デンマーク、アイルラ

ンド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド、ラトビア、リトニア、エストニア、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、キプロス、マルタ）：25カ国の56団体がCOPA-COGECAとして署名。

ノルウェー：ノルウェー農業者連盟、ノルウェー農業
協同組合連盟

ルーマニア農業生産者全国連盟

イスラエル農業者連盟

付録10

食料危機はWTO合意で解決されるものではない

—アフリカ、アジア、アメリカ、ヨーロッパの農業者の声が尊重されなければならない—

我々は、すべての人々の声が尊重されるよう求める。貿易交渉が、農業の持続可能な発展を破壊し、世界中の農業者を更なる危機にさらすことは許されるものではない。また、我々は、貿易のために「食」の広範な役割を売り渡さないよう、WTO会合に出席している閣僚に求める。食料は、人間の生命に欠かせないものであり、他の商品と同様に取り扱われたり、投機の対象としたりできない。

我々、世界中の途上国及び先進国の農業団体首脳は、現状のWTOドーサ・ラウンド農業交渉に対して深刻な懸念を共有している。

現在の食料危機の原因は、貿易が不足しているためではなく、明らかに生産が不足しているためである。2000～2006年にかけて、農産物貿易は、世界の農業生産の2倍の速度で増加している。また、貿易自由化は、小規模で脆弱な農業者の犠牲のもとに、大規模な企業的農業者や多国籍貿易企業に利益をもたらしており、そのことが、各国で最も必要とされている農業・農村開発の妨げとなっている。

我々は、すべてのWTO加盟国が、明確で、透明で、予見可能な世界貿易の共通ルールを確立し、世界の成長

と雇用に寄与し、貧困と飢餓を緩和するバランスのとれた成果を強く支持する。

しかしながら、世界の農業者が収益を上げ、持続可能な方法で生産力を増強させることで、高まる食料需要を満たせるようにするには、農業者にそのための手段が与えられ、動機づけがなされる必要があり、自由化の度合いは軽減されなければならない。

国民に対して食料安全保障と食の安定供給を確保することが急務ななか、現在WTOで交渉されている提案は、世界の多くの国において、その力を弱めるものである。このような状況にあっては、悪い合意ならしない方が良い。

我々は、以下の基本理念と具体的な考え方が農業モダリティの結果に完全に反映されなければならないと考える。

■ 基本理念

- 自給率を向上させ、食料安全保障を確立するため、すべての国は、国内消費のために食料生産を行う権利を付与されなければならない
- 食料供給と価格の安定をはかるため、貿易ルールにおいて供給管理などの政策措置が認められなければならない
- 開発途上国への特別かつ異なる待遇及びキャパシティ・ビルディングを通じて、資源に乏しく、脆弱な小規模農業者の真の懸念に対処しなければならない
- 食品安全性、環境保護、動物愛護、農村のニーズなど国民が必要としている非貿易的関心事項に、対応する権利をすべての国が有するべきである

具体的考え方

ファルコナー議長の提案は、以下の通り変更されなければならない。

- 関税削減については、主要な農産物輸出国の立場だけではなく、すべてのWTO加盟国の立場を反映しなければならない
- 十分な数の重要品目の自主選択を可能とするとともに、これら品目のセンシティビティに十分配慮して関税および関税割当の双方が最大限の柔軟性をもって取り扱わなければならない
- いかなる形態の上限関税であっても全く受け入れられない
- 特別品目に適用される条件は、農業生産上の気象条件、人口、雇用の側面を考慮し、農村開発、食料安保、生計保障といった開発目標に応えたものとすべきである
- 低開発国やACP（アジア・カリブ・太平洋）諸国からの輸入に対して、特恵条件を侵食するようなWTOルールであってはならない
- 輸入急増や価格変動に対処するセーフガード措置は、途上国と先進国の双方にとって維持されなければならぬ
- 予見可能で、透明性のある、貿易を歪めないルールが確保されるよう、すべての形態の輸出支持について同等な取り扱いがなされなければならない
- 各国における食料の安定供給を確保するため、開発途上国への特別かつ異なる待遇を認めつつ、輸出禁止・

制限措置、輸出税に対してルールを強化すべきである

- 生物多様性と地理的表示に対するルールの強化が図られなければならない

2008年7月22日

スイス ジュネーブ

【アフリカ：5カ国、2団体】

ケニア全国農業生産者連盟、東アフリカ農業者連盟
(コンゴ・キンシャサ、ケニア、ルワンダ、タンザニア、ウガンダ)

【アジア：4カ国、5団体】

インド：インド協同組合中央会

日本：JA全中、全国農業會議所

韓国：韓国農協中央会

スリランカ：スリランカ独立農業者ネットワーク

【アメリカ：1カ国、6団体】

カナダ：カナダ七面鳥販売機構、カナダ鶏肉農業者連盟、カナダ養鶏事業者協会、カナダ酪農民連盟、カナダ鶏卵販売機構、カナダUPA

【ヨーロッパ：30カ国、6団体】

EU：EU農業団体連合会・EU農協連合会

アイスランド：アイスランド農業者協会

ノルウェー：ノルウェー農業者連盟、ノルウェー農業協同組合連盟

スイス：スイス農業者連盟

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

メモ

